平成25年度 事務事業評価結果表

平成25年12月 企画部企画課

平成25年度(平成24年度実施事業分)について、市の事業として、継続的に実施している343事業について事務事業評価を行いました。集計結果は下記のとおりです。

評価の分類	説明
Α	必要性・有効性・効率性が高く、継続または拡大・充実する必要がある
В	必要性・有効性があり、継続または見直す必要がある
С	必要性・有効性が低く、抜本的に見直す必要がある
D	必要性・有効性・効率性が低く、縮小・廃止・統合を検討する必要がある

1)評価・今後の方向性について(件数)

単付:件数

				구다·미씨
	総合評	価	今後のフ	5向性
	1次評価	2次評価	拡大•充実	24
Α	309	312	現状維持	224
В	25	21	方法改善	81
С	5	7	民間委託等	1
D	4	3	縮小	6
計	343	343	終期設定/統合	2
※総合計画後	期基本計画実施計	画に基づく事業を評価す	廃止/休止	5
る。			計	343

2)今後の方向性が「終期設定/統合」となっているもの(各部局毎)

部署	件数
生活環境部	1
産業観光部	1
合計	2

3)今後の方向性が「廃止/休止」となっているもの(各部局毎)

部署	件数	部署	件数		
福祉部	2	産業観光部	1	合 計	5
生活環境部	1	教育委員会	1		

2)今後の方向性が「終期設定/統合」となっているもの(2件)

シ	—ŀNo	. 所管課	事務事業名	行政改革アク ションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次 評価	H25年度 2次 評価		H25年度 今後の方向性
6	3 2	下水道課	地域自主戦略 交付金事業 (農業集落排 水事業)		水質汚濁防止法		施設の適切な機能保全とライフサイクル コストの低減を図る。	既存施設の状態を診断調査及び評価 し、これに基づく劣化予測をおこない施設 機能の保全対策を比較検討してライフサ イクルコストが最小となるような農業集落 排水事業最適整備構想を策定する。	А	А	終期設定/統合	平成25年度をもって事業終了。 平成25年度以降は、農業集落排水事業最適整備構想 に基づいた整備(改築、統合)事業の導入を図る。
7	3 7	観光·商工課	水道料金緊急 経済対策助成 金	該当				平成23年度調定分から平成25年度調定分までの間、増加額から30万円を控除した額が、20万円以下の場合は当該助成対象額の2分の1の額、20万円を超えた場合は当該助成対象額の3分の2の額に10万円を加算した額を助成する。	С	С	終期設定/統合	終期設定された事業のため、対象企業に周知し、平成26 年度末をもって助成金交付要綱を廃止する。

3)今後の方向性が「廃止/休止」となっているもの(5件)

シー	⊦No.	所管課	事務事業名	行政改革アク ションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次 評価	H25年度 2次 評価		H25年度 今後の方向性
51	27	福祉課	ながさかリハ ビリセンター管 理事業	非該当	北杜市ながさかリハ ビリセンター条例		当該施設において、機能回復訓練等を 行うことにより地域の中で健やかに暮ら せるようにする。	ながさかリハビリセンターの運営事業を、 NPO法人峡北地域生活支援システム杜 の風を指定管理者として委託している。 利用しようとする者は、指定管理者の許 可を得て、指定管理者が行う事業を利用 する。	D	D	廃止/休止	現在の指定期間終了後(平成27年度から)に、直営施設として検討する。
52	21	子育て支援課	保育事業(保 育園バス)	該当	児童福祉法	保育園児の送迎、園 外活動への使用	園児と保護者の利便性を確保するため に通園バスによる送迎を行うとともに、園 外での保育活動を充実させる。	長坂保育園、日野春保育園、小泉保育園、白州保育園、武川保育園の保護者より利用申し込みを受け、送迎を行うとともに、市内の公立保育園で行う、遠足、プールへの送迎や園外活動に活用する。	С	O		保育園通園バスは、平成27年度までを目途に運行を廃止する方向で、バスの活用方法について検討するとともに、保護者への周知を行う。
63	4	下水道課	合併浄化槽市 町村整備推進 事業	非該当	水質汚濁防止法	東小尾・日影地区の 各世帯	生活環境、公衆衛生の向上を図る。	公共下水道及び農業集落排水施設計画 区域外の集落を対象として市が個別処 理合併浄化槽を設置する。	А	А	廃止/休止	平成25年度をもって事業終了。 平成25年度移行は、適切な維持管理を行い処理水質を 確保し、設備の長寿命化を図る。
73	8		就職祝金支給 事業	非該当	北杜市定住促進就職 祝金支給規則	市内就職者	①市内への若者の定住を促す。 ②市内商工業の雇用の安定と活性化を 図る。	市内への定住を前提として、市内企業に就職した若者に祝金を支給する。	D	D	廃止/休止	定住・移住促進の観点も併せて、より効果的な制度へ転換していく必要があり、検討する。
112	18	生涯学習課	全日本ジュニ ア障害馬術大 会事業	非該当	北杜市生涯学習振興 補助金交付要綱	全国の馬術競技を行う小中高生、市民	大会開催により、市民に馬術を理解して もらうとともに、全国の青少年に馬術競技 の素晴らしさを体感してもらう。		А	А	廃止/休止	主催者である(公財)日本馬術連盟が、平成25年度を もって山梨県馬術競技場を会場としないことを決定したため事業を終了する。

No.	シート	NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
政	策	秘	書課									
1	11	1	南アルプス世 界自然遺産登 録事業	非該当		南アルプス(動植物) 市民(県民、国民、全 人類)	世界自然遺産登録(ユネスコエコパーク登録)	静岡県、長野県、山梨県の10市町村で、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を構成し、世界自然遺産登録を目指す。 山梨県の4市町(南アルプス市、韮崎市、北杜市、早川町)で、県連絡協議会を構成し、主に啓発活動等を行う。	А	А	現状維持	県推進協議会の中心となっている南 アルプス市へ、事務が繁雑の時期 に、職員を派遣し対応する。 啓発活動や住民説明等を検討す る。
2	11	2	環境保全基金 活用事業	該当	北杜市環境保全基金 活用検討委員会設置 要綱		市民提案による環境保全活動へ取り組 みへの助成を行い、もって全市民・市内 全域を保全する。	市民の提案に基づき、協働で環境保全 (里山整備)、環境教育等に努めていくた めに、環境保全協力基金を活用し、市民 提案型の事業へ助成を行う。 また、平成25年度から環境にやさしいイ ベントづくりへの取り組みを推進させる。	А	A	方法改善	単年度では成果が上がらないことから、H25年度中に交付基準を見直すため、基金活用検討委員会に提案し、検討する。
3	11	3	広報広聴事業	該当		市民	市が行う施策を分かりやすく伝える。 市民が市に求めるものを的確に把握す る。	①広報による主要施策の周知。 ②手軽な問い合わせ先としてのinfoメールの活用。	А	A	現状維持	手にとってもらえる広報作りのため、わかりやすい紙面作りに努める。
4	11	4	ホームページ による情報提 供事業	該当		市ホームページ	高頻度の更新による最新情報の提供 障害等のない、安心して使用できるHPを 安定して提供。	①職員の入力技術の習得を図り、情報を確認した上でこまめに発信するよう努める。 ②保守体制の充実。	А	А	拡大·充実	市民へのPRが必要であるため、 ケーブルテレビ等でホームページの 紹介をする。
5	11		ケーブルテレ ビ事業	該当	ケーブルテレビ情報 連絡施設条例	市民	地域に根ざした公共放送として、豊かで 良質な放送を提供する。	自主番組で北杜市の情報を提供し、いき いきとした市の姿を伝えることで市民の 一体感を育てる。	В	В	方法改善	事前の情報収集を行い、地域情報を数多く取り入れ地域に密着した番組づくりを目指す。また、 アンケート調査を実施し、市民の要望や改善事項を把握して取り組む。
	- ·				H25 ²	年度今後の方向性につ	いての集計(2次評価:政策秘書課)	単位:件			拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 2 2 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 5

No.	シー	⊦NO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
介	画	課										
6	21	1	交通安全啓発 事業	非該当	北杜市交通安全条例	交通社会に参加する すべての市民	交通事故「0」。	啓発事業によって交通安全教育や交通 安全の意識向上を図り、交通事故を防止 するものである。	В	A	方法改善	北杜交通安全協会各支部との啓発 用品等の共同購入することによって 経費を削減する。啓発事業の2重 (北杜市と各支部)業務について、それぞれの役割を確認し、業務1本化 を検討する。
7	21	2	専門交通指導 員設置事業	非該当	北杜市交通指導員設 置要綱	市民	地域の交通秩序と安全を保持する。	市専門交通指導員が、児童生徒の登下 校時の街頭指導や、保育園や小学校の 交通安全教室での指導及び交通安全の ための啓発活動を行う。	А	Α	現状維持	高齢者を対象とした交通安全教室の 開催や啓発活動に努める。また、交 通指導員が研修会へ積極的に参加 し、より質の高い指導を目指すととも に、市民の交通安全意識の高揚を 図る。
8	21	3	交通安全施設 整備事業	非該当	北杜市交通安全条例	交通社会に参加する すべての市民	交通事故「0」。	道路整備状況は、年々変化し、交通状況 や住民要望に応じた適切な交通安全施 設が必要となっており、また交通事故「0」 を目指すためには、交通安全施設の適 切な維持・管理が必要であるため、施設 整備を行うことである。	А	A	現状維持	公安委員会、警察署の理解と対応 が得られるよう側面的に努める。施 設の一括発注等により、効率の良い 設置に努める。
9	21	4	市民バス運行事業	該当	北杜市民バス条例	北杜市民バス利用者	日常生活に必要(通勤・通学等)な移動交通手段を確保し、「安全・安心」な環境整備に寄与するものである。	デマンドバス実証運行の終了に伴い、市 民バス運行の利便性を図り、市民生活に 必要な交通手段を確保するものである。	А	Α	方法改善	より多くの利用者を確保するために 市民バス路線運行ルートの見直しを 検討する。乗降調査や現場検証をし ながら効率的な運行体系を目指して いく。
10	21	5	赤字路線バス運行負担金	非該当	北杜市生活バス路線 維持補助金交付要綱	等赤字(生活)バス路	日常生活に必要(通勤・通学等)な移動交通手段を確保し、「安心・安全」な環境整備に寄与する。	山梨県地域間幹線系統確保維持計画に認定され、国・県補助対象路線とされている山交タウンコーチ(株)の運行路線である韮崎・増富温泉郷線や韮崎・仁田平線(系統を含む)の運行赤字分に対して、韮崎市との按分補助により、日常生活に必要な移動交通手段を確保するものである。	А	Α	現状維持	市民バス路線との連携を図り、利便性を高め、相乗的な利用効率の向 上を図る。
11	21	6	廃止代替バス 路線運行委託	非該当		等廃止代替バス利用	日常生活に必要(通勤・通学等)な移動交 通手段を確保し、「安心・安全」な環境整 備に寄与する。	国道20号線沿い(北杜市白州町から韮崎市)を運行していた山交タウンコーチ(株)の運行路線廃止に伴い、北杜市と韮崎市による廃止代替バス運行を委託し、日常生活に必要な移動交通手段を確保するものである。	В	А	方法改善	市民バス路線との連携を図り、利便 性を高め、相乗的な利用効率の向 上を図る。
12	21	7	地域情報化推進事業	非該当	高度情報通信ネット ワーク社会形成基本 法 IT新改革戦略、やまなしITプラン		電子申請、届出による利用者の利便性向上。	山梨県内自治体の情報推進担当が電子 自治体の推進について協議を行う。やま なしくらしねっとの活用により申請、届出 が出来る。携帯メール等による防犯・イベ ント等の情報収集が出来る。	А	A	現状維持	市民へ広報、HP等で利用率が向上 するよう周知を図る。
13	21	8	結婚支援事業	非該当	北杜市補助金等交付 規則	*	結婚相談所等における相談活動を通じて、結婚を希望する者に出会いの場を積極的に創出する。	結婚相談、出会いのイベント・スキルアップセミナー等の実施。	А	А	現状維持	相談員の研修会や情報交換の場を 提供する。情報交換については、市 内だけでなく他市町村の相談員と連 携し、相談者の選択の幅を広げられ るよう検討する。

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
14	21	9	男女共同参画 推進事業		男女共同参画社会基 本法	ᅲᅜ	市民一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に参画することのできる心豊かな活力ある社会を実現する。	男女共同参画推進委員を中心に、出前 講座や情報誌『杜のほほえみ』の発行、 啓発事業として「ほほえみふぉーらむ」を 開催し、推進を図る。	А	А	現状維持	地域に出向いて紙芝居や寸劇など による推進活動、フォーラムの開催 など積極的に行う。
15	21	10	行政改革推進 事業	該当	行政改革推進法	市民、市の行財政運 営、職員	簡素で効率的な市政運営を確保する。	・第2次行政改革大綱及びアクションプランの進捗管理 ・事務事業評価による行政運営の改善	А	A	拡大・充実	第2次行政改革大綱(アクションプラン)の検証を行い、より効率的な行政運営が図られるよう、行政改革推進委員会の意見を伺いながら、平成25年度に(仮称)第3次行政改革大綱(アクションプラン)の策定を行う。
16	21	11	事業仕分け推 進事業	該当		事業	市が実施する事務事業について、市民 等を含めた多角的な視点から事業の必 要性を評価し、スリムで効率的な行政運 営の推進を図る。	平成24年度事業仕分け(試行)を下記の 日程にて実施した。 日時:平成24年11月24日(土)、25日(日) 場所:本庁大会議室 内容:事業仕分け16事業	А	А	現状維持	より多くの議論を深く行えるよう、1 事業に対する仕分け時間の見直し を検討する。
17	21		峡北広域行政 事務組合負担 金	非該当	峡北広域行政事務組 合規約	峡北広域行政事務組 合構成市町村(北杜 市·韮崎市·甲斐市)	構成市町村の事務を共同処理する。	構成市町村にかかわる広域市町村圏計画・消防・ごみ・し尿等の事務を処理する。	А	А	方法改善	負担金の増大が予想されるので、組 合及び関係市と十分協議を行う。
		•			H2	- 5年度今後の方向性に	ついての集計(2次評価:企画課) 単	· ·位 : 件			拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 7 4 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 12

No	o. シー	- - NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン		対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
ŕ		課		-								
1	8 23	1	庁舎等維持管 理事業	非該当		庁舎(施設·設備)	庁舎(施設・設備)を維持管理し、良好な 状態を継続させることにより、市民サービ スの向上と執務環境を適正に維持する。	電気保安業務、エレベーター保守業務、 夜間警備、消防設備保守業務、清掃業 務委託等により庁舎(施設・設備)の適正 な維持管理を行う。	А	А	拡大・充実	新館の建設により耐震化の問題は クリアできたが、慢性的な駐車場不 足は否めない。駐車場不足について は、新館建設時に一時的に借用して いた中央自動車道高架下を継続し て公用車専用駐車場として使用でき るよう申請を行う。 また、駐車場舗装面の劣化について は、来庁者用駐車場部分の舗装工 事を行い、来庁者の利便性を確保す る。
1	9 23	2	車両管理事業	非該当	北杜市公用車等管理 規則	公用車	公用車の適正な管理及び効率的かつ安全な運行。	適正な整備(車検、点検等)を実施し、グループウェアの公用車予約システムにより効率的な管理を行う。	А	А	方法改善	職員の不注意による自損事故が発生しているので、職員に対する安全 運転の徹底や啓発等に取組み、事 故発生の抑制と事故による修繕料 等の経費削減を図る。
2	0 23	3	情報系システ ム管理事業	非該当			情報系システムの活用により住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けて 安定した運用を図る。	情報系システムは財務会計・人事給与・ 文書管理等の内部情報システム及びグ ループウェアを中心とする庁内イントラ ネットシステムの運用。端末は一人一台 整備している。	А	А	現状維持	情報系システム(財務会計・人事給与、文書管理)・機器等の安全かつ円滑な運用を維持するため、引き続き保守業務を行う。 情報系システム・機器等の次期更新については、事務処理の効率化、安定稼動等とトータルコスト縮減に向けて検討を行う。
2	1 23	4	業務系システム管理事業	非該当		業務系システム(ソフト ウェア、ハート・ウェア、ネット ワーク)	業務系システムの活用により住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けて 安定した運用を図る。	住民情報・税務情報・福祉情報等の業務系システムの運用	А	Α	現状維持	業務系システム・機器等の安全かつ 円滑な運用を維持するため、引き続き保守業務を行う。 業務系システム・機器等の次期更新については事務処理の効率化、安 定稼動等とトータルコスト縮減に向けて検討を行う。
2	2 23	5	ネットワーク管理事業	非該当		庁内及び施設間ネットワークシステム	庁内及び施設間ネットワークにおける通信基盤の整備と保守管理を行うことにより、電算システムを利用した事務処理の迅速化、効率化を図る。	庁内及び施設間において、コンピュータを使用した事務処理の基盤となる庁内ネットワークの安定稼働を図るため、アクセス制限などのセキュリティ確保や事務処理に必要な通信容量の確保を含めて、ハード・ソフト両面での保守管理や整備を行う。	А	А	現状維持	電算システムに関しては、行政事務 執行上必要不可欠であることから、 ネットワークを構成している機器等 については計画的に更新していく。 また、管理運用については、セキュ リティ研修を実施する。
2	3 23	6	指定管理施設 推進事業	非該当	地方自治法	北杜市の公の施設	利用者へのサービス低下が生じないよう、施設の機能維持を図る。	指定管理協定に基づき、緊急に市が実施しなければならない施設の修繕を実施する。	А	А		施設所管課と連携して指定管理者との意見交換を行い、施設の現状及び修繕箇所の把握を行うとともに、施設所管課において計画的な修繕の実施を行うための予算計上等必要な措置が取られるよう指導を進める。
2	4 23	7	普通財産処分 事業	該当	北杜市公有財産管理 規則 北杜市未利用地売却 事務処理要領	普通財産	普通財産の適正な管理及び貸付、売却 処分等による有効的な運用を図る。	普通財産の適正な管理をするため草刈 等を行い、未利用地の有効的な運用を 図るため、貸付、インターネットを活用し た売却処分等を積極的に行う。	А	А	拡大·充実	財産管理システムの整備を行い、売 却可能資産を洗い出し、インター ネットを活用した公有財産の処分を 積極的に進める。

No.	シー	-FNO		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
25	23	8	指定管理施設 有効活用事業	該当	地方自治法	北杜市の公の施設	サービスの向上及び経費の削減。	施設の管理運営を民間に任せ、民間の 持つノウハウを活用して施設の有効活用 と市民サービスの向上を図る。	Α	А	方法改善	指定管理期間の満了時には、本制度導入の適否も含め、施設に適した管理運営方法の選択を検討する。本制度を導入すべき施設においても、更なる改善や有効活用が図られるよう、公募による指定管理者の選定を推進する。
			•					•		•	拡大・充実	2 現状維持 4
					H2	5年度今後の方向性に	:ついての集計(2次評価:管財課)	単位:件			方法改善 縮小	2 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0
											廃止/休止	0 合計 8
											拡大・充実	3 現状維持 11
					H2	5年度今後の方向性に	:ついての集計(2次評価:企画部)	単位:件			方法改善	6 民間委託等 0
											縮小 廃止/休止	0 終期設定/統合 0 0 合計 20

No.		NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
総	務	課										
26	31		交通災害共済 事務事業	非該当		相互扶助による市民 生活における救済、 福祉の増進を図る。	市民に制度の周知を図り、1人500円の 掛け金で、交通災害共済制度への加入 を促進する。	行政区長を通じ制度の周知を図るとともに、市広報、ホームページ及びチラシ等を活用し、市民の理解を求め加入を推進する。また、加入方法等の見直しを検討し事務の効率化を図る。	А	А	方法改善	平成26年度中に共済事務の要否についてアンケート調査を行い、方法 改善等について協議検討を行う。
27	31	2	消費者行政相 談事業	非該当	消費者保護法消費者契約法	市民	消費者の保護と安心な消費者生活。	消費生活相談窓口等の機能強化及び消費者教育、啓発事業	А	А	現状維持	関係機関と連携し、勉強会・説明会、講演会等への参加、開催を積極的に支援する。また、消費者トラブルに関する広報・チラシ等による周知活動を引き続き実施する。
28	31	3	消費生活研究 会活動支援事 業	非該当	北杜市補助金等交付 規則	消費生活研究会	団体支援、補助を行うことで、会員相互 が自主的実践活動を通して必要な知識 を高め、生活の向上を図る。	消費者関連の学習会、物価調査、講演会、広報紙の発行などを行い、消費者知識の習得を支援する。	А	А	現状維持	消費生活研究会の活動状況、各種 お知らせ等を市民に対し定期的に配 信する。また、補助金については見 直しを検討する。
29	31	4	職員研修事業	該当	地方公務員法	職員	職員の意識改革と資質の向上を図る。	北杜市人材育成基本方針に基づき、山梨県市町村職員研修所等で開催される研修を計画的かつ積極的、有効的に活用する。また、市独自の研修会を実施する。	А	А	拡大·充実	引続き管理職員が人材育成の重要 性を認識し、部下職員が研修へ参加 するよう指導し、職員が積極的に研 修へ参加しやすい環境に配慮を行 う。
30	31	5	自治体·民間 企業人事交流 事業	該当		職員	他の省庁や自治体等と人事交流することで、職員の意識改革や職場の活性化を 図る。	国の省庁や他の自治体(県・市町村)及 び海外の友好都市等と、計画的に職員 の人事交流を行う。	А	А	現状維持	今後も人事交流について周知を図るとともに積極的な参加を促し、毎年度、省庁や他の自治体(県・市町村)及び海外の友好都市等と計画的に人事交流を継続して行う。また、民間企業との人事交流についても検討を行う。
31	31		人事評価制度 導入事業	該当	地方公務員法	職員	職員の能力開発、人材育成を通じた公務能率の向上。	人事評価制度を構築し、制度に基づき試 行する。	А	А	方法改善	職員(評価者及び被評価者)向けの 研修を実施し、人事評価制度の意 義、評価の方法、評価のルール等に ついて職員の認識の統一化を図る。 また、「私の希望と意見」の改善を含 めた活用方法についても併せて検 討を行う。
			-		H2	 5年度今後の方向性に	! ついての集計(2次評価:総務課) 単	! !位:件		ı	拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 2 民間委託等 0 終期設定/統合 0 合計

No	. シー	- ├ NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン		対象(誰を何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
ţ	也域	課										
3:	2 32	1	地域防災計画 推進事業	非該当	災害対策基本法	市民	市民の生命、身体及び財産を災害から 保護する。 災害に強く、安心して暮らせる生活環境 の確保。	必要に応じて、市地域防災計画等の随時見直しを行い、防災活動に万全を期すとともに、市民に対し広報紙、ホームページ、ハザードマップ等を用いて防災啓発を推進する。 職員防災初動マニュアルを作成配布し、災害時に迅速に対応できるよう職員の初動体制の確立を図る。	А	А	現状維持	市の地域防災計画の概要を掲載するほか、市民が防災・減災に取り組むためのガイドブックとしてのダイジェスト版を作成し、家庭において活用していただくため各戸配布を行う。災害時の職員初動マニュアルを平成24年度に整備したことから、これに基づき初動体制の確立を図る。
3:	3 32	2	災害対策事業	非該当		市民	市民の生命、身体及び財産を災害から 保護する。 災害に強く、安心して暮らせる生活環境 の確保。	・災害に備えるため災害用衛星電話の維持や山岳救助への補助等を行う。 ・防災・防犯情報を受け取れる「北杜ほっとメール」をPRするためチラシの作成配布。 ・各総合支所敷地内に設置する既存の震度計を支所移転に伴い移設する。 ・土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップを作成し、市民に危険箇所の周知に努める。	А	A	現状維持	停電等で電話回線に不都合が生じた場合の手段として、本庁と各総合支所等に簡易無線機を必要に応じ整備していく。また、土砂災害警戒区域の追加を受け、これらの情報を市民に周知し減災へ向けた取り組みを促すため、これらを記載したハザードマップを作成し市民に配布する。加えて、PR用チラシを活用し、市民メール「北柱ほっとメール」登録者の拡大を進める。
34	4 32	3	防災訓練事業	非該当	災害対策基本法	市民	市民の生命、身体及び財産を災害から 保護する。 災害に強く、安心して暮らせる生活環境 の確保。	一般災害や大規模な地震災害を想定し、 多数の市民の参加を得るなかで市民の 防災意識を高め、災害時の安全対策の 向上に努める。	А	А	現状維持	今後も引き続き災害に備え、市民が より中心的な役割を果たす実効ある 訓練を実施する。
3	5 32	4	防災備蓄品整 備事業	非該当	災害対策基本法	市民	市民の生命、身体及び財産を災害から 保護する。 災害に強く、安心して暮らせる生活環境 の確保。	一般災害や地震災害など有事に備え、 食料、備蓄米、飲料水、救急箱、防疫 品、避難所用間仕切り、毛布等の備蓄品 や災害用資機材(造水機、大型炊き出し 器等)を整備する。	А	А	現状維持	備蓄食等の管理の徹底に加え、引き続き備蓄食等の充実に努める。 市民に対しても、災害時に備え、自己備蓄を図るよう啓発に努める。
30	32	5	水防活動事業	非該当		市民	市民の生命、身体及び財産を災害から 保護する。 災害に強く、安心して暮らせる生活環境 の確保。	災害に備えるため、ブルーシート、土のう 等の水防資材及び救助工具資材等を備 蓄する。	А	А	現状維持	水防団(消防団)を中心に、県等が 主催する訓練に積極的に参加する。 水害に備えた、資機材の整備に努 める。
3	7 32	6	自主防災組織 養成事業	非該当	災害対策基本法	市民	市民の生命、身体及び財産を災害から 保護する。 災害に強く、安心して暮らせる生活環境 の確保。	災害時において初期活動に重要な地域 の防災力を高めるため、自主防災組織 の育成・強化を図る。	А	A	拡大・充実	自主防災組織の防災活動を支援するため、資機材整備費補助金を交付しているが、終了期限が平成25年度末となっていることから、期間と整備品目の見直しを行う。
38	3 32	7	消防施設整備 事業	非該当		市民	市民の生命、身体及び財産を災害・火災 から保護する。 消防力を強化することにより、安心して暮 らせる生活環境の確保。	災害等に備えるため耐震性貯水槽や消 火栓等の消防設備の整備を図る。	А	А	現状維持	火災や地震等に備え、計画的に消 火栓や耐震性防火貯水槽の整備に 努める。
3:	32	8	防災無線整備 事業	非該当		市民	市民の生命、身体及び財産を災害から 保護する。 災害に強く、安心して暮らせる生活環境 の確保。	合併前の旧町村単位で整備した設備が、機器老朽化による不具合等のため、 市内を統一したデジタル波による防災行政無線の整備を行い、災害時等に市民 に対し必要な情報を提供する。	А	А	現状維持	全市統一した運用形態とするため、整備完了時には放送内容を統一する。平成25年度に防災行政無線で放送した内容を録音で聞くことができる電話応答装置の整備を行う。
40	32	9	防災無線維持 管理事業	非該当		市民	市民の生命、身体及び財産を災害から 保護する。 災害に強く、安心して暮らせる生活環境 の確保。	災害時に市民に必要な情報を提供するため、本庁・総合支所の防災行政無線施設を維持管理する。 平成27年度には、現在整備を進めている市内を統一したデジタル波による防災行政無線局が1局となる。	А	А	現状維持	保守業者に委託しながら、適切な保守管理に努める。

N	o. シー	- - NO.		行政改革 アクショ ンプラン		対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
4	1 32	10	災害事前対策 事業		消防組織法	市民	市民の生命、身体及び財産を災害・火災 等から保護する。 消防力を強化することにより、安心して暮 らせる生活環境の確保。	本市の消防力は常備消防(広域消防)と非常備消防(消防団)により維持されている。この内、常備消防は救急・消防活動に従事しており、組織の維持・強化のために必要な経費を負担する。併せて、高速自動車国道における救急業務に関する覚書に基づく支弁金の支払いを行う。	А	A	現状維持	救急デジタル無線の整備について、 峡北消防本部単独整備とする。 峡北消防本部の老朽化による建て 替えについては、建設地を含め、構 成市として十分検討を行う。
4	2 32	11	防犯街路灯整 備事業	非該当	北杜市防犯灯設置管 理要綱	市民	市民の生命、身体を犯罪から保護する。 安心して暮らせる生活環境の確保。	生活環境の整備及び犯罪の防止を図る ため、地区からの要望を受けて道路を照 らす防犯灯を支給する。	А	Α	現状維持	行政区長と調整協議し、防犯対策の 一環として防犯灯整備を進める。
4	3 32	12	AED導入事 業	非該当		市民	AEDの配備を行うことにより、市民が安心 して暮らせる生活環境の確保を行う。	市民の生命、身体を保護するために本庁 及び各総合支所に救命器具AED(自動 体外式除細動器)を配備し、維持管理する。	А	А	現状維持	計画的に配備を行うとともに、地域 課で設置したもの以外のAEDにつ いても把握に努める。
4	4 32	13	消防団運営事業	非該当		市民	市民の生命、身体及び財産を災害・火災 等から保護する。 消防力を強化することにより、災害等に 強く、安心して暮らせる生活環境の確保 を行う。	消防団の円滑な運営及び消防車両の維持管理を行い、消防力の充実強化を図 る。	А	А	方法改善	消防団活動を支援するとともに、あらゆる機会を通じて広報活動を展開し、団員確保に努める。組織の再編等についても幹部会等に図り、検討する。
4	5 32	14	消防団員活動 推進事業	非該当	北杜市消防団員の定 数、任免、給与、服務 等に関する条例	市民	市民の生命、身体及び財産を火災等から保護する。 火災・災害に強く、安心して暮らせる生活 環境の確保。	消防団員の報酬、出動手当の支給や公 務災害補償及び退職報償金への掛金な ど消防団員の活動を支援する。	А	А	現状維持	消防団活動を支援するとともに、あらゆる機会を通じて広報活動を展開し、団員確保に努める。組織の再編等についても幹部会等に図り、検討する。
4	6 32	15	消防ポンプ車整備事業	非該当			市民の生命、身体及び財産を災害・火災 から保護する。 災害・火災に強く、安心して暮らせる生活 環境の確保。	消防団用消防ポンプ車両の適切な配置 及び管理をするために、一定程度経年の 車両を順次更新する。	А	А	方法改善	計画的な消防ポンプ車両の配備に努める。
4	7 32	16	消防施設維持 管理事業	非該当		市民	市民の生命、身体及び財産を災害・火災 から保護する。 災害・火災に強く、安心して暮らせる生活 環境の確保。	消防団が管理する消防施設(ポンプ小屋、詰所)の電気・水道料等及び、火の見櫓の維持管理(塗装・修繕)を行う。	А	А		各支所等とも協議し施設の状況把 握に努めるとともに、計画的に施設 整備・修繕を行う。
,	8 32	17	二地域居住推 進事業	非該当	北杜市空家情報登録 制度「空家バンク」設 置要綱	市内の空き家	都市住民との交流及び定住促進により 地域活性化の促進を図る。	市内の空き家を貸し手・借り手・売り手・ 買い手、それぞれの登録者に情報の提 供を行い、定住人口と交流人口の増加を 図る。	В	В	現状維持	山梨県が東京の有楽町に開設した「やまなしくらし支援センター」と連携し、積極的な情報提供を通じて空き家の流動化を図る。
4	9 32	18	地域振興事業	該当	北杜市地域委員会設 置条例	市民と行政	地域委員会予算を適正に配分することに より、特色ある地域づくりを推進する。	地域委員会が市と市民の間に立ち、住 民の声を行政に反映しやすくすることで、 合併した北杜市の一体性を保つ役割を 担う。地域づくりのため予算使途の提案 を行う。	В	В	方法改善	平成26年で地域委員会設置後10年が経過することから、平成25年度に予算使途提案事業の内容について各総合支所と精査し、関係部署と協議しながらイベントのあり方や各町同一内容の事業について検討する。

N	. シー	NO	. 事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン		対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
6,5	32	19	産学官連携事 業	該当		大学、企業及び各種 団体等	大学、企業及び各種団体等との連携を 図りながら地域の課題解決に取り組み、 地域活性化に有効な事業を展開する。	連携協定等を締結し、大学、企業及び各種団体等との連携を図り、地域活性化に協働して取り組む。 早稲田・ネクスコ:地域活性化システム論、親子体験学習会 山梨大学:食育地産地消、アートマネジメント講座 東京藝術大学:小淵沢駅舎建築、生涯学習講座 早稲田大学:早稲田交響楽団チャリティコンサート 東京工業大学:太陽熱エネルギー実証研究	А	А	現状維持	市役所内関係部署との検討会を設け、提言内容の精査、具体的な実施方法などを検討協議を実施する。必要に応じて、各種団体・民間企業とも協議を行う。
£5	32	20	姉妹·友好都 市国内交流事 業	非該当		姉妹提携都市及び友 好都市	人・文化・経済・イベント等相互交流を図り、市をPRするとともに、交流人口の拡大を図り地域の活性化を進める。	姉妹都市:新潟県上越市、東京都羽村市 友好都市:静岡県袋井市、東京都西東京 市、荒川区、新宿区、東村山市 北杜市と7市区間において、行政組織の 交流に加え、両市の各イベントへの参加 などの幅広い交流活動を行う。	В	В	現状維持	平成25年度からは旧町村との交流ではなく、市と市の交流であるとの考え方から、各交流先との窓口を本庁地域課に統一する。
5	2 32	21	国際交流事業	非該当		大韓民国抱川市と北 杜市 米国マディソン郡他2 市と北杜市	姉妹都市交流を継続し、市民相互の友 好を深めるともに、国際感覚の醸成を図 る。	相互の代表団及び市民の交流事業を実施する。(毎年) 中学生ホームステイ事業を相互に隔年で実施する。 市職員交流を、原則3年に1度実施する。(ただし、抱川市からは毎年派遣される)	А	А		市民レベルへの交流の発展性があるため、人的、文化交流以外の産業分野(農・商工)での連携も目指す。交流事業を広く市民にも周知するため、広報やホームページでも交流内容をできるだけ掲載する。
5	3 32	22	ほくと国際交 流のつどい事 業	非該当		市内在住外国人及び 市民	外国人も市民の一員として、安心して生 活できる環境つくりを行う。	料理体験や各種ゲームなどを通して市内 在住外国人同士の交流を図る場を提供 する。 また、相談会を実施し公共サービスによ る生活情報を提供する。	А	А	現状維持	対象を外国人住民及び市民とし、外国人住民同士、外国人住民に市民とが交流を図ることができる場の提供を目的とした「国際交流の集い」に発展させる。
5	32	23	北杜市和太鼓 保存会育成事 業			北杜市和太鼓保存会	北杜市和太鼓組曲「相生」の保存伝承、普及を図る。	合同練習の開催と、組曲演奏指導者の育成を図る。	А	А	現状維持	組曲の演奏にはまだ作曲者の指導を必要とする状況であるため、当面は援助しつつ、自立できるよう自主的な取り組みを促す。 補助金のあり方についても検討を行う。
5	5 32	24	市政報告会開 催事業	該当	北杜市地域委員会設 置条例	市民	市民一人ひとりが興味と関心をもちながら、主体的に市政に参画する。	市議会の定例会閉会後、地域委員・代表区長や市民に対して年4回の市政報告会を開催する。	А	А	現状維持	地域委員や行政区長以外の一般住 民が参加し易い開催方法等を検討 する。
5	32	25	行政区運営事 業	非該当	北杜市行政区長設置 条例	行政区	行政区の円滑な運営	区長報酬、行政事務取扱い交付金、区 長研修会の補助等により円滑な区の運 営及び活動を促すほか、自治会活動保 険加入により安心な地域活動が行われ るよう支援する。	Α	A	現状維持	①代表区長会等において、意見交換、情報交換を積極的に行い、意識の高揚を図る。 ②運営が困難な行政区には、再編も含め積極的な支援を行う。

No	. シ-	— - N	0. 事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
57	32	2 20	6 地域委員会運 営事業	該当	北杜市地域委員会設 置条例	市民および行政	地域住民の声を地域委員会を通じ行政 に反映させ、市民と行政が協働してより よい地域づくりを行う。	地域委員会が市と市民の間に立ち、住 民の声を行政に反映しやすくすることで、 合併した北杜市の一体性を保つ役割を 担う。地域づくりのための予算提案、市 長の諮問に対する答申、地域の意見集 約を行う。	В	В	方法改善	各部局等にも諮りながら、設置趣旨 に照らし合わせて、必要なものは積 極的に地域委員会に諮問するよう働 きかける。
						拡大·充実 方法改善 縮小	1 現状維持 21 4 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0					
					廃止/休止	0 合計 26						

No.		⊦NO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
山山	첾	課										
58	34		収納率向上事 業	非該当	国税徴収法地方税法	市民及び市外の納税 義務者	税負担の公平性や公正性を確保する観点から、滞納処分を強化し、市税の収入 確保を図る。	税金は本来自主納付であるが、滞納者 や交通手段がない高齢者等に対して自 宅等を訪問して納税交渉や徴収を行い、 滞納整理を促進する。また、催告に応じ ない滞納者が保有する預貯金、不動産、 動産等の財産を調査し、換価可能な財産 を差押え、税負担の公平性、公正性の観 点から適正な滞納処分を実施する。	А	А	現状維持	市税の徴収率を向上させるため、滞納者への電話催告や臨戸訪問を強化するとともに、年3回の催告書を送付することにより、新たに発生した滞納にも早期に着手し、早期解決を図る。
59	34		未収納金対策 充実・強化事 業	該当	国税徴収法地方税法		税負担の公平性や公正性を確保する観点から、滞納処分を強化し、市税の収入 確保を図る。	税金は本来自主納付であるが、滞納者 や交通手段がない高齢者等に対して自 宅等を訪問して納税交渉や徴収を行い、 滞納整理を促進する。また、催告に応じ ない滞納者が保有する預貯金、不動産、 動産等の財産を調査し、換価可能な財産 を差押え、税負担の公平性、公正性の観 点から適正な滞納処分を実施する。	А	А	TE 11: 6# ++	滞納者への電話催告や臨戸訪問を強化するとともに、年3回の催告書を送付することにより、自主納付を促し、市税の徴収率の向上を図る。
					H2	5年度今後の方向性に	ついての集計(2次評価:収納課) 単	位:件			拡大·充実 方法改善 縮小	0 現状維持 2 0 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0
												0 合計 2
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:総務部) 単位:件											2 現状維持 26 6 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 34

No.	シー		事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
市	民	課										
60	41	1	特定健康診 査・保健指導 事業	非該当	高齢者医療の確保に 関する法律	国民健康保険の被保 国民健康保険の被保	特定健診・特定保健指導は医療保険者に義務付けられた制度であり、受診率・ 指導率の目標値が示されている。生活習 慣病の対象者を早期に発見し改善することで、健康生活を維持し医療費の抑制に 結びつける。		А	A	拡大·充実	①人間ドック受診年齢の拡充対策節目健診を廃止し、平成25年度から受診できる年齢を40歳から70歳を40歳から74歳に引き上げを行う。 ②かかりつけ医からの情報提供特定健診の未受診理由には「医療機関に受診中」というものが多くみられるため、特定健診に相当するデータをかかりつけ医から受けられる体制を整備を行う。
61	41	2	住民基本台帳 管理事業(自 動交付機分)	非該当	住民基本台帳六法 北杜市住民票自動交 付機の管理等に関す る規則	市民	市民サービスの充実化、窓口業務の簡素化。	自動交付機のリース期間満了に伴い、平成24年度より各支所の自動交付機を廃止し、本庁1台で稼動する体制を実施。今後は総合支所のあり方の検討に合わせて自動交付機の稼動体制、コンビニ交付の可能性等を検討し、市民のサービスの充実化、窓口業務の簡素化を目指す。	А	А	現状維持	自動交付機の利用動向や、マイナン バー法案の個人番号カード作成の 内容及びスケジュール並びに総合 支所のあり方などを視野に置いて、 サービスの充実化、窓口業務の簡 素化を検討する。
					H2		拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 1 0 民間委託等 0 終期設定/統合 0 合計 2				

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
介	護	支:	援課									
62			介護関係施設管理事業	該当	北杜市デイサービス センター条例	40歳以上の市民及 び要支援及び要介護 者	施設の管理運営等を民間の能力や創意 工夫を取り入れる中で、利用者の健康及 び体力の機能低下の抑制を図っていき たい。	高齢者等が安全で快適に介護予防、体力、健康、生きがいづくりが行えるよう努めていく。	С	С	縮小	指定管理更新時に委託契約及び売 却等を検討する中で方向性を示す。
63	42	2	二次予防事業 対象者把握事 業	非該当	介護保険法	65歳以上の被保険 者	介護予防二次予防施策の対象者となる 虚弱高齢者を把握し介護予防事業に参 加することにより介護状態になることを予 防する。	総合健診申し込み時の基本チェックリト・医療機関・民生委員・保健福祉推進員からの相談から実態把握を行い生活機能が低下している高齢者を早期に把握し、介護予防事業に参加できるように支援する。	D	D	方法改善	基本チェックリストの回答・返信に周知を行い、未返信者を対象に返信を 促す働きかけを行う。
64	42	3	総合相談事業	非該当		高齢者本人、地域住 民、関係機関	高齢者本人や高齢者を取り巻く地域住民 等が抱える課題を解決できるようになる。		А	Α	現状維持	「地域ケア会議」をシステム化するために、平成25年度は地域からの情報が入りやすいよう取り組む。地域包括支援センターが総合相談窓口であることの周知や地域住民との対話に取り組む。
65	42	4	権利擁護事業	非該当	介護保険法	①高齢市民を対象と する個別支援 ②一般市民及び関係 機関への権利擁護事 業の普及啓発	北杜市の高齢市民が生活するうえでの 様々な権利が脅かされず安全で安心し て暮らせるようにする。	高齢者虐待への対応、虐待防止法の周知・啓発活動。成年後見制度の普及・啓発活動。高齢者が消費者被害にあわない為の啓発活動。	А	В	現状維持	平成25年度には高齢者虐待対応フローチャートを作成し、対応方法の確立を目指す。また、成年後見制度の普及啓発については、住民集会等に出向きながらパンフレットを用いて周知する。
66	42	5	介護予防·日 常生活支援総 合事業	非該当	介護保険法	①要支援者と非該当を行き来するような高齢者 ②虚弱、引きこもりなど介護保険利用に結びつかない高齢者 ③自立、社会参加意欲の高い高齢者	地域の多様なマンパワーや社会資源を利用しながら、介護予防や配食、見守り等の生活支援サービスを提供することで、高齢者が地域で自立した生活ができるよう支援する。また安心して暮らすことができる地域づくりや地域力の向上を目指します。	①通所型サービス(ふれあい処)市内8か所で実施。 委託先:社会福祉協議会・NPO法人・任意団体・介護保険サービス事業所等 ②生活支援サービス(あんしんお届け) 市内4か所で実施。 委託先:弁当業者・ボランティア・NPO法人等	А	А	現状維持	地域の多様なマンパワーや地域で活用できる社会資源の把握に努め、住民ニーズの検討をしながら、高齢者と一緒に必要な活動の場所を作り出していくこととする。
67	42	6	筋力元気あっぷ事業	非該当	介護保険法	65歳以上の北杜市 民で基本チェックリス トの運動器(下肢筋力 の項目)4項目から5 項目に該当し運動を することで身体機能 が改善しそうな方	大目的:運動習慣が、介護予防につながることが理解でき介護保険へ移行しない。小目的:運動の効果が理解でき、継続した運動習慣が身につくことができる。	②維持・向上・改善するための運動内容 を運動指導士より週1回3ヶ月間指導を受	Α	А	現状維持	①既存の自主グループに移行できるように事業中間期よりグループワークの中で自主グループへの参加を促す。自主グループのない地区については、自主グループが育成できるように支援する。②参加しない方へのフォローとして担当職員が電話や自宅を訪問するなどして状況確認を行う。
68	42	7	訪問指導事業	非該当	介護保険法	閉じこもり・うつ傾向 の強い65歳以上の 高齢者	二次予防対象者と判定され、閉じこもり やうつ傾向の強い方を対象に訪問看護 師の訪問によりうつや閉じこもり症状が 改善し外出や交流ができ在宅での生活 が継続できる。	閉じこもりやうつ傾向の強い方を対象に 訪問看護師が概ね3か月間、症状に応じ て個別生活指導を行う。	А	А	現状維持	うつと閉じこもりの長期化や悪化を 防ぐために対象者の早期発見・早期 対応ができるよう二次予防対象者に 対してタイムリーな時期に地区担当 保健師により訪問を行う。
69	42	8	いきいき運動 教室事業	非該当	介護保険法	65歳以上の自立高 齢者(北杜市に住所 があり,介護保険の認 定を受けていないも の)	高齢者が介護予防について意識を高め、転倒骨折しないために、自分自身の身体機能を把握し、筋力・バランス・柔軟性を身につけ、自主的に行動ができる。	市内3会場で、元気はつらつ運動教室を 月2回で各会場12回開催。インストラク ターを中心に体操の実施。PRは、基本 チェックリストで運動器3項目(運動機能の 低下している人)該当者に個別通知で周 知。	А	A	現状維持	健康増進課と情報交換し、タイアップ した運動教室を開催計画する。広報 や健診の事後指導等で広く市民を 募集し効果を検証する。

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	 根拠法令·要綱等 	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
70	42	9	介護予防講演 会事業	非該当	介護保険法	市民	認知症について学び理解することで、地域住民が予防に対する必要性を感じ取り 組むことができる。	市民対象とした介護予防講演会。	А	A	現状維持	講演会は講師の話のみでなく、介護 予防の実践発表など住民自身の取り組みを紹介し、実際の介護予防の 効果などを身近に実感でき、介護予 防の機運を高め自らが実践できるような内容を検討し実施していく。
71	42	10	ふれあい広場 事業	非該当	介護保険法	基本チェックリストで運動器の低下、閉じこもり、認知などが該当になった65歳の高齢者で、事業参加を希望する者	要介護状態にならずに地域で自立した生活が営むことが継続できるようにする。	市内7か所で年間を通じ週1~2回実施(昼食・送迎有) 事業委託先:北杜市社協、JA梨北、ほくとぬくもり、ほくとさくら苑 ①地域包括支援センターの保健師が対象者の状態のアセスメントを行う。また6か月毎に評価を行い継続・終了を決定する。②毎回運動やレりリエーション、参加者同士が交わる機会を持つ。 ③対象者の状態の維持・改善していくための運動機能指導を年2回実施。 ④口腔機能向上のため歯科衛生士の指導を年1回実施。	А	A	現状維持	①はつらつシルバーを委託している 保健福祉推進員の教育を行い、必 要性の理解と、定期的な開催につな げていく。また、地域作りを理解し、 活動できる、介護予防サポートリー ダーの育成も進める。 ②事業の利用者の把握について、 要介護認定になる前の段階で、早期 に把握を促せるように、地域包括を 援センター職員の訪問活動の強化を行う。 ③委託先のスタッフへの研修や話し合 いの機会を定期的に持ち、事業の目 的を再度確認を行う。
72	42	11	はつらつシル バー事業	非該当	介護保険法	65歳以上の高齢者	身近な地域で高齢者同士が定期的に交流する場を設けることで閉じこもりや介護 状態になることを防ぎ、高齢者が自らが 生きがいを持って活動できるような仲間 づくりを行う。またこれを地域全体で支え ていけるようにする。	各地区の公民館を会場に、保健福祉推進員を中心に区長・民生委員・ボランティアなど地区の人が協力し、はつらつシルバーの集いを開催している。事業実施は北杜市社会福祉協議会に委託し開催方法や講師の紹介をサポートしている。	В	В	方法改善	保健福祉推進員の育成や介護支援 サポータなどの育成の再検討をしな がら、お互いに協力し地域で定例開 催できるよう努める。
73	42	12	サポートリーダー養成事業	非該当	介護保険法	介護予防サポート リーダー	うにする。	介護予防サポートリーダーが、介護予防の研修や市内の各所で行われている介護予防事業に参加・協力することによって高齢者の特徴や関わり方を理解してもらう。その中で、住民を地域で支えていこうという意識を持ち、それぞれが地域で活躍できるように支援していく。地域の公民館で定期的な交流が図れる「公民館カフェ」の担い手になれるようフォローアップ研修(運営方法・運動指導・健康知識伝達)を実施する。	А	A	方法改善	平成25年度は、地域の住民が歩いていける範囲で月に1回以上の頻度で定期的に「公民館カフェ」を開催する。公民館カフェにつながりそうな地域を「出前講座」の依頼地区や地域での要望に耳を傾け、モデル地区から開催できるように計画する。
74	42	13	出前介護予防 教室事業	非該当	介護保険法	概ね65歳以上の高 齢者		要望依頼の出された地域に地域包括支援センター保健師、社会福祉士が出向き 介護予防講座を実施する。	В	В	方法改善	平成25年度は、チラシ・広報等あらゆる機会に出前講座の周知をし、はつらつシルバー内の出前講座としても要請のある地域には出向き、介護予防講座を積極的に実施する。また、公民館で定期的(月1回程度)に健康情報が得られる機会を設けていく。
75	42	14	介護支援ボランティア事業	該当	介護保険法	65歳以上の介護保 険第1号被保険者(要 介護および要支援の 認定を受けていない 者)	高齢者によるボランティア活動を通じた 地域貢献を奨励及び支援することにより 高齢者自身の社会参加活動で介護予防 を図る。	高齢者が、市に登録申請をし、事前研修を受講。受講後「介護支援ボランティア手帳」を交付してもらい、受け入れ施設でボランティア活動を行う。年度末に介護支援ボランティア活動の実績を評価した上で、介護支援評価ポイントを付与し、当該高齢者の申し出により評価ポイントに応じた北杜市介護支援ボランティア活動交付金を市より交付する。	Α	А	拡大·充実	登録者増加に向けて、事業の主旨 や内容について高齢者の各種会合 や、訪問時、広報を活用しながら周 知を行い、介護支援ボランティア活 動の必要性をPRする。 なお、事前研修時登録者と受け入れ 施設側との調整等の支援を検討す る。

				行政改革				東衆中衆/じのとうなまさる 何を行うの	1105年度	1105年帝		 H25年度
No.	シー	∼NO.	事務事業名	アクションプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		今後の方向性
76	42		介護給付費等 費用適正化事 業	非該当	介護保険法	介護保険被保険者及 び介護保険事業者	介護給付の適正化を図り、不適切な給付の削減に努め、利用者に対する適切なサービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、持続可能な介護保険制度を構築する。	介護給付を必要とする人を適切に認定した上で、受給者が本当に必要なサービスを事業者がルールに従って適正に提供するように促す。具体的方法として、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者のサービス提供体制の及び介護報酬請求の適正化を実施する。	Α	А	現状維持	適正な要介護認定、認定者の自立に必要かつ適切な介護サービスの提供、適正な介護報酬請求が、波及的に介護給付費の削減効果となるため、介護保険担当並びに地域包括支援センターの担当職員の一定の質を確保するため、人事異動と課内職員の担当職務分担割を中長期的視野に立ち実施していく。
77	42	16	認知症高齢者 見守り事業	該当	介護保険法	市民	認知症になっても安心して暮らせるまち づくりを目指す。	第二期3年計画の1年目として、認知症 サポーター養成講座を警察署・小中学 校・一般住民希望者に「認知症サポー ター養成講座」を実施する。また、キャラ バン・メイト養成を行う。	Α	А	現状維持	小中学校の福祉や道徳授業の一環として認知症サポーター養成講座を実施し、子どもたちにも認知症について考えてもらう機会とする。また、単独で講座を実施できるようフォローアップ研修を行う。
78	42		家族介護継続 支援事業	非該当	介護保険法	北杜市に住所を有する、在宅の寝たきり・ 認知症高齢者を介護 する者	在宅で介護をしている介護者が日頃の 悩みや介護方法の情報交換を行い、一 時的に介護から解放できる場を提供し、 リフレッシュして在宅介護が継続できる。	奇数月の第3木曜日に開催日を固定化し、開催内容を参加者より聞き取り一年の開催計画を立案し、学習の場の提供情報交換の場の提供を行った。	А	А	現状維持	平成25年度は男性介護者の集いを 年2回開催する。また、元気回復の つどいをPRする必要があるため、第 1回目の内容はニーズの高い内容 (認知症の学習会)を行う。
79	42		介護用品支給 事業	非該当	高齢者生活支援事業 実施要綱	65歳以上の昼夜介 護用品を必要とする 在宅高齢者	在宅の要介護高齢者に対し自立と生活 の資質の確保を図り、高齢者の福祉の 向上に資する。	在宅の65歳以上の要介護高齢者に月額4,000円(非課税世帯)または月額2,000円(本人が非課税)を限度として紙おむつ等の介護用品を支給する。	А	А	現状維持	制度の活用が図られるよう、様々な機会を通じてPRを行う。
80	42		介護慰労金支 給事業	非該当		程度のショートステイ	家庭において寝たきり老人又は認知症 老人を介護している家族の身体的精神 的な苦労に報いるとともに、要介護高齢 者の在宅生活の継続を図ることを目的と する。	提出された受給資格認定申請書を審査し、介護慰労金の支給の適否を決定後、 市職員が対象者宅へ介護慰労金(7万円)を届ける。	А	А	現状維持	広報・ホームページ等に掲載し周知 を図る。
81	42	20	成年後見制度 利用支援事業	非該当	介護保険法	高齢市民を対象とする申し立て支援。	判断能力が低下している高齢者が成年 後見制度を利用することで財産や生活の 権利が守られる。		А	A	現状維持	広報やホームページ、住民の集会などを通じて地域包括支援センターで成年後見制度の申立て支援ができることを周知する。市民後見人としての活動をバックアップしていくサポート機関を作るように準備する。
H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:介護支援課) 単位:件											拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 14 4 民間委託等 0 1 終期設定/統合 0 0 合計 20

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
仮	康	増:	進課									
82	43		健康づくり推進協議会運営事業	非該当	健康増進法 北杜市健康づくり推 進協議会設置要綱	市民		行政機関の関係者、保健・福祉・医療の代表を、健康づくり推進協議会委員として委嘱し、協議会の場で市民の健康課題を共有し、計画の中で定めた目標や指標に基づき評価・見直しを行い、計画へのフィードバックを行った。	А	А	現状維持	第2次健康増進計画をもとに、組織や団体としての取り組みを相互に反映し、健康づくりが市民全体の取り組みとして展開できるよう努める。
83	43	2	健康情報普及 啓発事業	非該当	健康増進法 国民の健康づくり地 方推進事業実施要綱	市民	多くの市民に健康づくりの意識啓発をすることで、健康づくりの大切さに気づいてもらい、一人ひとりの取り組みのきっかけとなるようにする。	市で開催する各種事業で、健康啓発グッズとして非常用ホイッスル・マスクを配布した。その際、パッケージに健康標語を印字したタックシールを貼り意識啓発を行った。また、健康標語を印字したクリアファイルを窓口で配布し、意識啓発を行った。	А	А	現状維持	健康づくり標語の募集を行い、市民 自身の言葉で健康づくりが啓発でき るよう取り組む。募集した標語を有 効活用できるよう、啓発活動の場を 広げるよう検討する。
84	43	3	健康診査事業	非該当	高齢者医療確保法 健康増進法 北杜市健康診査実施 要綱	保険等によって、検診	疾病の早期発見・早期治療により、健康 の保持・増進を図る。	総合健診と人間ドックで特定健診や各種がん検診を行っている。子宮がん検診は、指定医療機関に受診する施設検診と地区を巡回する車検診で行っている。	А	А	現状維持	①健診について情報を幅広く周知していくとともに、20歳代から50歳代への働きかけとして、地区組織活動、各種事業、保育園や学校等を利用し、健診受診の必要性を啓発していく。 ②毎年行っている健診受診状況調査票の結果をもとに、電話やはがき、広報、ホームページ等で申し込みをしていない対象者への受診勧奨する。 ③市民のニーズを把握し、受診機会の多様化について検討する。
85	43	4	保健センター運営事業	該当	保健センター条例保健センター条例施行規則	保健センター利用者	市民の健康保持及び増進が図れるよう、 また利用者に安全で利用しやすい施設を 提供する。		В	В	縮小	(高根保健センター) 健康増進プール・トレーニングジム については、十分に活用されていないため来年度より廃止とし、維持管 理経費の削減を行う。 (小淵沢保健センター) 2階デイサービスセンター部分が指 定管理施設になっているが、1階の 保健センターについては、用途変更 するよう関係部署と協議しながら、H 25年度中に方向を決定する。
86	43	5	健康教育·健 康相談事業	非該当	健康増進法	市民	健康管理や生活習慣の見直し・改善のた	教室を実施している。	А	А	現状維持	健康相談に参加しやすくするため、 健診の結果説明の折など窓口のPR を行う。 また健康教育については、組織の集 まりの場を活用したり、健診の結果 を確認したうえで効果的な関わりを もてるように、教室への参加の声か けを行っていく。
87	43	6	肝炎対策事業	非該当	北杜市肝炎患者治療 特別支援事業実施要 綱	インターフェロン及び	将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎 ウィルスの感染予防を行い、市民の健康 保持増進を図ることを目的とする。	対象治療の医療費自己負担分の2分の1 を補助し経済的支援を行う。	А	А	現状維持	医療機関を受診しない要診療者に対し、肝硬変、肝がんへの発症を抑えるために、医療機関を受診するよう働きかける。 県の推進計画と連携する中で、肝疾患に対し医療費助成制度も含め総合的に対策を推進していく。

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
88	43	7	訪問指導事業	非該当	健康增進法 北杜市訪問指導実施 要綱	市民	対象者が、自分の健康に関心を持ち、健康管理や生活習慣の見直し・改善のために行動することができる。		А	A		健康増進計画に基づき、事業の見直しやすり合わせを行い、訪問指導の対象等を明確にし、より効果的な活動にしていく。国保のレセプトと健診データの分析が合わせてできるシステムの導入により、疾病分析を行う。
89	43	8	口腔衛生事業	非該当		保育園、小・中学校の 生徒	育園児、小中学生に口腔内、虫歯予防に関心を持ってもらえるように、虫歯の予防について学ぶ場とする。	保育園、小・中学校の生徒に対して、各 保育園学校に歯科衛生士が出向き、正し いブラッシングについて集団指導を行う。	А	А	現状維持	今後も継続して、小・中学校における衛生教育と個別指導を充実させせるため、事業に携わるスタッフのスキルアップに努める。
90	43	9	予防接種事業(高齢者インフルエンザ)	非該当	予防接種法	者のうち、厚生労働省	インフルエンザウイルスによる感染から 個人を守り、重症化防止を目的としてい る。	①医療機関への委託 ②対象者に予診票(接種助成券)の発行 ③接種費用の助成	А	A	方法改善	接種費用の助成額について、他市町の内容を確認し是正する。対象者への通知方法については、事務量やコスト削減に向けて医療機関との協議を行う。
91	43		新型インフル エンザ対策事 業	非該当	新型インフルエンザ 対策等特別措置法	市民	新型インフルエンザ等感染症の感染拡大を、可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめ、安全で、安心した市民生活が継続できるようにする。	平常より新型インフルエンザの基礎知識 及び感染対策についての啓発活動を行 う。併せて新型インフルエンザ発生時に 備え、感染防護具の備蓄を行います。	А	А	現状維持	あらかじめ状況を想定し、発生段階 に応じた迅速かつ的確な対応ができ るように行動計画を周知し、担当各 課及び市民の平常時体制づくりを推 進する。
92	43	11	保健福祉推進員活動事業	非該当	保健福祉推進員規則	各地区から推薦されたま民約260名	地域の健康課題について理解し、健康づくりの普及や問題解決に向けての推進活動の実践を通して、地域の健康づくりの担い手として主体的に活動することができる。	委嘱状の交付を行い、推進員の役割を 明確にし、年間を通じて3回の研修会を 行う。自分の健康は自分でつくるという健 康意識を高め、地域の健康課題を行政と ともに考え、課題解決に向けて地域で実 践し、地域づくりを行う。	А	А	現状維持	保健福祉推進員としての経験を通じて、個人が健康づくりをしやすいような環境づくりの担い手としての役割が担えるように育成していきます。
93	43	12	食生活改善推 進員養成·活 動事業	非該当	健康增進法食育基本法	(養成者においては	健康の基本は運動と食事である。全ての住民が毎日直面する「食」に関する情報を地域へ発信する役割として欠かせない存在である会員の活動をサポートすることで、健康に関心を持ち生活できる人々を増やす。	会員が研修会・勉強会の開催により、食を通じた健康に関する知識・情報・技術を身につけ、習得したものを地域の人々に講話や調理実習で周知していく。市は、地域での会員の活動を支援するために情報や場の提供、専門の立場からのサポートを行なうことで、人材を育成し、1回/2年の割合で新しい人材を養成する。	А	А	現状維持	①地域で行う伝達講習会に栄養士・保健師が足を運び、地域の状況把握をして事業に生かしていく。②会員の特技や趣味が生かせるような会員自身に魅力的な事業を計画する。
94	43		妊婦·乳幼児 一般健康診査 事業	非該当	母子保健法 北杜市妊婦健康診査 及び乳児一般健康診 査費用助成実施要綱	生後1年未満の乳児	妊婦・乳児の健康増進を図る。 健診費用の負担軽減を図る。	妊娠届出時、妊婦健康診査受診票(一般検査14回、HTLV-1抗体検査1回、クラミジア抗原検査1回)、乳児一般健康診査受診票(1歳未満まで2回)を交付し、委託医療機関での健診費用を助成している。里帰り分娩等で県外の医療機関を受診した場合は、償還払いで助成する。	А	А	現状維持	①他市の対応や妊婦の受診状況など現状把握を行い、14回以内の範囲内で有効利用できるよう検討します。 ②乳児一般健康診査票の利用実態を把握したうえで、償還払いの対象や、乳児健診受診票の配布方法など検討する。
95	43	14	出産支援事業	非該当			妊娠中の不安・産後の子育て不安や悩 みに対して、軽減を図り、楽しい育児がで きるよう支援。	助産師1名を雇用。週3回高根保健センターに常駐。母と子の相談では妊娠中やお産の事での悩み、母乳ケア、赤ちゃんの発育の確認。教室ではベビーケア、ベビーマッサージ、沐浴教室などを通じて技術を学びながら赤ちゃんへの関わり方等の学びの場とる。	А	А	現状維持	参加者のアンケートなどを行い、評価する。

No	シー	- ト NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	 根拠法令·要綱等 	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
96	43	15	不妊治療(こうのとり)支援事業	非該当	北杜市こうのとり支援 事業要綱	市内在住が1年以上 で、不妊症と診断され た夫婦の第1子または 第2子までの不妊治 療夫婦	子どもが授かり、生命を育むことができる。少子化対策の一環となり、子育ての重要性や楽しさを実感できる人が増える。	不妊治療に要した費用について、1年間30万円を限度に、通算2年補助する。治療内容は体外受精・顕微授精にかかる費用(保険適用外)とする。	А	A	拡大•充実	①第3子以降も利用できるよう要綱改正を検討する。 ②事業を広報、ホームページなどでPRし周知を図る。 ③不妊で悩んでいる方が悩みや不安を話し合える場づくりを検討する。
97	43	16	乳幼児専門 チームによる 健診事業	非該当	母子保健法	乳幼児とその保護者	①乳幼児の心と体の発育・発達の確認 ②病気の早期発見・予防 ③子育てする母親の育児支援 ④虐待の早期発見 ⑤生活習慣の見直し	乳児期健診(4・7・12か月健診)・幼児 健診(1歳6か月、2歳児、3歳児):身体 計測、問診、内科診察、歯科診察、栄養 相談、健康相談、歯磨き指導、心理相 談、各種講話等を専門のスタッフが行っ ている。病気の早期発見を行うと伴に、 育児不安等の悩みの相談に応じたり、育 児支援を行う。乳幼児が順調に成長・発 達出来るよう支援を行う。	А	А	現状維持	①乳幼児健診のPR(個別通知・広報・ホームページ)を継続して行う。 ②未受診児に対しては、電話・訪問等で未受診理由を確認するなどの対応を今後も続ける。 ③保育園等との連携も密にとり、未受診児の受診勧奨に努める。 ④経過観察児・精検児についても電話等でその後の状況を把握する。
98	43	17	ママパパ学級 事業	非該当	母子保健法	北杜市に住む妊婦と その夫		市の子育て支援制度について説明している。また歯科衛生士や栄養士からの健康教育を行っている。さらに妊娠中や産後の生活を両親がともに身近に感じられ	Α	A	現状維持	参加者のニーズを把握し、夫婦で参加できるように開催時期・内容を検討する。開催時期に合わせてのダイレクトメールや母子健康手帳交付時にも参加を促すよう積極的に働きかける。病院で開催される両親学級との違いを明確にし、地域で楽しく子育てができるよう内容の充実に努める。
99	43	18	親子すくすく相談事業			発達や育児に不安が あり継続的に支援を 要する児及び保護者	保護者への育児支援、児の健全育成を 図ることを目的とする。	臨床心理士、小児神経医師、保健師により個別相談を行う。また、支援関係者により検討会を開催するとともにネットワーク体制を構築する。	А	А	現状維持	携わるスタッフのスキルアップと医療機関との連携など相談体制の整備 を図る。
10) 43	19	養育支援訪問事業	非該当	北杜市養育支援訪問 事業実施要綱	る保護者で一時的に 育児及び家事の援助	養育支援ヘルパーの派遣により、援助提供し要援助保護者及び乳幼児の生活安定を図り、安心とゆとりのある子育てを支援することを目的とする。	不良で日常生活に支障を来たす場合は	А	A	現状維持	母子手帳交付時、ママパパ学級、ホームページ、広報紙などでのPRを行う。
10	1 43	20	乳児全戸訪問 事業	非該当	児童福祉法	生後4か月までの乳 児のいるすべての家 庭	子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言及びサービス提供を行うことにより、母性及び乳児の健康の保持増進を図り、もって母子保健の向上に寄与することを目的とする。	保健師による家庭訪問を実施し、 ①乳児の身体計測 ②育児に関する不安や悩みの聴取及び相談③母子保健事業や、子育て支援に 関する施策の説明及び情報提供 ④支援の必要な対象家庭に提供する サービスの検討及び関係機関との連絡 調整を行う。	А	A	現状維持	継続して、訪問先での情報を評価しながら、その人にあった支援が行えていたのかをスタッフでケース検討等を行う。また、地域の実情や市の出産・育児の状況をアセスメントし、その人に適切な支援が行えるよう活動を展開していく。

No	. シ	— Ի Ւ	NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	│ │ 根拠法令・要綱等 │	対象(誰を何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
10	43	3 2		親子のびのび 教室事業	非該当		幼児健診等において 健診関係者が親子の かかわり(生活習慣、 遊び方など)について 気になる親子 育児 不安や子育てに自信 のなさを訴えている親 子	母親が子供との遊びや講座を通じ子ども との接し方を知ることで育児不安を軽減 できる。	月1回開催。保育士により身体全体を使った遊びを通して、コミュニケーションの取り方、遊ばせ方を実際に学ぶ。心理相談員、保健師による親子関係、子どもの発育発達について個別相談等を行う。	Α	A	現状維持	子供の発育発達については、各乳 幼児健診でパンフレットや掲示など で伝える機会を多く持つように努め る。また、スタッフのスキルアップの ため研修会の参加など図る。
10	43	3 2	22	5歳児相談事 業	非該当		5歳児(保育園年中児)とその保護者	問題に気づかないまま就学したり、また、 保育園等で問題視されていてもなかなか 親の理解が得られず相談等の療育機関 に結びつかないケースもある中、就学前	①17箇所の保育園を巡回する。また、市外の保育園・幼稚園に通園している児については高根保健センターで実施。 ②臨床心理士・保健師・栄養士・保育士・教育委員会がスタッフとしてあたる。 ③内容は、問診・集団あそび・講話(食育・就学に向けて)・相談・心理相談(歯科診察結果・身体計測値については、保育園の記録を参考にする) 視力検査は事前に保育園で実施。	А	А	現状維持	①相談体制について、教育委員会や保育園と会議を開催しルートづくりを進める。 ②子供の生活リズム(睡眠時間・メディア時間)について統計を取っていく。 ③保護者に対して、アンケートを取り確認していくと同時にスタッフのスキルを高めるために研修会を開催する。
10	4:	3 2	23	愛育班組織育 成事業	非該当		4町(須玉・長坂・大 泉・武川)8班の愛育 会班	地区の母と子を見守り支援できる、主体 的な組織として活動できるように支える。	理事会、各班の分班長会議、研修会を通して地域の母と子の健康問題について情報提供し、それについて住民が問題解決の方向性を見いだしていけるよう支援しています。	А	А	拡大・充実	未設置の町に対して、愛育会の必要性の理解を求め、住民への説明会等開き順次各町に再結成できるよう働きかける。既にある組織については、班長、分班長さん方との役割や進め方について十分連携を図る中で自主活動ができるよう支援する。
10	5 43	3 2		市立病院等運 営事業	該当		2病院、2診療所、及 び2訪問看護ステー ション	施設の管理運営	2病院が行っている予算・決算等の事務 を管理運営	А	А	方法改善	新たな病院改革プランの計画を策定し、点検評価を引き続き行う。訪問 看護ステーションの事務処理についてはステーション内に事務職員を配置し直接行えるよう検討する。
10	6 43	3 2		辺見診療所運 営事業	該当		辺見診療所	施設の管理・運営補助	診療所事務職員との連携を図り、特別会計予算・決算事務補助及び施設整備補助を行う。	А	А	現状維持	経常経費の削減に努め、健全運営に努める。
10	7 43	3 2	26 ,	白州診療所運 営事業	該当		白州診療所	施設の管理運営・収益の向上	診療所事務職員との連携を図り、特別会計予算・決算事務補助及び施設整備補助を行う。	А	А	現状維持	経常経費の削減に努め、健全運営 に努める。
10	8 43	3 2	27	思春期教育事 業	非該当		小学6年生、中学3年 生の児童・生徒とその 保護者		小・中学校に出向き、児童・生徒を対象 に外部講師の専門家や市の保健師が講 師となり命の誕生・子育ての様子等を通 して大切に見守られ育ってきたことを話 す。また、赤ちゃんとお母さんに協力して もらい赤ちゃん抱っこ体験等を通して命 の大切さ・尊さを実感し自分・相手を思い やる気持ちを育てる。	А	А	現状維持	いのちの大切さ、親への感謝の気持ち、自己肯定感を高めるために、今後も各関係機関と連携を図る中で実施主体などについて検討する。

No.	シー	⊦NO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
109	43		医療提供体制 づくり事業負 担金	非該当		中北地域連携(地域 医師会)	夜間休日の一次救急の対応。	夜間休日の一次救急対応について、北 巨摩医師会へ委託を行っているが、医師 会の理解により、住民が使いやすいシス テム作りの構築が必要。また、平成25年 度から、医師会での診療施設数が1施設 となった。	В	В	現状維持	医師会の当番医は消防本部に確認 をしなければならないため、医療機 関情報の改善を行う。
		H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:健康増進課)単位:件									拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	3 現状維持 22 2 民間委託等 0 1 終期設定/統合 0 0 合計 28
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件									拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	5 現状維持 37 6 民間委託等 0 2 終期設定/統合 0 0 合計 50	

No.	シー	⊦NO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
福	祉	課	•									
	51	1	災害時要援護 者支援事業	該当	北杜市災害時要援護 者支援制度実施要綱	一人暮らしの高齢者、 障害者などの災害弱 者	災害発生時における支援を地域の中で 受けられるようにするため制度を整備し、 これらの者が安心して暮らすことができる 地域づくりの推進を図る。	一人暮らし高齢者等の災害弱者に登録申請をしていただき、登録台帳を作成する。登録台帳は、行政区、民生委員へ配布し、情報を共有する。行政区や民生委員は登録台帳を活用し、平常時の声かけ等、災害時の安否確認等を行う。4月の区長会に出席し、登録者名簿の配布を行うとともに制度の説明、登録の推進を行った。	А	А	拡大·充実	行政区や民生委員などへの説明を 重ね、地域のニーズを捉えながら、 より良い方法を検討する。
111	51	2	健康福祉大会 事業	非該当	平成24年度健康福祉 大会実施要綱	高齢者・障害者・ボランティア、民生委員児 童委員、保健福祉推 進委員、一般市民	市民が生涯にわたり、健康で生きがいのある快適な生活をおくれるよう、健康づくりや福祉に関する各種催しを通じ、健康・福祉についての知識の普及と啓発を図る。	市と北杜市社会福祉協議会との合同開催で実施する。期日:平成24年10月6日(土)、内容:各種表彰(ダイヤモンド婚、4世代同居等)、講演会「その人らしい生き方を実現するための地域づくり」、アトラクション(武川キッズダンス・楽揺甲斐)、各種健康測定等	В	В	方法改善	平成25年度は、平成24年度のアンケート等により検討を行い、老人クラブ等の「割り当て」による募集を廃止し広い年齢層に「健康・福祉の知識の普及啓発」を行う。また、午後のみの開催とし、弁当の配布は廃止するなどでコスト削減に努める。
112	51	3	福祉関係施設管理事業(火葬場)	該当	北杜市北の杜聖苑条 例	火葬場(北の杜聖苑) 利用者	住民の福祉増進、公衆衛生向上	指定管理者制度により、必要な経費の中でサービスの向上を図り、利用者に安心 し安全に使用してもらえるようにする。	А	А	現状維持	平成25年10月より利用料の引き上げを行う。また、継続したコスト削減に努める。
113	51	4	ボランティア団 体育成、支援 事業	該当	北杜市福祉団体等補 助金交付要綱	ボランティア団体(事 務局は社会福祉協議 会)	ボランティアの育成を支援し、各種ボラン ティア活動を推進する。	社会福祉協議会が行うボランティアへの 支援事業の50%を補助する。	А	А	現状維持	団体への活動補助金の削減を検討していきます。また、補助金の効果的な使われ方が担保できるよう、社会福祉協議会との連携を密にします。
114	51	5	社会福祉協議 会専門員等設 置補助金	非該当	北杜市福祉団体等補 助金交付要綱	北杜市社会福祉協議 会の福祉専門員	社会福祉協議会の福祉専門員への人件 費を補助することにより、地域福祉活動 の充実を図る。	社会福祉協議会の福祉専門員人件費に 要する経費の80%(59歳以上は40%) を補助する。	В	В	現状維持	平成25年度から、社会福祉法人の 指導監査の所轄が市になるため、経 理、管理等の状況を見ながら検討を 行う。
115	51	6	民生委員児童 委員協議会補 助金	該当		北杜市民生委員児童 委員(187名)	各地区民生委員児童委員協議会の活動 を支援し、地域福祉の充実を図る。	北杜市の民生委員児童委員は187名おり、それぞれの担当地区で活動している。 各地区には、民生委員児童委員協議会 を置き、活動状況の報告、情報交換、研修会など、活動の支援をする。	А	А	現状維持	一部の地区について、市担当課が 会計を担当している地区もあるため 自立を図る。
116	51	7	遺族連合会補 助金	該当	北杜市社会福祉団体 等補助金交付要綱	各地区遺族会会員	遺族会の活動を支援する。	遺族会委員の一人当たりの単価を定め 補助し、活動支援を支援する。	А	А	現状維持	遺族会補助金の削減を検討してい く。また、補助金の増額につながらない範囲で、戦争の悲惨さ・平和の尊 さ等を次世代に伝承する事業を各地 区で行う。
117	51	8	老人クラブ活 動支援事業	該当	北杜市社会福祉団体 等補助金交付要綱	北杜市老人クラブ会 員	北杜市老人クラブの活動を支援する。	北杜市老人クラブの運営、各種事業等に 対し支援する。	В	А	現状維持	補助金の削減を検討していく。また、 老人クラブ会員のための事業だけで はなく、地域貢献や地域へ還元する ような自主事業等の実施について促 していく。

No.	シー	⊦NO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
118	51	9	いきいき山梨 ねんりんピック 参加事業	非該当	いきいき山梨ねんりん ピック開催要領	員・スポーツクラブ会 員)	いきいき山梨ねんりんピックに参加し、手軽に楽しめる軽スポーツを通して、広域的な高齢者相互の交流を深めることにより、高齢者の生きがい・健康づくりの高揚を図る。	いきいき山梨ねんりんピック実行委員会 (県社協事務局)が主催する大会に参加 を希望する選手を募集する。 老人クラブ・スポーツクラブ等を通じて募 集し、各総合支所から巡回バスを運行し 参加選手を大会会場までの送迎を行う。 また、選手が安全に、競技に参加できる ようサポートを行う。	В	В	方法改善	老人クラブ連合会、事務局である社会福祉協議会と当事業の参加方法の見直しについて意見交換を行い、一拠点からの送迎バスとするかなどを検討する。また、エントリー競技ごとの責任者を選出してもらうなどして、チームの統括を務めていただく。
119	51	10	高齢者祝福事 業	非該当	北杜市敬老祝金支給 規則 北杜市百歳祝金支給 規則	齢者(10年以上居住 要件あり) 敬老祝金:満77歳、満	高齢者者に対し敬老祝金を支給し長寿を祝福するとともに敬老意識の高揚に努め、もって地域福祉増進に寄与する。また、100歳に到達した長寿者を敬愛しその功を労うことを目的としている。	敬老祝金:9月15日の敬老の日から一週間の「敬老週間」に敬老祝金(満77歳、満88歳、満100歳以上)を支給する。支給については、民生委員児童委員に安否確認を兼ねて配布をお願いしている。また、100歳に到達した高齢者宅を市長が訪問し祝金と花束を届長寿を祝福する。	А	С	縮小	①平成25年度より、77歳、100歳以上の敬老祝金を廃止し、祝金対象年齢を88歳のみとし、祝金の額を8,000から5,000円に引き下げる。②100歳祝金支給事業についての10年居住要件など、支給基準の見直しを行う。
120	51	11	お楽しみ給食サービス事業	非該当	お楽しみ給食サービ ス事業実施要領	市内在住の80歳以 上一人暮らし高齢者	一人暮らし高齢者が、食の楽しみを通して健康で健やかに生活出来るようサービズを実施し、併せて一人暮らし高齢者の安否確認と対話の機会を設ける。	北杜市社会福祉協議会への委託事業で、社協各支所単位で実施している。 各地区民生委員児童委員、ボランティア 等に協力をお願いし、年4回実施している。	В	В	現状維持	他の部署で実施している、同種の サービス事業との整理を行う。
121	51	12	高齢者の生き がいと健康づ くり推進事業	非該当	高齢者の生きがいと 健康づくり推進事業 実施要綱	北杜市内高齢者	高齢者がいきいきと生活できるように、健康づくり事業や、世代間・高齢者同士の交流事業を行うことにより外出機会の少ない高齢者の社会参加を推進する。	社会福祉協議会に委託。高齢者のニーズにあった内容の事業を各支所単位で行い、高齢者の外出機会や、健康づくりを推進している。 シニア生き生き講座・高齢者の輪投げ大会・男性料理教室。	D	С	縮小	社会福祉協議会が把握する地域福祉のニーズ等にあった事業の検討を行う。
122	51	13	ふれあいペン ダント事業	非該当	北杜市高齢者生活支 援事業実施要項	概ね65歳以上の虚弱 な一人暮らし高齢者・ 高齢者のみの世帯	在宅の要介護高齢者及び一人暮らし高 齢者に対し、サービスを提供することによ り在宅生活を支援する。	庁内のサービス調整会議により認定された高齢者が、急病等の緊急時に、自宅に設置された機械のボタンを押すことで、NPO法人安心安全見守りセンターに通報され、協力員の支援のもと、迅速かつ適切な対応を図ることができる。	А	А	現状維持	設置基準の見直しを行う。
123	51	14	外出支援サー ビス事業	非該当	北杜市高齢者生活支 援事業実施要綱	概ね65歳以上の独居 者・高齢者のみの世 帯に属する高齢者 で、一般の交通機関 を利用するのが困難 な者・乗車等に際して 介助が必要となる者	在宅の要介護者及び一人暮らし高齢者 に対し、サービスを提供することにより在 宅介護の充実を図る。	庁内のサービス調整会議により認定された高齢者が、通院の際にタクシーを利用する場合、初乗り710円分のタクシー券を月2枚支給する。	А	А	現状維持	市の財政状況を鑑みると事業の拡大は困難であり、現状維持とする。
124	51		シルバーハウ ジング生活援 助員派遣事業		北杜市シルバーハウ ジング生活援助員派 遣事業実施要綱	シルバーハウジング に居住する高齢者	居住する高齢者が自立して安全かつ快 適な生活を営むことができるよう在宅生 活を支援する。	社会福祉法人高根福祉みのる会と委託 契約している。シルバーハウジングに居 住する高齢者の生活指導、相談、安否確 認、緊急時の対応等のサービスを行う生 活援助員を派遣し、高齢者が自立して安 全で快適な生活を営むことが出来るよう に在宅生活を支援する。世帯棟5棟、単 身棟5棟がある。	В	В	方法改善	高齢者の福祉施策として、シルバーハウジング事業を継続して実施する必要があるかどうかの検討が必要。そのうえで、一般高齢者向けの住宅としての位置づけが可能かを検討する。

					行政改革				事業内容(どのような方法で 何を行うの	H25年度	H25年度		H25年度
No	. シ	− ⊦۱	10.	事務事業名	アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等 	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	か)	1次評価	2次評価		今後の方向性
12	5 5 ⁻	1		生活支援ハウ ス運営事業	非該当	北杜市生活支援ハウス運営事業実施要綱	60歳以上の一人暮ら し、又は夫婦のみの 世帯に属する者で、 家族による援助を受 けることが困難であっ て、高齢等のために 独立して生活すること に不安がある方。	生活支援ハウスの入居者に対し、介護 支援機能、居宅機能、交流機能を総合的 に提供し安心して健康で明るい生活を送 ることができるよう支援する。	生活支援ハウスの運営事業を、社会福祉法人愛寿会に委託している。生活支援ハウスの入居者に対し相談、助言を行うと共に、緊急時の対応を行っている。また、入居者の高齢化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健サービスを必要とする場合の利用手段の援助を行っている。入居者と地域住民との交流を図るための交流事業等を毎月行っている。	В	В	方法改善	平成25年度より、現在入居している 9名の処遇について(時期入居・入 所先)本人、家族、関係者等と検討 を重ね、施設等への入所を行う。ま た、他施設への入所による空室への 入居は行わず、入居総数を減らしす ことにより委託料を削減する。なお、 平成27年度には委託の廃止を検討 する。
12	6 5 ⁻	1		身体障害者福 祉会補助金	該当	北杜市福祉団体等補 助金交付要綱	市身体障害者福祉会	対象団体の社会見学事業・障害者スポーツ大会事業・研修会等への補助を行い会員の交流、社会参加を促進する。	対象団体へ補助金を交付する。	А	A	現状維持	今後も対象団体に説明をしたうえで、補助の削減を図るとともに、新規で手帳を取得した方に、会のお知らせをする等、新規会員の確保に努める。
12	7 5 ⁻	1		精神障害者家 族会補助金	該当	北杜市福祉団体等補 助金交付要綱	精神障害者家族会	対象団体の自主事業への補助を行い会員の交流、社会参加を促進する。	対象団体へ補助金を交付する。	А	А	現状維持	今後も対象団体に説明をしたうえ で、補助の削減を図る。
12	8 5	1	19	相談支援事業	非該当	障害者総合支援法	障害者(身体・知的・ 精神)障害児及びそ の家族	域で安心して自立した日常生活又は社 会生活を営むことができるようにする。	来所、訪問、電話などにより相談に応じ、 必要な情報の提供や助言を行う。福祉 サービスの利用援助、社会資源の紹介、 専門機関等の情報提供、虐待の防止及 び早期発見のため関係機関と連絡調整 を行うとともに、権利擁護のための必要 な援助を行う。	А	А	拡大·充実	計画相談支援事業所、地域相談支援事業所がうまく機能していくために、連絡会を月に2回開催する。計画相談を行う相談支援専門員を増やすことができるよう、自立支援協議会の事業所部会などで働きかける。
12	9 5	1 2		日常生活用具 給付事業	非該当	障害者総合支援法	障害者及び障害児又は介護を行う者若しくはその家族(以下「障害者等」という。)	障害者等に対し日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉を増進する。	対象者が必要とする日常生活用具(ストマ装具、入浴補助用具、住宅改修等)の支給決定を行い、障害者等の自立した日常生活の実現を図る。	А	А	現状維持	見積書に対し適正な査定や、利用者 に対し適正な支給決定判断に努め る。
13	0 5 ⁻	1 2	21	移動支援事業	非該当	障害者総合支援法	屋外での移動が困難 な在宅の障害者等	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活 動など社会参加のための支援を行う。	対象者の支給申請に基づき、可であれば支給を決定する。対象者は市が委託契約をしている事業所と契約し、ガイドへルプや車両移送などの支援を受ける。	А	А	現状維持	申請の際、利用者に対し、概要調査 実施及びサービス等利用計画書を 作成し、適正な利用時間の支給決 定を図る。また、毎月の請求の際、 事業所に対し、事業趣旨に沿った請 求指導を行う。
13	1 5	1 2		日中一時支援 事業	非該当	障害者総合支援法	は介護を行う者若しくはその家族(以下「障	障害者等の日中における活動を確保し、 家族の就労支援及び障害者等を日常的 に介護している家族の一時的な休息を目 的とする。	し、障害者等の日中における活動場の提	А	A	現状維持	申請時(更新手続き案内時)に利用者に対し、事業趣旨の再確認を行い、どのような利用計画であるか聴き取り、適正な利用時間の支給決定に努める。

No	. シ-	- -		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
13	51	23	地域活動支援センター事業	非該当	北杜市地域活動支援 事業実施要綱	在宅生活を送ってい る障害者(身体、知 的、精神)	閉じこもりがちな障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、交流のできる気軽に立ち寄れる場を提供する。	障害者総合支援センターにおいて週5回、創作活動(料理、絵手紙、習字、工作、手芸等)・農園芸作業(野菜作り、花の栽培等)・軽スポーツ(卓球、ソフトバレー、グランドゴルフ、バトミントン、散歩等)・社会見学のための外出などのプログラムを実施している。できるだけプログラムが自主的にできるよう、指導員2名が支援しながら運営している。来所が困難な方については、曜日により地区ごとに送迎を行ない、自分の車、公共の交通機関を使える方や徒歩で来られる方は自力で来所をしてもらう。	Α	А	現状維持	①知的能力の高い方で身体的な障害を持っている方については、その人の持っている能力が活かされるよう、デイケア通信の発行などへの協力など、工夫を行う。 ②利用者が増えてきており、乗車定員を超えるときは、現在週3回(月水金)の送迎している方の利用を週2回に減らし、新規の方の利用ができるようにしていく。
13	3 51	24	ボランティア養成及び地域交流事業		障害者総合支援法	障害を持つ方へのボ ランティアに興味のあ る方。市内在住の障 害者とその家族及び 地域住民。	地域で生活をする障害者への理解を深め、地域と障害者の橋渡し役が出来るボランティアを養成する。障害がある方とその家族や地域住民と交流を図ることで、障害を持つ方の住みよい地域づくりを進める。		Α	Α	拡大・充実	平成24年度から、登録済みボランティアに対して、地域活動支援事業(デイケア)の活動報告や活動への参加のお誘いを定期的に送るなど、きめ細かな対応を行っている。月に一度ボランティア交流会という日を決めて、ボランティアさんが定着しやすいような環境づくりをしているため、現状維持とする。
13	51	25	コミュニケー ション支援事 業	非該当	障害者総合支援法		手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、その意思疎通の円滑化を支援する。	派遣が必要な日の2週間前までに申込書を提出してもらう(FAX可)。その必要性が認められるときに、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害者等と健聴者等の意思の疎通を円滑にする。	А	А	拡大・充実	平成25年度、手話通訳者設置にかかる予算措置は確保しているため、今後早急な人材確保が求められる。 ハローワークに依頼し適任の雇用を図る。
13	5 51	26	成年後見制度利用支援事業	非該当	障害者総合支援法	成年後見の申し立て 費用または成年後見 人に対する報酬の補 助を受けなければ、 成年後見制度を利用 することができない、 市内に居住する方。	成年後見の申し立て費用または成年後 見人に対する報酬の補助を受けること で、成年後見制度を利用することがで き、後見人等がつくことによって本人の財 産や権利を第三者から守ることができ る。	要件に該当する住民からの申請に対し、 成年後見の申し立て費用及び、成年後 見人の報酬についての補助を行う。(平 成24年度からの必須事業であり平成23 年度は事業なし。)	А	А	拡大・充実	障害者への相談支援の中で、サービスを必要とする方に積極的な利用を促す。
13	6 51	27	ながさかリハ ビリセンター管 理事業	非該当	北杜市ながさかリハ ビリセンター条例	障害者	当該施設において、機能回復訓練等を 行うことにより地域の中で健やかに暮ら せるようにする。	ながさかリハビリセンターの運営事業を、 NPO法人峡北地域生活支援システム杜 の風を指定管理者として委託している。 利用しようとする者は、指定管理者の許 可を得て、指定管理者が行う事業を利用 する。	D	D	廃止/休止	現在の指定期間終了後(平成27年度から)に、直営施設として検討する。
13	7 51	28	障害者総合支 援センター管 理事業	非該当	北杜市障害者総合支 援センター条例	障害者総合支援セン ター	適切な管理を行う。	障害者総合支援センターで、障害者の相談支援事業、地域活動支援事業等を行うために施設の維持管理を行う。	А	А	現状維持	現状の管理を維持することを基本とし、問題点が発生した場合には適切に対応する。

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
138	51	29	パル・実郷管 理事業	非該当	障害者総合支援法 北杜市障害福祉サー ビス事業所条例	障害者	云寺で使供することにより、障害有の値	パル実郷の運営事業を、社会福祉法人 高根福祉みのる会を指定管理者として委 託している。市が支給決定をした者と契 約し、障害者総合支援法に基づく福祉 サービス(生活介護、就労移行支援、就 労継続支援B型)を提供している。	А	А	現状維持	指定管理の継続が基本ですが、貸付という選択肢も排除せずに施設の管理状況を注視する。
139	51	30	タクシー利用 料助成事業		山梨県福祉タクシー システム事業費補助 金交付要綱	重度心身障害者(児)	行動範囲の拡大と社会参加の促進。	対象者の申請に基づき、タクシー利用券 (650円×36枚以内)を交付する。	А	А	現状維持	市の財政状況を鑑みると、今後の事業拡大は困難であり、現状維持とする。
140	51	31	就労支援員配 置事業	非該当	山梨県生活困窮者支 援対策事業費補助金 交付要綱	生活保護受給者及び 生活困窮者	接の受け方の指導、ほくとハッピーワークへの同行訪問等を行い、就労紹介によ	就労支援員を配置し、稼働能力のある被保護者、生活困窮者に職業紹介、職業訓練、就職活動までの総合的な就労支援を図る。	А	А	現状維持	臨時職員の就労支援員が、対象者 に寄り添い、素早い情報提供を行う ことにより、就労意欲の喚起につな がり、効果が上がっている。
					H2	- 5年度今後の方向性に	ついての集計(2次評価:福祉課) 単	·位:件			拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	5 現状維持 19 4 民間委託等 0 2 終期設定/統合 0 1 合計 31

No	シー	·FNO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
Ξ	- 育	7	支援課									
14			次世代育成支 援対策地域協 議会事業	非該当	次世代育成支援対策 推進法 北杜市次世代育成支 援対策地域協議会設 置要綱		次世代育成支援対策行動計画の推進に関し必要な事項を協議する。	次世代育成支援対策地域協議会を開催し、次世代育成支援行動計画の検証等を行う。	А	А	現状維持	次世代育成支援後期行動計画に記載されている内容を毎年度、次世代育成支援対策地域協議会で評価・検証し、改善策を検討することで、子育て支援策の推進を行う。
14	2 52	2	要保護児童対 策地域協議会 事業	非該当	児童福祉法	要保護児童・要支援 児童及び特定妊婦	要保護児童等に対して、適切な保護又は適切な支援を図る。	要保護児童等に関する情報、適切な保護又は適切な支援を図るために関係機関と必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	А	А	現状維持	市役所以外の関係機関である医師 会、警察署、児童福祉関係機関等と 日頃より密接な連絡を取り、連携強 化を図る。
14	3 52	3	家庭児童相談 室運営事業	非該当	児童福祉法 北杜市家庭児童相談 室設置要綱	18歳未満の児童に 関する相談	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上に関する相談業務の 充実を図る。	主な相談内容:養育相談、心身障害相 談、非行相談、育成相談 相談方法:電話、面接、訪問等	А	А	現状維持	①研修会へ積極的に参加し、相談技術の向上に励めること。 ②要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携を深めること。
14	1 52	4	ファミリーサ ポートセンター 運営事業	非該当	北杜市ファミリーサ ポートセンター事業実 施要綱	市内に居住し、おおむね生後3ヶ月以上の乳幼児から12歳までの小学生と、養育する保護者	育児を支援することにより、子育てと仕事 の両立等を図り、安心して子どもを産み 育てることのできる社会づくりを推進す る。	地域において育児の援助を行いたい者 (協力会員)と育児の援助を受けたい者 (依頼会員)を組織化し、市がアドバイ ザーを設置し、連絡調整を行う中で、育 児の援助を行う。	А	А	現状維持	子育て情報サイト「やまねっと」や、 市広報紙等を活用し、広報活動を実施するなど、今後も継続して市民へ の周知の充実を図る。
14	5 52	5	保育事業	該当	児童福祉法	北杜市に住所を有し、 保護者が労働等によ り児童の保育ができ ないと認められる小 学校修学前の児童	保護者の労働、疾病、親族の介護等により家庭において児童の保育ができない場合に児童を保育し、子育て支援の充実と 少子化対策を推進する。	業であり、将来の北杜市を担う子供たち	А	А	方法改善	入園の調整を各保育園と行い、保育 園人材バンクへの保育士の登録に 努めるとともに、予算を見ながらでき る限りの保育士の配置を行い保護 者の希望に応える。
14	5 52	6	保育施設維持 管理事業	非該当	児童福祉法	北杜市立保育園15 か所の維持及び管理	保育を行うための園舎、園庭、プール、 遊具などを維持管理することはもとより、 火災予防や防犯なども含めて適切に管 理する。	消防設備点検、特殊建築物定期検査等を実施し、結果を踏まえて保守、修繕、工事を実施する。また、通常の維持管理を適正に行い保育に支障のない状況と安全を確保する。	А	А	現状維持	限られた予算の中で、計画的に修繕 等を行うことにより、保育環境を改善 する。
14	7 52	7	母子相談員事業	非該当	北杜市母子相談員設 置要綱	ひとり親家庭	ひとり親家庭について、心配事や生活面 の不安を解消し、生活意欲の向上を図 り、その福祉の増進に努める。	ひとり親家庭を対象に身上相談に応じ、 その自立に必要な指導を行い生活意欲 の向上を図る。	А	А	現状維持	母子相談員が、子育て支援課の母 子自立支援員や各町の民生委員児 童委員等と連携を図る。
14	3 52		母子家庭等自 立支援給付金 事業	非該当	北杜市母子家庭等自立支援給付金支給要網 北杜市自立支援教育訓練給付金事業実施要網 北杜市高等技能訓練促進費等実施要網	市内在住の母子家庭 の母または父子家庭 の父(母子及び寡婦 福祉法第17条に定め る配偶者のないもの で現に児童を扶養し ているものをいう。以 下「ひとり親家庭の 親」という。)	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就 職の促進を図る。	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就職の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第31条に規定する母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費、入学支援修了一時金)を予算の範囲内において支給する。	Α	А	現状維持	国及び県の要綱に基づき実施して いるので、当該制度に合わせて実施 する。

No	. シ	— / N	10.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
14	9 52	2		ひとり親家庭 医療費助成事 業	非該当	山梨県ひとり親家庭 医療費助成事業 助金交付要綱 北杜市ひとり親家庭 医療費助成に関する 条例 北杜市ひとり親家庭 医療費助成に関する 条例 た関する 条例施行規則	本市に住所を有する ひとり親家庭の父ま たは母及び児童(満 18歳に達する日以後 最初の3月31日まで にある者)	ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図る。	ひとり親家庭の親と子に対して、医療費の一部負担金として負担すべき額を医療費助成金として支給し、医療費を無料化する。医療費助成金の支給は窓口無料化または償還払いによって行う。対象者の所得税が非課税等の所得制限がある。	А	А	現状維持	山梨県ひとり親家庭等医療費助成 事業に基づき実施する。
15	0 52	2 1	10	母子及び寡婦 福祉資金利子 補給事業	非該当	北杜市母子及び寡婦 福祉資金等利子補給 規則	山梨県の母子及び寡 婦福祉資金の貸付け を受けた者	母子及び寡婦福祉資金の利子補給を行い、母子寡婦世帯の負担を軽減し、福祉 の増進を図る。	母子及び寡婦福祉資金の貸付けを受けている者からの申請により、その資金の 利子補給をして、母子寡婦世帯の福祉の 増進を図る。	А	А	現状維持	県の母子福祉資金制度を利用する際に周知もされていますが、市においても母子相談員や広報紙等を通じて周知を図る。
15	1 52	2 1	11	母子父子寡婦 福祉連合会助 成事業	非該当	北杜市補助金等交付 規則	北杜市母子父子寡婦 福祉連合会	北杜市母子父子寡婦福祉連合会の活動 に補助金を交付することにより、母子父 子寡婦家庭の支援を行う。	北杜市母子父子寡婦福祉連合会の活動 に対し補助金を交付する。	А	А	現状維持	母子父子寡婦福祉連合会の事業である親と子のつどいや、交流事業等の周知に母子相談員等も協力していく。また、補助金の見直しについても検討していく。
15	2 52	2 1	12	つどいの広場 事業	非該当	児童福祉法	乳幼児(おおむね0~ 3歳)とその保護者	子育て中の保護者の子育ての負担感の 緩和を図り、安心して子育てができる環 境を整備することにより、地域の子育て 支援機能の充実を図る。	市内5ヶ所のつどいの広場において、子育てアドバイザーが子育て親子に、 ①子育て親子の遊びの場等の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習 等の実施などの事業を行う。	А	А	現状維持	つどいの広場の設置については、利 用者のニーズ把握や課題を分析す る。また、利用者のニーズに応えら れるよう、ニーズを把握して適切な 事業展開をするとともに、事業内容 は指導員の力量に左右されるので、 指導員の研修会を実施するなど質 の向上を図る。
15	3 52	2 1	13	放課後児童ク ラブ事業	該当	児童福祉法 北杜市放課後児童ク ラブ条例 北杜市放課後児童ク ラブ条例施行規則	市に住所を有する児 童及び市内小学校に 在籍する児童で、保 護者が就労等により 保育に欠ける小学校 1年生から3年生まで	保護者の就労を容易にするとともに、児 童に対し生活と遊びの場を与え、児童の 健全な育成を行う。	小学校の放課後や夏休み等の長期休業中に指導員の指導の下、児童が遊びや生活を通して成長発達することを基本として指導等を行う。	А	А	方法改善	新設等に併せて、入所の在り方や利 用料などについて、近隣市町村の状 況なども調査・分析し、反映をしてい く。
15	4 52	2 1	14	児童館運営事 業	非該当	児童福祉法	18歳以下の児童	児童に健全な遊びを与えて、その健康を 増進し、情緒を豊かにするとともに子ども クラブ、母親クラブ等の地域組織活動の 育成助長を図る。	①健全な遊びを通じて、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の自主的な活動に対する支援を行う。 ②母親クラブ、子どもクラブ等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図る。 ③子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行う。	А	А	現状維持	児童館連絡協議会等を活用して充実策を検討するとともに、児童館運営委員会や次世代育成支援対策地域協議会等で出された意見をもとに体制の整備や運営の充実を検討する。
15	5 52	2 1		放課後子ども 教室事業	非該当	山梨県放課後子ども プラン推進事業費補 助金交付要綱	市に住所を有する小 学生	放課後の子どもたちを対象として、安全・ 安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の協力者を得る中で、勉強や遊び、文化活動や交流活動などを行い、子 どもたちの健全育成を図る。	平成24年度では、出張教室も含めてすべての小学校区で実施し、子どもの安全で健やかな育成のための活動拠点を確保している。	А	А	現状維持	ボランティアの確保が必須であるため、地域の幅広い方々に声をかけ、参加を促していく。また、放課後児童クラブとの連携については、コーディネーターの方々に協力いただく中で推進していく。

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
156	52		出産祝金・結 婚祝金支給事 業	非該当	北杜市出産祝金支給 規則 北杜市結婚祝金支給 規則	(出産祝金)本市に在住して、出産し、その後新生児とともに定住する意思を有する養育者 (結婚祝金)婚姻し、本市に定住する夫婦	(出産祝金)少子化対策のため、乳児の健やかな成長に寄与し、定住促進と市の活性化を図る。 (結婚祝金)定住人口の増加を図り、若い労働力を定着させ、明るい豊かなまちづくりを行う。	(出産祝金)出産前6か月以上本市に住所があり、出産後も本市に新生児とともに5年以上定住する意思のある養育者に支給。(第2子50,000円、第3子300,000円、第4子以降500,000円) (結婚祝金)婚姻後本市に3年以上定住する意思のある夫婦に2万円を支給。	Α	А	方法改善	出産祝金が少子化対策や定住促進策として効果的な事業であるのか検証をするため、申請時にアンケートを行うなど、事業効果の検証を行う。
157	52	17	ファミリーサ ポートセンター 利用料補助事 業	非該当	北杜市ファミリーサ ポートセンター事業実 施要綱	市内に居住し、おおむね生後3ヶ月以上の乳幼児から12歳までの小学生と、養育する保護者	ファミリー・サポート・センターの利用促進 を図るとともに、利用料の補助を行い、依 頼会員の経済的負担の軽減を図る。		Α	А	現状維持	市の財政状況や、利用者数の状況等を考慮する中で検討していく。また、助成制度の効果について検証するため、アンケート調査などを実施する。
158	52		チャイルドシート購入補助事業	非該当	北杜市交通安全対策 乳幼児補助装置購入 補助金交付要綱	児の保護者であって、	自動車内の乳幼児の安全確保に資する ためチャイルドシート着用の普及推進を 図るとともに、子育ての経済的負担の軽 減を図る。	保護者からの申請により、チャイルドシート等の購入費用の2分の1(限度額2万円)を助成する。	С	С	方法改善	他の子育て支援策とのバランスや市の財政状況を考慮し、平成27年度の子ども・子育て新制度の施行と一体的に検討する。
159	52	19	子ども医療費助成事業	非該当	北杜市子ども医療費 助成金支給条例 北杜市子ども医療費 助成金支給条例施行 規則 山梨県乳幼児医療費 助成事業費補助金交 付要綱	市内に住所を有する 小学校3年生までの 子どもの保護者等	子どもに係る医療費の一部を助成し、子育ての経済的負担を軽減するとともに、 子どもの健やかな成長に寄与する。	小学校3年生までの子どもの入院・通院にかかる医療費の一部負担金の額を、保護者に対し医療費助成金として支給し、医療費を無料にする。助成金の支給は窓口無料化または償還払いによって行う。	А	А	現状維持	市の財政状況が厳しい中で、拡充したことによる影響を慎重に見極め、 検討していく。
160	52	20	子育て応援企 業等支援事業	非該当	北杜市子育で応援企 業等認定制度実施要 綱	市内に事業所のある 子育てに積極的に取 り組む企業及び事業 所	子育て支援に積極的な企業等を子育て 応援企業として認定し、取組内容等を紹 介して、市全体として子育てを応援する。	子育て支援に積極的な活動を行っている 企業等を子育て応援企業に認定し、認定 証を交付する。子育て応援企業は、広報 や市ホームページで取組内容等を紹介 し、企業等の活性化を図り、市全体として 子育てを応援する。	А	А	現状維持	子育て情報サイト「やまねっと」等へ活動状況を掲載したり、子育て応援イベント等に協力してもらうことで、市や他の子育て支援関係者と連携をし、制度の周知やPR等を行う。
161	52	21	保育事業(保 育園バス)	該当	児童福祉法	保育園児の送迎、園 外活動への使用	園児と保護者の利便性を確保するため に通園バスによる送迎を行うとともに、園 外での保育活動を充実させる。	長坂保育園、日野春保育園、小泉保育園、白州保育園、武川保育園の保護者より利用申し込みを受け、送迎を行うとともに、市内の公立保育園で行う、遠足、プールへの送迎や園外活動に活用する。	С	С	廃止/休止	保育園通園バスは、平成27年度までを目途に運行を廃止する方向で、バスの活用方法について検討するとともに、保護者への周知を行う。
				_	拡大·充実 方法改善 縮小	0 現状維持 16 4 民間委託等 0 8 終期設定/統合 0						
					H2	5年度今後の方向性に	ついての集計(2次評価:福祉部) 単	i位:件			廃止/休止 拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 合計 21 5 現状維持 35 8 民間委託等 0 2 終期設定/統合 0 2 合計 52

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	│ │ 根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
璟	境	課										
162			河川等水質調 査事業	非該当	環境基本法	市内の河川、湖沼、 湧水等	市内を流れる河川66箇所、須玉町内産 業廃棄物処理場、長坂町内工場排水、 マルジョウ化工周辺泉川、長坂町内湖 沼、小淵沢町内湧水の水質調査を行い、 環境基準等を参考にし、現状の汚染状 況等について把握する。	環境汚染の指導。	А	А	現状維持	水質調査の結果を踏まえながら、検 査採取箇所の検討を行う。
163	61	2	オオムラサキ センター管理 事業	非該当	北杜市オオムラサキセンター条例	オオムラサキセンター	オオムラサキが生育する自然環境を保全し、市民の知識を深め、教養の向上を図り、もって市の有する文化、自然資源を活用した地域作りに寄与するという施設の目的を達成するため。	オオムラサキセンターを環境教育施設として適正な維持管理を行う。 平成23年度より指定管理者による運営 になっている。	А	А	現状維持	指定管理料の見直し及び、各種事業内容、運営方法等の見直し、点検を随時実施し、その時々に適応した事業を取り入れ、少しでも収益及び来館者数が増えるように改善する。
164	61	3	環境活動推進 事業	非該当	環境基本法	市民	環境の保全。	平成20年度に環境基本計画を策定し、計画期間は平成29年度までとなっている。ただし社会情勢や環境問題に変化が生じた場合には必要に応じて見直しを行うなど、柔軟な対応も必要になることから平成24年度に見直しを行う。環境審議会委員会の開催・運営。	А	А	現状維持	担当、関係機関との連絡を密にし、 柔軟な対応で事業を進める。
165	61	4	住宅用太陽光 発電システム 設置費補助金	非該当	北杜市住宅用太陽光 発電システム設置費 補助金交付要綱	北杜市に住所があ り、自ら所有し居住す る住宅に太陽光発電 システムを設置した市 民	初期費用の大きな太陽光発電システムに対し、補助金を交付し、自己負担の軽減を図ることにより、市内の住宅太陽光発電システム導入を促進し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図る。	北杜市住宅用太陽光発電システム設置 費補助金交付要綱の規定に基づく。 最大出力1kWあたり2万5千円の補助金 (上限20万円)を予算の範囲内で交付す る。	А	А	現状維持	事業を拡大することにより、太陽光 発電システムの導入拡大を図り、地 球温暖化対策により貢献する。
166	61	5	六ヶ村堰水力 発電所管理・ 運営事業	非該当	地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化に関する法律	村山六ヶ村堰農業用 水路を利用した流込 み式の水力発電であ	目標とする年間発電量224万kWhを達成するため、適正な維持管理に努め、安定した運転を継続する。	発電方法は、用水路の上流部で最大0.5 m3/sの取水を行い、延長1.27km、総落差85mの流水を利用して最大出力320kWの発電を行っている。年間では、約224万kWhの発電量が確保でき、大門浄水場の年間電力として送電を行っている。また、月次・年次点検、遠方監視システムにより24時間体制で管理を行っている。	А	А	現状維持	気象情報や発電状況を的確に把握し、関係者間の連携を強化することによってより迅速な対応を行い、同時に保守管理体制の見直し等を行い、ランニングコストの削減を図りつつ、安定的な発電を目指す。
167	61	6	小水力発電普 及拡大事業	非該当	地球温暖化対泉の推進に関する法律 エネルギーの使用の	小水力発電は、CO2を排出しない極めてクリーンな再生可能エネルギーである。また、他の再生可能エネルギーと比べて発電効率も高く安定した発電が可能である。	本市には、小水力発電の適地が存在することから、あらゆる主体による積極的な 導入を図り、地球温暖化・エネルギー問 題に寄与することを目的とする。	官民パートナーシップによる小水力発電 共同導入事業により平成24年3月に新 たに3箇所の小水力発電が竣工、運転開 始したことから、事業概要・施設紹介等を 含む小水力発電の普及啓発を実施す る。共同事業は、全国でもめずらしい先 進的事例として注目を集めており、広くP Rすることで北杜市の環境分野でのブラ ンドイメージアップを図る。(施設定期見 学会、展示パネルによる普及啓発、パン フレットによる普及啓発)	А	Α	現状維持	小水力発電の普及拡大に向け、開発に伴う関係法令上の許可等を得るための調査・検討を継続する。また、市の負担軽減を図りながらも市内への小水力発電を開発する方法として、民間活力を最大限活用した普及策を講ずることが有効であり、官民連携による小水力発電共同導入を推進する。
168	61	7	北杜サイト管理・運営事業	非該当		北杜サイト太陽光発電所	適性な維持管理に努め、安定した運営を行う。また、大規模太陽光発電システムの普及拡大に向け、視察等の受入を行うとともに、様々な実証研究の継続を行う。	平成23年度より市営の発電所となった。 収入となる売電については、毎年公募に より、売電先を決定している。 保守管理については、第2種電気主任技 術者を選任できる業者に委託し、維持・ 管理に努め、必要に応じて設備の更新を 図っていく。また、実証研究施設であった ことから、視察者の受入を行うとともに、 地球温暖化対策・新エネルギーへの理 解を深めるため情報発信、また必要な整 備・研究協力を行う。	Α	А	現状維持	情報発信内容の拡充、また見学者への対応の向上を図りながら、施設の充実を図ることにより、地球温暖化対策、太陽光発電を始めとする新エネルギーへの理解を深めていただくよう努める。施設の適正な管理及び発電設備の増設を検討し、実質規模2mWを目指していく。

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
169	61	8	環境教育普及 啓発事業	非該当	環境保全活動·環境 教育推進法 学校教育法	学校、子ども団体、コ ミュニティ等が対象	環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身につけることにより、行動に結びつく人材の育成を目指す。	暖化、廃棄物、自然保護、消費生活等日常的な内容で構成し、体験型授業を中心	А	А	拡大·充実	広報誌やホームページを活用して広 く情報発信し、事業啓発を強化す る。また、教育委員会と協働した環 境教育の在り方について検討を行 う。また、地域に根ざした環境学習 指導者の育成・掘り出しを行い、地 域資材を積極的に活用した学習会 を推進する。
170	61	9	地球温暖化防止推進事業	非該当	ギー推進協議会活動	条第1項の規定に基 づき設立された地球 温暖化対策地域協議 会である、北杜市地	地域に根ざした活動を展開している、協 議会を支援することで、事業の発展的展 開を促し、地球温暖化問題等を地域から 考え行動する力の育成を図る。	北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会活動補助金交付要綱に基づき、提案された事業の事業費に対して、補助金を交付している。	А	A	方法改善	今後もより多くの市民の地球温暖化 防止対策活動参加への動機づけに つながるように支援を行う。さらに、 自主財源の確保に努める等、事業 開催経費面においても自主性を発 揮できる組織にしていき、協議会が 自立し、発展的に活動展開していけ るよう支援していく。
171	61	10	地球温暖化対 策地方公共団 体実行計画実 施推進事業	非該当	地球温暖化対策の推進に関する法律 エネルギーの使用の合理化に関する法律	原油換算エネルギー 使用量1,500 ⁺ 。22であ	H18年度のCO2総排出量をH24年度までに6%削減する。 平成21年度ベースに年1%以上のエネルギー消費単位の低減に努める。	各課等に推進員を配置し、市職員全員で CO2排出量の削減目標に向けた率先行 動を行うことにより、事業者、市民の地球 温暖化防止への自主的な取り組みの促 進を図る。	А	А	方法改善	施設の設備について全庁的に検討 を行い、古い電化製品や省エネ照明 の入替を検討する。
172	61	11	緑のカーテン推進事業	非該当		市民等	身近で取り組みやすい地球温暖化対策の一つとして「緑のカーテン」を推進を図ることを目的とする。	本庁舎に「緑のカーテン実証展示」を設置し、北杜市民や来庁者に対して「緑のカーテン」の取組を見せる場の提供を行う。さらに、「緑のカーテン」から収穫できる野菜を使用した「緑のカーテンエコクッキング講座」を開催し、より身近に「緑のカーテン」の魅力を実感してもらう。	Α	A	現状維持	地球温暖化防止対策の一環として、 実証展示については、継続していく。 今までの資材を使用する中で、必要 最低限の予算で実施し、広報やホームページ等を活用しながら、普及啓 発を図っていく。
173	61	12	動物愛護対策 事業	非該当	山梨県動物の愛護及 び管理に関する条例	動物の飼い主等	適正な飼育と管理。	犬の登録及び狂犬病予防注射事務、飼い犬、猫による苦情処理及び飼育マナーの啓発をする。	А	А	現状維持	動物の飼い主への適正な飼育と管 理のより一層の周知を行う。
174	61		犬猫不妊、去 勢手術費助成 金	非該当	北杜市犬及び猫の不 妊・去勢手術費補助 金交付要綱	動物の飼い主等	捨て犬、捨て猫の増加及び被害の防止。	捨て犬・猫の増加及び被害を防止するため、手術費の一部を助成する。	А	А	現状維持	避妊・去勢手術に対し猫の補助金額・補助対象等の補助内容の見直しを行い、動物愛護とのバランスを調整しながら行う。
175	61	14	地域環境美化 活動(地域環 境委員)推進 事業	非該当	北杜市地域環境委員 設置規則	市民	生活環境の保全。	地域環境委員会を開催。環境関連について行政との連絡調整や、ごみ減量化の推進、ごみステーションの管理などの依頼、指導を行う。	А	А	方法改善	北杜市内各町での委員数の再度検討を行い、各町での地域の実情に応じた委員数を配置し、北杜市全体として環境保全の意識向上に努める。
176	61		適正処理困難 物等の収集事 業	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	通常収集出来ない一 般廃棄物(適正処理 困難廃棄物)	年1回、各町毎に回収場所を設定し有料 収集を実施する。	一般廃棄物は、市町村に処理義務があるが、広域処理施設で処理出来ない廃棄物(タイヤ、農機具、バッテリー、スプリング入りマット、ボイラー、温水器等)及び1辺が1.5mを越える大型粗大ごみについては、年1回町毎に有料収集を実施し、市で一括処理する。	А	А	方法改善	現在各町で年1回の収集業務を行っており、担当職員に負担をかけている状況にあるため、各町の収集量等、状況を精査する中で収集回数の検討を行う。

No.	No. シートNO.		事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価	H25年度 今後の方向性	
177	61	16	環境パトロー ル実施事業	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	市内で発生する不法 投棄について	不法投棄による環境汚染の拡大等を防止するとともに投棄物の撤去を行い生活 環境の保全を図る。	峡北シルバー人材センター及び中北廃 棄物対策連絡協議会監視パトロール員 による監視活動、不法投棄物の撤去処 理を合せて実施する。	А	А	方法改善	地理的に熟知し、広域にパトロールできる人材を確保し、新たなパトロールルートを設定する。
178	61	17	一般廃棄物収 集•運搬事業	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	住民が排出する家庭 系一般廃棄物	北杜市一般廃棄物処理基本計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬を行い処分する。	家庭系一般廃棄物について、リサイクル 推進事業との連携により減量化を推進す るとともに、確実な収集運搬処理を実施 する。	А	А	現状維持	委託先である北杜市環境事業協同 組合と協議し、より安全で効率的な 収集運搬体系を図る。
179	61		峡北広域行政 事務組合負担 金(環境衛生 センター)	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	一般家庭から排出さ れる生活系一般廃棄 物	北杜市一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正な処理を実施する。	峡北環境衛生センターにおいて、効率的 かつ適正な廃棄物処理を行うため、負担 金を支出する。	А	А	現状維持	峡北広域行政事務組合と協議し、よ り安全で効率的な処理体系を目指 す。
180	61	19	生ごみ処理 機、ごみス テーション設 置補助金	非該当	北杜市生ごみ処理機 (容器)購入補助金交 付要綱 北杜市ごみ及び資源 物収集所施設設置補 助金交付要綱	る生ごみ ②各自治会等へ管理 をお願いしているごみ	①ごみの発生抑制による減量化、資源 化の強化。 ②収集施設の整備による生活環境の保 全、環境衛生の向上。	生ごみの発生源における発生抑制や資源化を促進することで、ごみの減量化・資源化に繋がることから、処理機や処理容器の購入に補助金を交付する。また、自治会等で管理することとなっているごみ及び資源物収集所の新設、補修等について、生活環境の保全という観点から積極的に整備して頂けるよう補助金を交付する。	А	А	現状維持	生ごみ処理機(容器)、ごみ及び資源物収集所ともに生活環境を保全するためは不可欠なものであることから、継続して市民や行政区に利用を増加させるための啓発を図る。また、ごみ及び資源物収集所においては老朽化が進んでいる施設が増えているので、施設の新築だけでなく建て替え、補修にも補助制度が活用できることを周知する。
181	61	20	リサイクル推進事業	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	一般廃棄物の総排出 量に対する資源物の 割合(資源化率)	資源化率の向上。	一般廃棄物の分別排出の徹底を推進 し、適正な資源分別収集・運搬・処理によ り資源化率の向上を図る。	А	А	方法改善	第7期分別収集計画の目標値を基 にリサイクル事業を展開する。分別・ 排出方法については啓蒙周知(広報 掲載、ホームページ掲載、出前講座 等)を行う。
182	61		分別収集マ ニュアル、収 集袋等作成事 業	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	市民が生活系一般廃棄物の排出に使用するごみ収集袋及び分別方法の詳細を明記した分別マニュアル	ごみ収集及び分別マニュアルにより、ご み及び資源物の適正な分別を行い、資 源化を推進するとともにごみの減量化を 図る。	3種類のごみ収集袋(もえる・もえない・ 資源物)を作成し、商工会を通じて市民 へ販売し、品目ごとに収集袋で排出して いただく。品目ごとの分別方法について は、分別マニュアルを市内各戸への配布 を行い、ごみの適正な分別を徹底や減量 化・資源化を推進する。	А	А	現状維持	ごみ収集袋については、北杜市内の家族構成の調査や環境推進員を通じて市民の声を聴くなど、ニーズにあった袋の作成を図っていくとともに、販売価格についても検討を行う。
183	61		北部ふるさと 公苑一般管理 事業	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	北杜市北部ふるさと 公苑	一般管理業務。	し尿処理業務については指定管理業者により行われており、協定に基づく施設の一般管理部分(汚泥・焼却灰の排出、地域対策補償料、火災保険料等)に関しての業務を行う。	А	А	現状維持	下水道整備により搬入処理量は減 少傾向にあるが、必要な施設である 事から、今後は北杜市全域を対象と した施設の在り方の検討を行う。
184	61	23	北部ふるさと 公苑施設点 検・修繕事業	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	北杜市北部ふるさと 公苑	機器点検・修繕業務。	し尿処理業務については指定管理業者 により行われており、協定に基づく機器 の点検・修理に関しての業務を行う。	А	А	現状維持	下水道整備により搬入処理量は減 少傾向にあるが、必要な施設である 事から、今後は北杜市全域を対象と した施設の在り方の検討を行う。

No.	No. シートNO.			行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
185	61	24	峡北広域行政 事務組合負担 金(南部衛生 センター)	非該当	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	一般家庭より排出さ れるし尿及び浄化槽 汚泥	一般廃棄物処理基本計画に基づき、公 衆衛生の向上及び自然環境を保全する ため、適正な処理を実施する。	南部衛生センターにおいて、安全で安定 的なし尿・浄化槽汚泥の処理を継続して 行くため、負担金を支出する。	А	А	方法改善	処理方法の見直し及び処理料金の 改訂については、関係市と充分な協 議を行う中で検討する。
186	61	25	公害調査対策 事業	非該当		住民からの苦情及び 各公害規制法による 届出書の受付。	問題の解決及び受付処理。	河川水質等公害対策調査費に係る委託 料	А	А	現状維持	苦情、相談について担当内で十分 打合わせを行い、統一した見解で対 応する。
187	61	26	自動車騒音常時監視事業	非該当	騒音規制法	自動車騒音の常時監 視	騒音測定を行い、道路に面する地域の 住居等における道路騒音レベルと環境 基準を比較することにより、道路騒音の 現状を把握する。	市内道路上の騒音の測定及び周辺住居 等への影響を調査し、結果を年度ごとに 環境省へ報告する。	А	А	現状維持	業務委託をしっかり行い、委託業者 と意志疎通を図りながら事業を実施 する。
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:環境課) 単位:件										拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 18 7 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 26

No.	シー	⊦NO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
上	上水道課											
188	62		簡易水道施設 整備事業	該当	水道法	北杜市内水道施設	水道施設の整備を計画的に実施し水道 水の安定供給を図る。	統合簡易水道国庫補助金を活用し、市内の浄水場・配水池の築造、導配水管等布設、遠方監視設備の設置を実施し水道水の安定供給を図る。	А	А	現状維持	浄水場・配水池・導配水管の整備の ほか、施設管理の効率化を図るため、遠方集中監視システムの設置を 行い安定した水道水の供給に努め る。
189	62	2	固定資産台帳 策定事業	非該当	簡易水道事業法敵化 推進要領 地方公営企業法	北杜市簡易水道事業	簡易水道の統合整備により、更なる経営 基盤の構築と経営の効率化を踏まえた 北杜市上水道事業の創設を目的とする。	北杜市上水道事業の創設に伴い、複数 ある水道施設の有形・無形等固定資産を 調査及び評価し、北杜市簡易水道事業 固定資産台帳の策定をする。	А	А	現状維持	固定資産評価にあたり、既存の水道 管理台帳システムを活用し、評価の 手法を簡易整理手法から標準整理 手法へと評価の精度を高め、平成28 年度までに全ての簡易水道事業の 固定資産台帳を策定する。
190	62		施設維持管理 事業	非該当	水道法 北杜市簡易水道事業 の設置等に関する条 例 北杜市簡易水道給水 条例	北杜市簡易水道事業 に加入する水道水受 給者	安全で安定した水道水の確実な供給を図る。	各上下水道センターを拠点として、以下の業務を実施する。 ①上水道施設の恒常的な運営及び維持管理(一部委託) ②上水道施設の修繕 ③末端における水質検査(委託) ④水道原水の水質検査(委託) ⑤水源の確保(使用料負担) ⑥水源の保全(協議会加盟)	В	А	縮小	①施設整備事業と連動し、施設の整理統合と合理化を推進することによって、複数の費目においてローコスト化が期待できる。(滅菌薬の減量化、電気料の節約、計装機器の一元化によるリース料削減、修繕費の抑制)。 ②現在、各センター毎に在庫管理している補修資材を一元管理し、不動在庫の削減が期待できる。 ③緊急修繕工事の請負単価の統一化によって、修繕費の抑制が期待できる。④水道メータ法定交換工事の契約方法の見直しによって工事請負費の抑制が期待できる。
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:上水道課) 単位:件										拡大·充実 方法改善	0 現状維持 2
											縮小 廃止/休止	1 終期設定/統合 (0 合計 3

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
下	下水道課											
191	63		社会資本整備 総合交付金· 汚水処理交付 金事業(下水 道事業)	非該当	下水道法	公共下水道整備区域 の住民	住民の生活環境の向上及び公共用水域 の水質保全を図る。	し尿と生活雑排水を汚水処理場で処理 するため排水管渠を新設し各戸に公共 桝を設置する。	А	А	方法改善	継続して、未接続者に対して戸別訪 問等を行い、下水道接続の推進を 行なう。
192	63	2	地域自主戦略 交付金事業 (農業集落排 水事業)	非該当	水質汚濁防止法	既存の農業集落排水 施設 26地区	施設の適切な機能保全とライフサイクル コストの低減を図る。	既存施設の状態を診断調査及び評価 し、これに基づく劣化予測をおこない施設 機能の保全対策を比較検討してライフサ イクルコストが最小となるような農業集落 排水事業最適整備構想を策定する。	А	А	終期設定/統合	平成25年度をもって事業終了。 平成25年度以降は、農業集落排水 事業最適整備構想に基づいた整備 (改築、統合)事業の導入を図る。
193	63	3	合併浄化槽設 置費補助金	非該当	北杜市戸別浄化槽設 置費補助金交付要綱	集団的な下水処理計画区域(農排を除く)を除く全ての地域で、浄化槽の設置・改築を行う者にその費用の一部を助成するものである。	左記の区域において、下水道と同等の役割を果たす合併浄化槽の設置を推進し、 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るものである。	補助金の交付を受けようとする者は、「北 杜市戸別浄化槽設置費補助金交付要 綱」の規定に基づき、申請書を市長に提 出し、市長はその内容を審査のうえ可否 決定を行い、要綱で規定する額を予算の 範囲内で交付する。	Α	А	方法改善	補助金の交付基準(今後の居住及び使用状況等)等を設けるなどにより、使用状況を反映した補助金交付等について検討し、公平性、公正性のある事業推進を図る。
194	63	4	合併浄化槽市 町村整備推進 事業	非該当	水質汚濁防止法	東小尾・日影地区の 各世帯	生活環境、公衆衛生の向上を図る。	公共下水道及び農業集落排水施設計画 区域外の集落を対象として市が個別処 理合併浄化槽を設置する。	А	А	廃止/休止	平成25年度をもって事業終了。 平成25年度移行は、適切な維持管 理を行い処理水質を確保し、設備の 長寿命化を図る。
195	63	5	施設管理事業(下水道事業)	非該当		特定環境保全公共下 水道施設の保守及び 維持管理である。	汚水を適切に処理すると共に、継続的に 効率的な稼働をさせるため、日々の保守 及び維持管理に万全を期するものであ る。	下水道施設を最良の状態で稼働させる ため、処理方法等に熟知している民間専 門業者と業務委託契約を締結し、放流水 質の向上及びランニングコストの軽減を 図るため、日々の保守及び維持管理を 行わさせるものである。	А	А	方法改善	計画的な機器修繕、整備を行うとともに、今後はコスト削減に向けた民間的経営手法の導入についても総合的な比較検討を行う。
196	63	6	施設管理事業 (農業集落排 水事業)	非該当		特定環境保全公共下 水道施設の保守及び 維持管理である。	汚水を適切に処理すると共に、継続的に 効率的な稼働をさせるため、日々の保守 及び維持管理に万全を期するものであ る。	下水道施設を最良の状態で稼働させる ため、処理方法等に熟知している民間専 門業者と業務委託契約を締結し、放流水 質の向上及びランニングコストの軽減を 図るため、日々の保守及び維持管理を 行わさせるものである。	А	А	方法改善	計画的な機器修繕、整備を行うとともに、今後はコスト削減に向けた民間的経営手法の導入についても総合的な比較検討を行う。
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:下水道課) 単位:件									拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 0 4 民間委託等 0 0 終期設定/統合 1 1 合計 6	
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 20 11 民間委託等 0 1 終期設定/統合 1 1 合計 35

No		- ト NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	□ 根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
片	是政	課										
	7 71		農地·水保全 管理支払交付 金事業	非該当	農地·水保全管理支 払交付金実施要綱	農業者、行政区、土 地改良区、地域の関 係団体から構成され る組織	農業用水等の資源の適切な保全及び管 理に資する活動が図られる。	地域が行う農地・農業用水等、資源の日常の保全活動に加え、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修等を行う活動を支援する。	А	А	拡大·充実	市財政負担減のため、さらに多く地域で取組事が出来るよう事業の推進・啓発を積極的に行う。
19	8 71	2	団体営土地改 良事業	非該当	農山漁村の活性化の ための定住等及び地 域間交流の促進に関 する法律		土地改良事業を行うことにより、安定した 農業経営を図り、農村地域の活力を向上 させる。	農業生産基盤の未整備箇所を地元要望 に基づき市が計画的に実施する。	А	А	現状維持	行政区や農業者団体等から要望等が出された際に、随時説明を行うとともに、区長会等の際に地域への周知を行う。
19	9 71	3	県単土地改良 事業負担金	非該当	土地改良法	農業者(受益者)、土 地改良事業	土地改良事業を行うことにより、安定した 農業経営を図り、農村地域の活力を向上 させるものである。	この事業は、比較的規模が大きい農業 生産基盤、農村生活環境基盤の整備を 県営事業として実施する。	А	A	現状維持	地元要望等について県と協議し、最善の工事を実施していくとともに、地域と連携を密にし、課題処理を迅速に行い登記までの期間短縮を図る。また、水路、ため池については受益者に管理体制の確立を促し、継続的な維持管理を図る。
20	0 71	4	市単独土地改 良事業補助金	該当	北杜市土地改良事業 補助金交付規程	行政区または農業者 団体、農業用施設	農業用施設の整備を行うことにより、安 定した農業経営を図り、農村地域の活力 を向上させる。	農業者団体等が事業主体となり、小規模な農業生産基盤の整備に要する経費に 対して補助金を交付する。	А	A	現状維持	行政区や農業者団体等から、小規模な農業用施設の整備・修復について要望等が出された際には、要望内容により、国・県等の事業に振り分け、整備内容による事業選択を行うことで市財政の負担減を図っていく。
20	1 71	5	県単土地改良 事業	非該当	土地改良法	農業者(受益者)、土 地改良事業	土地改良事業を行うことにより、安定した 農業経営を図り、農村地域の活力を向上 させるものである。		А	A	現状維持	ため池や堰管理組合の組織を強固なものにし、維持管理面で万全な対策がとれるよう支援するとともに、土地改良賦課金の毎年度徴収実施などを指導することにより、組合等の経営基盤を強化し適切な時期に事業に取り組めるよう支援していく。
20	2 71	6	農業振興推進 事業	非該当	農業振興推進事業補 助金交付要綱	農業従事従事者及び 組織	農業者組織の育成・支援。	農業の近代化と経営の合理化を推進し 生産性の高い農業経営の確保と中核的 担い手農業者の育成を図るため申請に 基づき補助をしている。	А	А	現状維持	有害鳥獣の地域ぐるみの追い払い や専門家による駆除とともに、防護 策設置を進める。財源については県 単独補助事業や国の補助事業の活 用を図る。
20	3 71	7	中山間地域等 直接支払交付 金事業	非該当	中山間地域等直接支 払交付金実施要領	北杜市内の集落協定	農地を守るための維持管理。	要領に基づき事業実施(草刈り·水路改 修等)	А	А	現状維持	本事業と農地・水保全管理支払交付金事業等を活用しながら施設の維持を図るとともに、農地の集積による担い手組織の育成及び規模拡大を図る。
20	4 71	8	産地づくり対 策市単独事業	該当	米穀の需給調整実施 要領	市内農家(農作物生 産者)を対象	水稲作付面積の達成と農家所得向上行う。	産地化を目指す農作物の生産出荷を行うため品質検査等を受けた農産物に助成金を交付することにより市内の農業収入の向上を行う。	А	А	現状維持	奨励作物の作付拡大を進め、水田 利活用の推進を図りながら、併せて 米政策を関係機関と連携を図り積極 的に進める。さらに、新規就農者の 確保と担い手組織への農地集積を 促し、効率的な水田農業構造改革を 図る。

No	シー	- ト NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
20	5 71	9	制度資金等利子補給事業	非該当	経営体育成総合融資 制度基本要綱等	農業制度資金借入者	農業経営の安定化。	個人農業者及び法人農業者が、その農業経営に必要な農地・機械・設備等の取得や、経営改善計画の達成に必要な運転資金の融資を受けるにあたり農業制度資金を借り入れた場合、または指定災害における被害の復旧にあたり災害復旧資金を利用した場合、その利子の補給を行っている。	А	A	現状維持	貸し付けを行う金融機関との情報交換はもとより、認定農業者の認定更新時や新規就農者の相談窓口で事業内容の説明を行うなど周知を図る。
20	3 71	10	営農指導事業 費補助金	該当	農業振興推進事業補 助金交付要綱	市内農家	農協・行政との連携による地域特性を活 した営農指導事業。	北杜市の農業振興を図るため梨北農業協同組合の営農指導員と連携し農業経営指導をおこなうものである。また高品質の農産物の生産と販路拡大にむけて開拓をおこない、市の特産品として位置づけと生産振興を併せておこなうため梨北農業協同組合の営農指導活動に対しての補助を行う。	А	A	現状維持	生産者に農業に対する生産意識の向上が一層図られるよう、営農指導員と行政が連携し年1回から2回現場に出向き、現状把握や情報の共有化を図ることで生産者の農業所得向上等を目指す。
20	7 71	11	優良家畜育成 事業	非該当	農業振興推進事業補 助金交付要綱	畜産農家	優良家畜の導入。	優良品種(人工受精用精液)の導入は、 生産量の増加及び品質の向上を図るとともに、家畜伝染病の発生予防と蔓延防止 を図る点においても必要なものであることから、優良品種導入への助成を行う。	Α	A	現状維持	乳質が高く乳量が多い乳牛や品種特性に応じた肉牛を確保するため優良品種を導入し、質の安定と向上を図る。また、畜産物の安全性を確保するため、家畜伝染病の発生予防と蔓延防止の強化を図るとともに、適正な飼料給与や疾病予防対策等の基本的管理はもとより、飼養環境の快適性にも配慮した飼養管理の指導を進める。
20	3 71	12	担い手農業者 育成事業	非該当	北杜市担い手農業者 育成条例	市の農業を担う意欲ある農業経営者	経営の規模拡大及び地域活性化。	育成支援金(農業教育研修助成金、農地 集積助成金、チャレンジ農業助成金)を 交付する。	А	А	現状維持	研修農家助成事業の周知を図るとともに、遊休農地の解消を進め、特産品開発を行いやすい環境を図り、さらに市内販売店と連携して地産地消を推進する。
20	71	13	担い手農業者 農作業機械修 繕費支援事業	非該当	北杜市担い手農業者 農作業機械修繕費補 助金交付要綱	農業従事者団体及び 組織	農業者組織の育成、支援。	中核的担い手農業の経営基盤強化を図 るため、農作業機械の修繕を行う営農組 織に対して補助金交付を交付する事業。	А	A	現状維持	農業の担い手となる農業法人等の 設立計画時から情報の共有化や意 識改革を図り、関係機関と連携を行い国・県の施策にあった農業振興を 図り事業導入や規模拡大による所 得向上を図り安定した農業経営を目 指す。
21	71	14	地域おこし協力隊支援事業	非該当	地域おこし協力隊支 援事業実施要綱	政令指定都市に生活 拠点を置く住民	将来にわたり北杜市に定住し、農業及び 地域の活性化を図る。	3大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を概ね1~3年間農村に居住させ、農業技術の習得と地域活動等の行事に参加することを通じて、本市農業の新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させることを目的としている。	А	A	現状維持	委嘱期間中、不慣れな生活環境の 克服のため、隊員のサポートを行 う。定期的にヒアリングを行い青年 就農給付金等への移行や農業政策 の説明などを行い一層の定着を図 る。
21	71	15	農業生産基盤施設管理事業	該当		農業者、農政課所管 16施設	農業者の経営支援。	農業施設の利用状況を高め、農家者の 労働削減を図り、農業振興の活性化を図 る。	В	В	縮小	耐用年数が経過した施設は指定管 理期間終了までに利用状況などを 参考に財産処分等も視野に入れ進 める。
21	2 71	16	環境保全型農 業直接支払交 付金事業	非該当	環境保全型農業直接 支援対策交付金交付 要綱 環境保全型農業直接 支援対策実施要綱	地球環境及び地域環 境	保全·向上。	農業者が地球温暖化防止を目的とした、 農地土壌への炭素貯蔵に効果の高い営 農活動や生物多様性保全に効果の高い 営農活動に取り組む場合に支援を行う事 業。	А	А	現状維持	同じ取り組みを行う農業者の共同に よる出荷や、年間をとおして販売が 行える作付け品目の検討や販路拡 大の取り組みの実施を行う。

No	シ-		. 事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	· 根拠法令·要綱等	対象(誰を何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
21	3 71	17	環境循環型農 業推進事業	非該当	北杜市環境循環型農 業推進助成金交付要 綱	市内で耕作をしている農家	食の安心・安全の時代に即時対応できる 農産物の生産振興。	市内畜産農家で排出された家畜糞尿を 主原料とした堆肥購入助成金(1立方 2,000円・1袋あたり16kg70円予算の範 囲内で)	А	А	方法改善	減農薬減化学肥料栽培農業を推進し、これに伴う認証制度の導入を進め、国の「特別栽培農産物認証」や 県の「甲斐のこだわり農産物」の認証を推進するため関係機関と連携を図ります。昨年度行われた事業仕分の結果を鑑み要綱改正を行い予算の範囲内で年1回支出に改めた。
21	4 71	18	農村地域新工 ネルギー利活 用推進事業	非該当		誘致企業のランニン グコスト削減と農地法 面の有効活用	太陽光発電システムにより発電した電気を使用し、配水ポンプ等を稼働させ、誘致企業のランニングコストを抑制するため、配水料金を低く抑える。	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業により設置した、太陽光発電設備を誘致企業がなかなか利用しづらい農地 法面に設置することにより土地の有効活用を行い、商用電源利用に比べ、低炭素 社会実現のために活用が望まれる新エネルギー(太陽光発電)を使用し地球温暖化防止に貢献を行う。	А	А	現状維持	基金条例を制定し、将来の修繕あるいは新設に対応できるよう積立を行い、それ以上余剰金がある場合は、市が管理を行う農業施設の電気料に積極的充当を行い有効活用を図る。
21	5 71	19	農業施設維持 管理事業	非該当		行政区または農業者 団体、農業用施設	維持管理を行うことにより、安定した市民 生活及び農業経営を図り、農村地域の 活力を向上させるものである。	市が事業主体となり、農道等の管理を適切に行う。特に冬期については、市民のライフラインの役割を果たしている主要農道の除雪を作業委託で行っていく。	А	А	現状維持	行政区または農業者団体から公共 施設の整備について、要望等が出された際には状況判断を行うととも に、迅速な対応を行う。特に冬期間 については、降雪及び凍結時には 予め行政区等と調整を行い除雪業 者と連携して除雪や凍結防止等の 維持管理を行っていく。
					H2		拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 16 1 民間委託等 0 1 終期設定/統合 0 0 合計 19				

No.	シー	⊦NO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
材	政	課										
216	72	1	鳥獣害に強い 地域づくり支 援事業費補助 金	該当		地域住民が行う鳥獣 害被害防止活動	野生鳥獣による農林産物及び人畜等へ の被害防止活動を支援する。	地域で取り組む追い払い等の防除活動 に対し補助金を交付し、鳥獣害に強い地 域を創出することにより、農作物等の被 害を軽減する。	A	Α	現状維持	個人で経費をかけず防止対策をすることは困難であるため、あらゆる 手段で防止対策を行うためにも事業 の継続が必要。また、地域ぐるみで の取り組みが不可欠であることから 住民の意識改革を進める。
217	72	2	有害鳥獣捕獲活動支援事業	該当	北杜市有害鳥獣捕獲 報償金及び有害鳥獣 捕獲活動等支援交付 金交付要綱	有害鳥獣の捕獲等の活動を行う猟友会	野生鳥獣による農林産物及び人畜等へ の被害防止活動を支援する。	捕獲活動等を行う猟友会へ捕獲報償金 及び捕獲活動等交付金の支援を行い、 野生鳥獣による農作物等の被害を軽減 する。	Α	Α	現状維持	農地等を広範囲で囲む電気柵設置 やサル等の対策のための大型捕獲 檻の設置等を増やすことにより有害 鳥獣の被害防止を進める。
218	72	3	特定鳥獣適正 管理事業	非該当		ニホンジカ イノシシ ニホンザル	県の策定する「特定鳥獣保護管理計画」 に基づき、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザ ルについて、増えすぎた頭数を適正な数 に調整する。	申請は市で行い山梨県が許可する。 従事者は峡北猟友会員であり、捕獲資格を保有する猟友会員が従事者となる。 (従事者となるには条件があり、申請1年前に狩猟者登録をしている者、ハンター保険に加入している者であることが条件になる) 平成24年度から平成28年度の5年間に 亘り実施する	А	A	拡大・充実	捕獲後の効果検証を行い、事業の計画を県と協議し適正に事業を実施する。また、関係する他市と打ち合わせを行い効率的な捕獲を実施する。
219	72	4	ツキノワグマ 保護事業	非該当		ツキノワグマ	絶滅の恐れがあるため、適正な管理を行い、人間との共生を図ることを目的とする。	ツキノワグマは絶滅の恐れがある獣のため有害駆除を直ちにするものではなく、人的被害等がない場合は地域関係者の理解の下に捕獲した個体を被害等が及ぶ恐れの少ない地域へ放獣させる等、生息の確保に努める。また、ツキノワグマに対する正しい知識を啓発するとともに、情報提供を行うことにより事故防止を図る。	А	Α	現状維持	猟友会、地域住民との理解と協力を 得ながら、目撃・出没情報、被害情 報等を正確にできる体制を整備す る。
220	72	5	緑化推進事業	非該当		地域住民	森林・みどりを守り育てていく取り組みを 強化し、自発的協力による「緑の募金」活 動を通して、地域の森林整備や緑化推進 を強化することを目的とする。	緑の募金(家庭・職場募金)や、緑の少年 隊育成支援事業等の取りまとめを行う。 また、緑の募金による寄付金を財源とし た公募により募った市町村緑化推進事業 を実施する。(事業については地域の緑 化推進を目的とした事業とし、営利目的 でないものとする)	А	A	現状維持	緑化推進活動は年度事業ではなく 暦年事業であるため、春の植栽に向 けて2月頃から事業の内容につい て、広報等で周知・募集する。
221	72	6	「北杜~木づ かい市」開催 事業	非該当	北杜市杜づくり・木づ かい事業実施要綱	市民	木材利用の促進を図り、森林の活性化を 進める。	各イベント時に間伐や身近な木材等でつくられた木工品に触れる機会を設けることにより、間伐材の利用促進及び利用促進を図る。	А	Α	現状維持	木材利用の普及啓発やイベント等を 実施する。県、木材関係団体等と連 携し取り組みを拡充し、木材利用の 意義について理解を深め利用促進 を図る。
222	72	7	北の杜づくり 講座開催事業	非該当		市民	健全な森林を育成するため、森林整備を 推進しています。その一環として、森林づ くりに欠かすことのできない森林・林業に 関する知識・技術などを分かりやすく伝え ることを目的とする。		А	A	現状維持	森林整備に興味を持ってもらえるよう内容を充実していく。また、広報紙や市のホームページ及び地区への回覧等で広く募集し、沢山の方々に参加していただけるよう機会を作る。
223	72	8	里山整備事業補助金	該当	北杜市里山整備事業 費補助金交付要綱	森林所有者(森林施 業を行う者)	森林整備には多額の費用がかかること、また森林所有者の高齢化等により市内の森林が荒廃している状況にある。このため、水源かん養、国土保全、生物多様性保全などの森林の有する様々な機能を発揮させるため森林整備の促進を図るものである。	植林、下刈り、枝打ち、間伐等一連の森林整備の施業に対し、北杜市里山整備事業費補助金交付要綱に基づき補助をする。	А	А	現状維持	広報紙や市のホームページ及び地区への回覧等で森林整備の重要性を啓蒙していく。また、森林組合、民間業者など森林施業する業者に対しても事業のPRを引き続き行っていく。

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性	
224	72	9	「音事協の森」 整備事業	非該当		明野町小笠原地内の 1.5haの「音事協の 森」と称する市有林	市と(社)日本音楽事業者協会の共同により、地球温暖化対策の一環として、市有林を日本第1号の「音事協の森」として森づくりを実施する。	下刈り、補植等の森林整備・保全を行	А	A	現状維持	今後、シカ等の食害防止資材や、獣害防除施設等の設置の検討を行い、樹木の効率的な育成と森林整備を図る。	
225	72	10	北杜モデル林 整備事業	非該当		明野町小笠原地内の 市有林2. 37ha	荒廃した市有林を針広混交林の森林として、森林環境教育・保健休養の場及び林 業技術等を広く市民に周知するための森 林を整備する。	荒廃した市有林へ、サクラ、カエデ等の 広葉樹、カラマツ等の針葉樹を造林補助 事業等を活用し、植栽、下刈り、補植等 の施業により森林整備・保全を図り、森 林環境教育の場、保健休養の場としての 価値を高める。また、少花粉スギや松く い虫抵抗性アカマツを植栽したり、獣害 防除施設等を設置したりすることで、林 業技術等を広く市民に周知する。	А	А	現状維持	今後、シカ等の食害防止資材や、獣害防除施設等の設置の検討を行い、樹木の効率的な育成と森林整備を図る。	
226	72	11	林道維持管理 事業	非該当	北杜市営林道管理運 営条例	北杜市営林道	安全に通行できるようにする。	定期的に林道パトロールを実施し、安全 に通行できるよう維持管理に努める。	А	А	現状維持	今後は、国県補助事業の採択基準 に合致するものについては、積極的 に補助事業を導入し対応するように 努める。	
227	7 72	12	松くい虫防除 対策事業	非該当	森林病害虫等防除法	地区保全林及び地区 被害拡大防止森林。	森林病害虫を早期に駆除し、蔓延を防止することにより、森林の保全を図りながら未被害地への拡大を防ぐことを目的とする。	伐倒くん蒸処理及び伐倒薬剤処理等に より森林病害虫の予防及び駆除を実施 する。	А	А	現状維持	効果的な病害虫駆除を推進すると 共に山林所有者の意識改革を進め る。	
228	72	13	みずがき山自 然公園管理事 業	非該当	北杜市須玉全国植樹 祭会場跡地公園条例	みずがき山自然公園 の管理	指定管理者運営費を支援することにより、お客様に年間を通してみずがき山の自然を満喫させると共に地元農産物・食材を提供することを促進する。	みずがき自然公園の管理をしつつ、集客のために地元農産物の直売・食材を提供し自然を満喫してもらう。	А	А	方法改善	全国植樹祭から年月も経過したことや、立地場所・天候等も影響され観光客も年々減少傾向であることから、イベント等を実施するなど集客方法を検討する。	
	Manage												

No	o. シ-	NO	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン		対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
有	見分	<u>'</u> . • 7	有工課									
	29 73		商工業振興支援事業費補助 金		北杜市中小企業振興 基本条例 北杜市商工業振興補 助金交付要綱	市内商工業者(小規 模事業者)	商工業の経営、技術の安定を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与する。	市内商工業者向けの商工振興事業を実施している北杜市商工会に助成を行う。	А	А	現状維持	①小規模事業者の競争力の向上と 経営基盤の強化を図るための事業 や取り組みについて、小規模事業者 の動向やニーズを踏まえ作成した年 度計画に基づき、商工会と連携しな がら実施する。 ②地域単位の取組みについては、 地域の意向を確認しながら、横断的 又は全市的な取組みとなるよう見直 しを図る。
23	30 73	2	中小企業経営 改善普及指導 事業費補助金	該当	北杜市中小企業振興 基本条例 北杜市商工業振興補 助金交付要綱	市内商工業者(小規 模事業者)	商工業の経営、技術の改善を図り、もっ て小規模事業者の振興と安定に寄与す る。	市内商工業者(小規模事業者)に対して、経営改善普及指導事業を実施する 北杜市商工会に助成を行う。	А	А	現状維持	小規模事業者にとって商工会は経営全般にわたる総合的な相談窓口として重要な役割を担っており、その機能の充実を図るための間接的支援として、事業経費の一部を市より支援する。
23	31 73	3	TMO構想推進 事業	非該当	北杜市商工業振興補 助金交付要綱	旧中心市街地活性化 法の規程により認定 されたTMO構想推進 事業者	商店街を構成する小規模事業者の経営 安定や商店街の振興を図る。	TMO構想推進事業者が主体となる商店街への集客イベントの開催や商店街振興施設の運営に対して、商工会を通じて必要な支援を行う。	А	А	方法改善	①イベントがより効果的になるよう、 地域商店街や商工会と協議しながら 見直す。 ②「まちなか公園」や「おいでや」の 活用方法について、商工会と連携し て見直しも視野に検討する。
23	32 73	4	商工業者利子 補給事業費補 助金		北杜市小規模企業者 経営改善資金利子補 給規程	市内小規模企業者	市内小規模企業者の経営安定を図る。	中小企業の経営安定のために特定の融 資を受けた場合は、市の利子補給制度 により利子の一部を補助する。	А	А	現状維持	景気の動向を注視しながら、より効果的に中小企業者の経営の安定化を図ることができるように制度内容を見直しを検討する。
23	33 73	5	企業誘致活動 事業	該当	北杜市産業立地事業 費助成金交付要綱 北杜市企業等振興支 援条例	①市内で新たな企業 投資を行う企業 ②製造業等の立地事 業を行う者	企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図ることにより、地域産業の振興及び市民 生活の安定に寄与する。	①助成金等の支援措置を講ずる。 ②企業立地、企業投資を実施する際の 手続き等について企業負担の軽減を図 るための支援体制を整備する。 ③企業動向や事業用地などについて情 報の取得や発信に努める。	А	А	現状維持	①市の関係部局と連携して情報共有を進め、立地に関する企業負担の軽減を図るよう努める。 ②企業ニーズに適合する立地予定地の情報を早く提供できるよう用地情報の収集を積極的に行う。 ③企業動向に関する情報をいち早く取得するため、企業誘致イベントなどへ積極的に参加する。 ④市に立地するメリットについて内外の企業向けに発信する。
23	34 73	6	中小企業育成 支援事業	非該当	北杜市中小企業振興 基本条例	市内中小企業	中小企業の振興を図る。	産業イベントの開催や参加に対する支援 を行う。	А	А	方法改善	今後は、関係団体等が実施する異 業種交流や産業展への積極的な参 加を支援する。

No	シー	-FNO		行政改革 アクショ ンプラン		対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
23	73	7	水道料金緊急 経済対策助成 金	該当	北杜市水道料金緊急 経済対策助成金交付 要綱	水道料金改定に伴い 大幅に値上げとなっ た使用者(増加額30 万円を超える者)	使用者の経済的負担を軽減し、経営の 安定を図ることを目的とする。	①平成23年度調定分から平成25年度 調定分まで ②増加額から30万円を控除した額が、2 0万円以下の場合は当該助成対象額の 2分の1の額、20万円を超えた場合は当 該助成対象額の3分の2の額に10万円 を加算した額	С	С	終期設定/統合	終期設定された事業のため、対象企業に周知し、平成26年度末をもって助成金交付要綱を廃止する。
23	73	8	就職祝金支給 事業	非該当	北杜市定住促進就職 祝金支給規則	①北杜市に居住する 市内就職者 ②市内事業所等	①市内への若者の定住を促す。 ②市内商工業の雇用の安定と活性化を 図る。	市内への定住を前提として、市内企業に就職した若者に祝金を支給する。	D	D		定住・移住促進の観点も併せて、より効果的な制度へ転換していく必要がある。
23	7 73	9	峡北広域シル バー人材セン ター補助金	非該当	高年齢者等の雇用の 安定等に関する法律	地域高年齢者	地域高年齢者の雇用機会の拡大と安定 を図る。	地域高年齢者の就労を斡旋する公益社 団法人峡北広域シルバー人材センター の運営を支援する。	А	А	現状維持	①シルバー人材センターにおいて、さらに高齢者に働く場を安定的に提供できるような体制づくりを求めていく。 ②多様化するニーズに対応し、かつ、高齢者ならではのノウハウを活用していけるような就業マッチング機会の創出に努める。
23	3 73	10	就職ガイダンス開催事業	非該当		①求職者 ②求人を行う市内事 業所等	①新規学卒者等求職者について市内企業への就業を促進する。 ②市内事業所等において地域の優秀な人材を採用する場を提供する。	就業機会の創出及び雇用のマッチングを 図るため、「北杜市就職ガイダンス」を開 催する。	А	А	拡大·充実	①市内企業が参加しやすく、効果の高い時期を見極めて実施する。 ②求職者に対し積極的に周知を行い、ガイダンスへの参加者数の増加を図る。 ③定住・移住促進施策の一環として位置づけ、他部署や関係機関との連携を図りながら実施する。
23	73	11	インバウンド誘客推進事業	非該当		外国人観光客	誘客。	外国人を誘客するため、インバウンド協 議会において現地旅行会社へのプロ モーションを実施する。	А	А	現状維持	地域の観光事業者等を中心に立ち 上がっている協議会において、各事 業者の持つネットワークや人材、専 門知識を有効活用し学習会の開催 など、北杜市全体でインバウンド(外 国人旅行者の誘致)の対応ができる 体制づくり事業に補助するなど見直 しを行う。
24	73	12	観光施設管理 事業(フィオー レ小淵沢)	該当	北杜市小淵沢町花と 緑のうるおい空間整 備事業交流ターミナ ル施設条例	フィオーレ小淵沢の活 用	市民、観光客が気軽に訪れて、緑豊かな 農地と公園の中でゆっくりと楽しめる施設 とする。	現在直営で管理運営しているフィオーレ 小淵沢を指定管理者制度により、適切な 団体、法人等と協定を結び管理運営を委 託する。また、昆虫館、ほ場部分につい ては、引き続き管理委託し、施設の有効 活用を図り集客を進めていきます。	В	В	民間委託等	平成26年度から指定管理施設として管理運営する。
24	73	13	観光施設管理 事業	非該当		観光施設(公衆トイ レ・駐車場・公園・登 山道・遊歩道)	観光客及び利用者が安全安心かつ好感を持てるよう日々の管理を行う中で問題 箇所については修繕を実施し維持管理 及び施設の長寿命化に努める。	危険箇所、苦情が発生しそうな事項が即 把握出来るよう地元の方々に清掃又は 管理を委託し事故等が発生しないように 又利用者の満足向上に努める。また利 用者から要望があった際は早急に現地 を確認し出来る限り低コストで長寿命とな るよう工法・方法を検討し慎重に修繕等 を実施する。施設敷を借地している場合 については地権者と良好かつ信用のあ るな関係を築くため契約手続きは郵送で はなく訪問し契約内容説明を実施する。	Α	А		老朽化した施設を残置させる必要があるのかどうか検討するため、概算計画補修費の検討、地元の方の意見の聞き取り、利用者頻度の調査を実施する。

No	. シ-	NO		行政改革 アクショ ンプラン	│ │ 根拠法令·要綱等 │	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
24	2 73	14	観光PR事業	非該当		観光	観光事業等の振興を図り、市内への誘客の推進等を行い、市内の観光業の発展を図る。	観光パンフレットの作成、観光誘客キャンペーン・観光イベントの実施、観光案内等を通して北杜市の魅力を発信し、観光客の誘客を図る。	А	А	方法改善	北杜市観光協会との連携を強化し、 民間観光事業者等と協働したPR活動を更に積極的に進めていく。
24	3 73	15	観光イベント事業	非該当		市民及び観光客	イベントの開催。	各実行委員会等に負担金等支出	В	А	方法改善	イベントの内容の精査を行い、伝統 的なイベントであっても統合や廃止 も含め検討する。
24	4 73	16	フィルムコミッ ション事業	非該当		映像制作関係者	①北杜市のイメージアップ・知名度アップ ②観光客数の増大・観光滞在日数の増 大	映画・ドラマ等の映像関連産業の誘致・ 支援を積極的に実施し、映像媒体を通じ 広く北杜市をPRする。	А	A	現状維持	撮影者が候補地の中から北杜市を 選択するよう、撮影者のイメージに 近い場所の把握を随時行うことが必 要であり、そのためには市全域を掌 握できる人材の育成を行う。 またロケ地に最適な場所などを随時 ホームページで発信していく。
24	5 73	17	観光周遊バス 運営支援事業	非該当		観光客及び市民	公共交通機関の充実。	JR韮崎駅より茅ヶ岳・瑞牆山方面、武川・白州方面及び八ヶ岳南麓周辺に周遊バスを運行させる。	А	A	現状維持	①JR及び高速バス利用者(自家用車利用者以外)が利用しやすいような時刻表及び停留所の設定。 ②各周遊バス間の接続を考える。
24	6 73	18	観光地域づく りプラット フォーム支援 事業	非該当		八ヶ岳観光圏(北杜 市・原村・富士見町)	観光客の来訪及び滞在の促進を図る。	ハヶ岳観光圏においていくつもの個別事業を展開し、滞在プログラムのモニターや来訪者の満足度調査することにより問題点を抽出し、また地域のホスピタリティーの向上を図ることにより誘客を促進する。	А	A	現状維持	この圏域のブランドを確立するには時間はかかるが、観光圏事業の中で地域の誇りや魅力を再発見するために、地域の魅力発見するような事業を展開する。
24	7 73	19	指定管理施設 事業(温泉施 設)	該当		温泉施設(10施設)	観光客及び利用者が安全安心かつ好感 を持てるよう適切な施設の維持管理と運 営に努める。	指定管理者制度により、適切な団体、法 人等と協定を結び管理運営を委託する。 また、観光客及び利用者が安全安心して 利用できるよう指定管理者と協議し、出 来る限り低コストで長寿命となるよう工 法・方法を検討し必要な修繕等を実施す る。施設敷を借地している場合について は地権者と良好かつ信用のあるな関係 を築くため契約手続きは郵送ではなく訪 問し契約内容説明を実施する。	С	С		老朽化した施設の残置の必要性を 含め検討するため、利用料収入と補 修費を含めた維持管理費の検討、 地元の方の意見の聞き取り、利用者 頻度の調査を実施する。
24	8 73	20	指定管理施設 事業	該当		観光施設(33施設21 協定)	観光客及び利用者が安全安心かつ好感 を持てるよう適切な施設の維持管理と運 営に努める。	指定管理者制度により、適切な団体、法人等と協定を結び管理運営を委託する。また、観光客及び利用者が安全安心して利用できるよう指定管理者と協議し、出来る限り低コストで長寿命となるよう工法・方法を検討し必要な修繕等を実施する。施設敷を借地している場合については地権者と良好かつ信用のあるな関係を築くため契約手続きは郵送ではなく訪問し契約内容説明を実施する。	Α	A	現状維持	修繕の方法や大規模修繕のルール 等を検討する。
24	9 73	21	観光地誘客事 業	非該当		観光客	北杜市への来訪が楽しいものであり、また来たいと思われる環境を作り、一人でも多く北杜市に訪れるようにする。	北杜市を訪れる観光客が安全にまた安心して観光できるよう仮設トイレの設置や 交通誘導員の配置を行う。	А	A		必要最低限を考慮し設置していく。 また警備員については場所、曜日等 柔軟に配置などを考えていく。

No	. シー			行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
25	0 73	3 22	リトリートの杜推進事業	非該当		観光客		一般社団法人リトリートの杜事業コンソーシアムに事業委託する。恵まれた様々な地域資源を活かした「自分らしい上質な時間や、ひとときの癒しの空間=リトリート」を創出した、長期滞在プログラム、体験型旅行商品の企画開発を進め、集客していく。	В	В		事業コンソーシアムが諸団体(観光協会、商工会、振興会、その他団体)との連携の中で、リトリートに特化した長期滞在型観光を推進していく。
					H25 [£]	F度今後の方向性につ	・ いての集計(2次評価:観光・商工課)	単位:件			拡大·充実 方法改善 縮小	1 現状維持 12 6 民間委託等 1 0 終期設定/統合 1
											廃止/休止	1 合計 22

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	· 根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
食	رع	豊(か杜づく	り課	-							
251	74		教育ファーム 事業	該当	食と農の杜づくり条例	保育園児·小学生·一 般	生産者の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでの一貫した農業体験により、自然の力やそれを活かす生産者の知恵と工夫を学び、生産者の苦労や喜び、食べ物の大切さなど、実感をもって知ってもらう。	生産者の指導を受けながら水稲・野菜・大豆の栽培から収穫までの作業及び調理を行う。 ①小学生教育ファーム:日本一おいしいお米作りコース すがたを変える大豆作り・野菜の恵みコース ②小学生原っぱ教育:大豆栽培、豆腐づくり、味噌づくりを行う。 ③保育園教育ファーム:市内15の保育園内に畑を作り園児とともに野菜づくりを行う。 ④大人の教育ファーム:野菜栽培のいろはの習得	А	А	方法改善	継続して実施している保育園については、3年位を目途に(園長・保育士の人事異動を考慮する必要あり)保育士と支援農家による食育活動を目指していきたい。なお、完全に手を引いてしまうことで、事業が停滞してしまう恐れがあるため、保育園及び支援農家と話し合いながら段階を追って進めて行きたいと考える。
252	74	2	地産地消関連 施設管理事業	該当	北杜市公の施設に係 る指定管理管理の指 定手続き等に関する 条例	道の駅、直売所	地元食材の提供を行うため、施設を適正に管理する。また、民間の経営ノウハウを取り入れ、施設の効用を最大限に発揮し、サービスの向上を図るとともに、維持管理に係る経費の削減を図る。	①地元食材の提供。 ②施設利用者からの苦情対応と改善指導、施設修繕等の計画と実施。 ③普通財産化への移行施設の見極めと 今後の対応。 ④老朽化施設の方向性の検討。	В	В	方法改善	所管している施設は、補助事業等により取得したものであり、国及び県と財産の処分について協議を進めていいき、使いやすく、また、お客さんを呼び込むような施設としていく。
253	74	3	地産地消推進 事業	非該当	食育基本法 食と農の杜づくり条例 エコひいき地産地消 協力店登録要綱	①北杜市に店舗を有 する事業所 ②学校給食	地産地消を推進するため、市内飲食店等をエコひいき地産地消協力店として登録するとともに、学校給食等における地元食材の利用の促進や多様な主体の連携等の取組みを推進する。	①エコひいき地産地消協力店の登録事業(1)制度を広報紙及びホームページ等で周知(2)9月30日までに申請を提出(3)現地調査を行い認定事務(4)認定後におけるサポートしては、各協力店のニーズに応じて農業者とのマッチングや協力店同士のマッチングなどの支援を行う。②学校給食への地元食材の提供を図るため、農産物等の情報提供に努めるとともに、地域における関係者の連携を更に深める取組みを行う。	Α	А	現状維持	地産地消の推進を積極にPRしていきます。また、農政課や観光・商工課、学校給食課と連携をはかり、地産地消推進を図るため、関係農家、商店、JAと協議をするなかで、安定した供給体制を図っていく。
254	74		キッチン事業 (子育て支援センター食育事業)	非該当	食育基本法 健康増進法 母子保健法 食と農の社づくり条例	子育て支援センター および子育て広場に 登録している親子	母親が健康な体づくりには日常の食事やおやつが大切であることを知り、家庭で出来る調理の技術や工夫を身につけてもらい実践につなげていく。	支援センターの開催日の中で(2回/年)、最寄りの調理実習室を利用し身近な食材を使い簡単に調理・アレンジの利くものを作り子どもと一緒に試食する。また、試食をすることで子供に適した味付けや量を確認してもらう。母親から離れられない子が多い時には、支援センターの中で出来る手軽な材料を使った簡単レシピに変更して行う。希望に応じた講話も行う。	А	А	現状維持	「楽しく作り食べること」は魅力的らしく参加者も増えています。支援センターという誰もが気軽に利用できる場を活用して、家庭でも手軽に実践出来る料理媒体を選び「食」「農」「健康」との関連を伝えること、「食の楽しさ」を前面にだし関心を高めてもらう。
255	74	5	キッチン事業(保育園おやこ食育事業)	非該当	食育基本法 健康増進法 食と農の社づくり条例	保育園の年長児親子	五感を使った食事作りを体験し、子どもたちの食への関心を培う。心身の発達には食事が必要不可欠で身体は食事によって大きくなることを知る。保護者には普段何気なく食べている食事の大切さを改めて感じ、家族の健康を振返るきっかけにしてもらう。食材に魚を利用することで命をいただくことを知る。	食生活改善推進員の協力により寸劇で 栄養の基本を学ぶ。子どもが主となり地 産地消に基づいた調理実習を行い、出 来上がった料理をみんなで会食し食事の 楽しさを知る。調理指導は栄養士、会場 は市内の調理施設(保健センター)を利用し て行う。	А	А	現状維持	子供たちが栽培した野菜を調理に利用し、栽培・調理・共食を関連付けて体験するように計画し、魅力ある食育事業にしていく。また追いかけ調査を実施し、家庭で食育が推進されているのかを検証する。
						拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 3 2 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 5					
					いての集計(2次評価:産業観光部)	単位:件			拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	3 現状維持 42 10 民間委託等 1 1 終期設定/統合 1 1 合計 59		

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
ま	<u>ち</u>	づく	り推進記									
	81		土地利用対策事業		北杜市まちづくり条例	市内において、主とし て建築物の建築の用 に供する目的で行う 土地の区画形質の変 更を行おうとしている 者を対象とする。	必要な基準を定めて、適正な工事を施行することにより、周辺地域における災害を 防止し健全な生活環境を保全する。	根拠法令に基づく行政処分を実施する。また、施行前の事業については、適切な指導・助言を行う。	Α	А	現状維持	関係部署との連携を図りつつ、迅速な事務処理に努める
257	81	2	宅地分譲事業	非該当	みずきタウン・城山団 地宅地分譲要綱		宅地の分譲をすることにより、定住人口 の増加による地域の活性化を目的とす る。	継続的な維持管理や、情報周知によって、既存造成宅地の販売を促進する。また、地価の動向を鑑みて不動産鑑定を実施し、販売価格の適正化を図る。	А	А	現状維持	①インターネットによる情報提供の 効率向上と、コンテンツの充実を図る。 ②貸農地情報等の都市部からの移住者にとって魅力的な情報を提供できるようにする。 ③安価な広告を活用した周知を行う。
258	81	3	まちづくり計画推進事業	非該当	都市計画法建築基準法	北杜市全域	北杜市が安全で、美しく、心豊かに暮らせる場となることを確保するため、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを推進する。	市民、事業者及び行政の相互の信頼、 理解及び協力の下、公正で透明な手続きの中で情報を共有し、良識に基づいて それぞれの責任を担いながら土地利用 の形成を図るため、北杜市まちづくり条 例に基づき、建築行為等の規制・誘導を 行う。	А	А	現状維持	引き続き、事業内容等の周知徹底と適切な指導に努める。
259	81	4	小淵沢駅舎改 築・駅前広場 整備事業	該当	都市再生特別措置法	住民等	駅前を中心とした周辺の整備を図り、地域住民と観光客の交流を強め賑わいを再生する。また、交通渋滞の緩和、交通アクセスの改善を図る事を目的とする。	駅前広場、商店街への利便性を考慮し 小淵沢駅前ロータリーを整備する。 小淵沢駅前の狭小な敷地を有効的に活 用するため、現在の小淵沢駅を西側に移 設し、観光案内所や公衆トイレなどの施 設を合わせた合築駅舎を整備する。	Α	А	現状維持	平成24年度から社会資本整備総合 交付金事業に認可されたが、実施設 計の段階で工法等の検討や庁内検 討会において、他の課で所管する補 助事業等も広く検討し、一般財源縮 減に努める。
260	81	5	景観計画推進 事業	非該当	景観法	北杜市全域		山岳・眺望景観の形成、自然景観の形成、里山・農村景観の形成、歴史・文化的景観の形成、観光リゾート地域の景観形成、暮らしの景観の形成等の良好な景観形成を推進するため、一定のルールを定め、建築物等の行為を規制・誘導する。	А	А	現状維持	引き続き、事業内容等の周知徹底と適切な指導に努める。
261	81	6	屋外広告物対 策事業	非該当	屋外広告物法	屋外広告物設置者 (民間関係者)	違反広告物の是正指導、既存広告物の整序化、集約化、新規広告物の適正指導等により、良好な景観形成に努める。	山梨県より事務移譲を受けた屋外広告 物対策事業の実施、また、巡回監視業務 をシルバー人材センターに委託し、違反 広告物の監視及び簡易除去等を行う。	А	А		引き続き、違反広告物の監視及び 撤去に努め、良好な景観形成を着 実に推進する。
		ı				拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 6 0 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 6					

No.	シート		事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
住	宅	課			-							
262			市営住宅維持管理事業	非該当	公営住宅法	低額所得者、高齢者 及び障害者等の住宅 に困窮している者。ま た、共稼ぎ世帯など の中堅所得者や子育 て世帯及び市内事業 所に勤務し住宅に困 窮している者	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを真に住宅に困窮している者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	市営住宅の適正な維持管理 ①市営住宅の需要を的確に把握するととに、空室の発生状況等に合わせてホームページ等で計画的な募集を行う。 ②家賃の徴収、滞納整理等を的確に行う。悪質な滞納者へは法的手段により対応する。 ③計画的な調査を実施し入居者の把握に努め、不正入居者等を排除する。 ④収入申告を適切に実施させること以入超過者、高額所得者への対応を適切に行う。 ⑤計画的に修繕、環境整備を実施して居住の安定を図る。 ⑥住宅整備後の状況の変化に対応して、維持管理、建替え、用途廃止等適切な戸数管理を行う。	Α	А	方法改善	①滞納整理につては、滞納整理事務処理要綱に基づき手続きを行ってまいります。悪質な滞納者には、法的手段により対応する。 ②用途廃止を予定している住宅に入居している方々に対する入居替えに関するアンケート調査を行い対応を図る。 ③維持管理費については、修繕方法を検討し修繕後も費用が掛からないようコストの縮減を図る。 ④滞納整理や入居・退去事務など民間のノウハウを活用することにより、家賃の徴収率(96.31%)をより向上させ、専門的知識による維持管理場務の効率化による経費節減を図りたい。(民間管理業務委託、指定管理業務委託等)
263	82	2	市営住宅等改 修事業	非該当	公営住宅法	市営住宅の入居者	建物の状況に応じた改修を行い、施設の 長寿命化を図ると同時に、安全・安心な 市営住宅を供給する。	平成21年度に策定した市営住宅総合活 用計画・公営住宅等長寿命化計画に基 づき、市営住宅の改修を行う。	Α	А	現状維持	平成21年度に策定した北杜市営住 宅総合活用計画及び北杜市営住宅 等長寿命化計画に基づき、建替え や大規模改修を計画的に実施する。 また、入居者との協議については、 事業実施に向けた計画の段階から 着手し、早期から入居者との合意形 成に努める。
264	82	3	市営住宅解体 事業	非該当			個別計画に基づき、建て替えもしくは土 地の有効利用を検討していく。	対象となる住宅おいて、空き住宅の解体を行う。	А	A	現状維持	平成24年度に実施したアンケート調査の結果に基づき、入居者とともに十分な協議・検討を重ねる。
265	82	4	木造住宅耐震 化支援事業	非該当	刊 安神 	建築基準法(耐震関係)が改正された昭和56年5月31日以前に着工され、市内に住所を有する個人が所有する木造在来軸組工法の住宅	震度6程度の地震に耐えられるよう改修 する。	北杜市耐震診断を受診し、震度6程度の 地震に自分の家が耐えられるか確認して もらう。また、耐震診断の結果で、総合評 点0.7未満と診断された住宅において、耐 震改修を行う場合は補助金の交付を行 う。	А	А	現状維持	平成24年度からは、耐震診断内容 の拡充や、耐震設計の費用の一部 に対する補助制度も創設されたの で、今後も事業の促進に努める。
266	82		アスベスト飛 散防止対策事 業	非該当	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要 綱	市内に存在する建築 物で、アスベストが含 有するもの	アスベストの含有調査及び除去する費用を補助する.	市内に存在する建築物の所有者が、吹付け建材に対するアスベストの含有調査、もしくはアスベスト除去等を行う場合に、予算の範囲内で費用の全部もしくは一部を補助する。	А	A	現状維持	アスベスト含有調査事業及び除去等 の事業は、市民の健康被害を防ぐた めにも必要であり、補助制度の啓蒙 と事業促進を図る。
					H2	5年度今後の方向性に	- ついての集計(2次評価:住宅課) 単	.位:件			拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 4 1 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 5

No	. シ-	NO	. 事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
ì	直路	河	川課									
26	7 83	1	河川維持管理 事業	非該当	河川法	準用河川	河川の氾濫等の可能性がある危険箇所 の補修と河川美化を実施し、住民の生命 や財産を守り、不安を解消する。	土砂災害の原因となる河川への土砂や 樹木等の撤去など、河川の管理事業を 行うことにより、甚大な災害を未然に防止 する。	А	А	現状維持	9月、10月の台風シーズンを点検強 化月間と位置づけ、市職員からの連 絡体制を整備し対応を行う。
26	8 83	2	河川改修事業	非該当	河川法	準用河川	氾濫箇等の危険性のある河川の整備を 実施し、住民の安全で安心な生活の確 保を行う。	宅地等に隣接している危険度・緊急度の 高い河川について、順次整備することに より、甚大な災害を未然に防止する。	А	А	現状維持	河川整備には、有効的で効率的な整備方法を検討すると共に、住民からの要望箇所ばかりでなく、通常の点検により危険個所を把握し、安全な整備方針を検討する作業を実施する。
26	9 83	3	急傾斜地崩壊 対策事業	非該当	急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関す る法律	急傾斜地崩壊危険区域	工事費の一部を市町村が負担し、県が 上記法律に基づき、急傾斜地崩壊危険 区域を指定、崩壊防止を図るため工事を 施工する。	急傾斜地の崩壊により、被害を受ける恐れのある区域内に、公共関連施設等が存在する場合、県営事業により崩壊対策事業が行われ、その費用を負担する。(一般区域10%以内、公共施設関連区域10%以内)	А	А	現状維持	台風発生時やゲリラ豪雨時には、地域課や支所と連携して、危険個所のパトロールを実施する。
27	0 83	4	主要市道除雪 作業委託事業	非該当	道路法	市道(指定路線)	降雪時、通行の安全確保のために除雪 を実施する。	道路の積雪が10cmに達した場合、市が 委託する業者が除雪作業を開始する。	А	А	現状維持	大雪時の対応も考慮し、地域住民の皆様にも自己所有地内・集落内の未除雪路線の除雪について協力を求めていく。また、融雪剤の散布については、業者委託等の検討を進める。
27	1 83	5	市道除雪事業	非該当	道路法	集落内道路	路面凍結時及び降雪時に、通行の安全確保のために融雪剤の散布を行う。また、地域に融雪剤を配布し、集落内道路の除雪業務に協力を得る。	路面が凍結する恐れのある時や除雪後 の路面凍結防止のために、各総合支所 の職員が専用の機械を使用し、融雪剤 の散布を行なう。また、地域に融雪剤を 配布し、指定路線以外の集落内道路に ついて、除雪業務への協力を得る。	А	А	現状維持	大雪時の対応も考慮し、地域住民の 自主的な協力体制の整備も必要と 考える。融雪剤の散布については、 安全性も含めた業者委託等の検討 を進める。
27	2 83	6	国道県道関係 負担金	非該当		国道及び県道	整備促進を図る。	国道及び県道の整備要望に対して、関 係機関への陳情等を行うための負担金。	А	А	現状維持	継続して実施する。
27	3 83	7	中部横断自動 車道関係負担 金	非該当			基本計画路線から整備計画路線に格上げし、早期着工を目指す。	中部横断自動車道の早期着工を目指して国等関係機関への陳情が行われていることに係る負担金。	А	А	現状維持	関係機関と連携し、国に対し継続し て要望活動を実施する。
27	4 83	8	北杜女性みち の会活動事業	非該当		中部横断自動車道	建設を促進し、地域の活性化に貢献する。	女性の観点から、「みちづくり」についての情報交換や意識啓発を行い、地域の活性化に貢献することを目的に活動を行う。 (啓発活動、勉強会、関係機関への要望及び提言)	А	А	現状維持	中部横断自動車道の建設、開通を 見据えながら、長野県、山梨県それ ぞれの地域を知るために、それぞれ の県の女性みちの会が一堂に会す る交流会を、継続して実施する。
27	5 83	9	市道管理事業	非該当	道路法	市道	交通の安全と良好な道路機能の確保。	道路管理システムや土木積算システムを 有効に利用し、適正な市道の維持補修 や改良を実施しながら、道路施設の瑕疵 による交通事故の防止に努めながら、通 行の安全確保を図る。	А	А	現状維持	道路事故を未然に防ぐため、道路パトロールを強化し、老朽箇所の早期 発見、早期修繕を行い、利用者の安全確保に努める。

No.	シート	NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
276	83	10	市道維持管理 事業	非該当	道路法	市道	機能維持を図る。	安全な通行を確保するため市道の照明を維持し、主要市道の除草及び側溝清掃をシルバー人材センターに委託して施設の機能を回復させ、また豪雨等で砕石が流れた通行が困難な箇所を復旧させるため、砕石を支給する。	А	A	現状維持	集落内等の生活道路については、 地域住民の皆様に継続して協力を 求める。
277	83	11	地域振興事業	非該当		公共関与型明野最終 処分場に伴う地域振 興事業	地元要望事業を効率的に実施	明野最終処分場建設に対する地元から 県環境整備事業団への条件である地域 振興事業を実施する。	А	А	現状維持	県との窓口になっている環境課と連携して事業の進捗管理や県に対する確認行為を行っていく。
278	83	12	市単道路新設 改良事業	非該当	道路法	市道	利便性・安全性の向上を図る。	砂利道や幅員の狭い道路を拡幅改良・ 舗装・側溝整備等を実施することにより、 安全な車両等の通行を確保する。	А	А	方法改善	北杜市道路整備基本計画に基づき、優先整備すべき路線を明確にしながら、整備を段階的に検討する。
279	83	13	社会資本整備 総合交付金事 業(道路分)	非該当	道路法	市道	地域住民の日常生活における利便性の 向上、交通の円滑化と産業観光の振興 を図ることを目的とし、道路整備を行う。	国の社会資本整備総合交付金(国庫補助率60%)を活用し、市道の整備を行う。	А	А	現状維持	設計段階において、各種の工法により経済比較を行い、コスト低減に向けて努力する。
280	83	14	道整備交付金 事業	非該当	道路法	市道	地域住民の日常生活における利便性の 向上、交通の円滑化と産業観光の振興 を図ることを目的とし、道路整備を行う。	国の道整備交付金(国庫補助率50%)を 活用し、市道の整備を行う。	А	А	現状維持	設計段階において、各種の工法により経済比較を行い、コスト低減に向けて努力する。
281	83	15	市道補修事業	非該当	道路法	市道、橋梁	交通の安全と良好な道路機能の確保。	支所単位で維持管理を行うことにより、 小規模な補修について迅速な対応がで きる。	А	А	現状維持	7月、8月の観光シーズンを点検強化 月間と位置づけ、北杜市職員からの 連絡体制を整備し、対応を行う。
282	83	16	災害復旧事業	非該当		市道及び準用河川	異常気象により、道路及び河川が被害を 受けた時、本来の機能を復旧させます。	台風などの異常気象により、発生した道 路等への災害に対して迅速に対応する。	А	А	現状維持	基本的な事業の目的に従って、災害 発生から可能な限り早期に、事業を 遂行する。
283	83	17	社会資本整備 総合交付金事 業(橋梁分)	非該当	道路法	市が管理する市道の橋梁	長期的な橋梁長寿命化修繕計画を策定し、安全で安心した通行を確保する。	国の社会資本整備総合交付金(国庫補助率60%)を活用し、北杜市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁の整備を行う。	А	А	現状維持	北杜市道路整備基本計画策定の 後、長寿命化修繕計画の見直しも検 討する。
						拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 16 1 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 17					

	シー		事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
用	地	課										
284	84		国土調査修正 事業	非該当	国土調査法 不動産登記法 地方税法	地籍調査成果図の修 正	土地所有者の申出により修正する。	地方税法第381条第7項の規定準じた修正の申し出について地籍調査関係通達等による地籍調査の成果の処理についての規定により修正する。	A	A	現状維持	業務単価については、年度当初毎に単価契約を締結しており、変更での調整は困難と思われるが、年度当初の単価契約時や加減率の調整によりコストの削減に努める。
285	84		未登記用地解 消事業	非該当	不動産登記法	等において、不動産 登記法第14条地図と 現状の形状の整合が	道路改良事業等の整備後に不動産登記法第14条地図と現状の整合性が図られていない道路用地等について、分筆・所有権移転登記を完了することで登記台帳面積と市土地課税台帳面積の整合性が図られ、公租公課等国民負担の公平化、土地に関する紛争の防止、地権者の財産・権利を確保する。	未登記路線の各筆について土地台帳等 の調査を行い地権者等の現状を把握し、 関係地権者へ未登記用地解消にかかる 用地測量ついて理解と協力を依頼すると 共に用地測量の業務委託を行う。用地測量により確定した潰れ地面積について、 未登記用地地権者に所有権移転の承諾 を貰い、分筆、所有権移転登記を管轄法 務局に嘱託する。また、未登記用地にお ける相続、抵当権抹消等についても併せ て嘱託登記を行う。	В	В	現状維持	未登記路線の確認を行うための人 員確保により、現状の把握に努め、 計画性をもった処理にも努める。
286	84	3	土地情報シス テム保守管理 事業	非該当	国土調査法不動産登記法	北杜市内の地籍図	地籍図の電子化により地籍図の多目的 な活用を図る。	土地情報システムの万全を期すため保守管理を委託している。法務局での所有権移転や分筆登記について、税務課への報告によりシステムの更新を図り法務局図面との相互性を図る。	А	А	現状維持	平成24年度より、臨時職員により、 年5~6回程度の更新を行ってい る。
287	84		法定外公共物 維持事業			住生活に密着した公 共性のある法定外公 共物	法定外公共物の整備に対し補助等を行い、利用者の安全確保を図る。	法定外公共物の管理については、基本的に利用者の皆様へお願いしているが、整備等が必要な場合は、区長又は利用者を代表する者からの申請により、原材料の支給や原材相当額の補助金交付などで、利用者等の維持管理として市が後押しをする形で相互に管理する。	А	А	現状維持	早急に道路河川課と協議し、北杜市 道路整備事業補助金交付要綱の見 直しを行う。
		<u> </u>			H2	! 5年度今後の方向性に	! ついての集計(総合評価:用地課) 単	!			拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 4 0 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 4
					H2	5年度今後の方向性に	ついての集計(総合評価:建設部) 単	1位:件			拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 30 2 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 32

No		- - NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	· 根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
孝	女育	総	務課									
	8 111		原っぱ教育創生事業	非該当	教育基本法 学校教育法	市立小中学校の児童 生徒	夢を持ち、未来を切り拓く心身ともにたく ましい北杜の子供づくりを目的とする。	既存の特別活動や総合的な学習時間を利用して、指導目標に沿ってそれぞれの学校が工夫を凝らしながら、体力づくり、自然、文化や歴史を学習する。また、「たくましい北杜っ子育成事業」として、豊かな発想と指導項目及び実践内容を基に、各小中学校の自由な実践活動へ補助金を交付する。	А	А	現状維持	児童・生徒の学力や体力の向上と生きる力を育てることは、市の将来にとって重要であるので、はらっぱ教育指定校の活動を参考に、各学校の特色を出しながら継続的に実施していく必要がある。今後も各学校の太陽光発電による電気料金削減と余剰売電収入を財源として活用し、教育振興に努める。
28	9 111	2	小中学校単独 補助教員等配 置事業	非該当	学校教育法 北杜市立小·中学校 管理規則	市立小・中学校の児 童・生徒	単独補助教員等を配置することにより、 学習環境を整える。	普通学級に在籍する障害を持った児童・ 生徒に対し、特性に応じたきめ細かな指導を実施する。また、図書館司書及び業 務員を配置することにより学習環境を整備する。	А	А	現状維持	児童・生徒へのきめ細かな対応として、学校からの要望を踏まえつつ必要に応じて補助教員等を市単独で配置することは、本市の教育の特色でもあるので、学校と協議しながら今後も実施していくこととする。
29	0 111	3	英語指導助手 招致事業	非該当		市内小学校及び中学 校に在籍する児童・ 生徒	生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、外国語等によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図る。	英語指導助手による中学校での英語授業の補助。小学校の新学習指導要領に 基づく外国語活動の補助。	А	А	方法改善	グローバル化が進むが現代社会において、児童・生徒が生きた外国語を直接学ぶことや、外国人との交流は重要であることから、継続して実施していくが、ALTの意識改革や学校との綿密な連携を図る必要がある。
29	1 111	4	小中学校就学 援助事業	非該当	教育基本法 学校教育法 北杜市要保護及び準 要保護児童等援助費 支給要綱	市内に住所を有する 要保護・準要保護児 童生徒の保護者	児童生徒の義務教育の円滑な実施。	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な 援助を行う。	А	А	現状維持	厳しい社会情勢等を考慮しつつ、学 校と連携を図り状況把握を行い、継 続的に実施していく。
29	2 111	5	幼稚園就園奨 励費補助金	非該当	北杜市幼稚園就園奨 励費補助金交付要綱	する園児が在園する	私立幼稚園に在園する園児の保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の振興に資することを目的とする。	北杜市に住所を有する園児が在園する 私立幼稚園に対して補助金を交付し、保 育料の減免により保護者負担の軽減を 図る。	А	А	現状維持	市が実施している子育て支援事業である第2子以降の保育料無料化などとの整合性を図りながら実施する。
29	3 111	6	小中学校教育 振興事業	非該当	教育基本法学校教育法	市立小·中学校児童· 生徒	地域に根ざした、心身ともにたくましい教育の実践をはじめ、基礎学力の向上や 心身の健康づくりなど教育内容の充実を 図るため、教材等を整備する。	各小中学校の教材備品、消耗品、図書 等を購入する。	А	А	現状維持	教育振興事業は、学校教育において最も重要であることから、学校間の調整を図りながら各学校の要望に応じた対応に努める。
29	4 111	7	小中学校管理 事業	非該当	学校教育法 学校保健安全法 北杜市立小·中学校 管理規則	北杜市立小·中学校 児童·生徒	小中学校の管理運営を行い、安全で衛 生的な充実した教育環境を確保する。	施設の維持管理に関する修繕及び委託 を行う。	А	А	現状維持	学校施設の老朽化に伴い、施設維 持管理は優先度に応じて計画的に 実施していく。

No.	シー	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
295	111	8	小中学校施設 等整備事業	非該当	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	市内小中学校の施設	安全、安心な小中学校施設の整備を行う ことにより、児童生徒の安全を図る。	小中学校施設において必要な改修を施 し、安全で衛生的な学びやすい環境整備 を行う。	А	А	方法改善	施設の経年劣化等も考慮すると、計画的に大規模改修等を実施する。また、北杜市立小中学校適正配置実施計画に基づき、中学校及び高根地区小学校の統合については、保護者や市民、地域等と協議するとともに、通学路等の整備についても関係機関の整備計画と整合性を図りながら、具体的な統合計画を策定する。
296	111	9	小中学校耐震 化事業	非該当	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律		安全、安心な小中学校施設の整備を行う ことにより、児童生徒の安全を図る。	耐震補強が必要な学校施設の早期改築を行う。	А	А	現状維持	全ての施設において耐震化を終えているが、非構造部材の耐震化については、計画的に対応することとする。今後も、施設の改築や大規模改修を計画的に進めていく。
297	111	10	安全体制整備 事業	非該当	山梨県地域ぐるみの 学校安全体制整備推 進事業	市内小中学校に通学する児童・生徒	学校の安全管理を充実させ、児童・生徒 が安心して教育が受けられるようにす る。	スクールガードリーダーによる学校の巡回指導やスクールガード養成講習会等を開催する。	А	А	方法改善	安全な通学を確保するためには、ス クールガードや地域での見守りなど 市民の協力が重要であるため、市民 等への協力依頼を積極的に実施し ていく。
298	111	11	小中学校ス クールバス運 行事業	該当	北杜市小中学校ス クールバス運行規則		スクールバスの運行により遠距離通学する児童・生徒の利便を図り、登下校の安全を確保する。	遠距離通学の対象となる地区にスクール バスを走らせ、児童・生徒の登下校の送 迎を行う。	А	А	現状維持	スクールバス運行は、地域性や学校 統合の条件により現在の運行状況 となっており、学校間に差異がある ため運行形態の変更等は小中学校 の統廃合も視野に入れて検討する 必要がある。また、財政的にも持続 可能な通学手段を検討する。
299	111	12	小中学校情報 化推進事業	非該当		市立小中学校	情報教育、教科指導におけるICTの活用、校務の情報化等を図り教育の質を向上させる。また、学校間格差の是正を図る。	学習指導要領を踏まえた情報教育やICT活用の推進、校務の情報化等を図るため、教育用パソコンや校務用パソコン、電子黒板等を整備する。	А	А	現状維持	情報化社会の中で、学校における情報機器整備は計画的に実施していくこととするが、機器の利用状況や授業での活用についての課題対応なども併せて実施していく。
300	111	13	中学生海外交流事業	非該当		市内の中学生	北杜市立中学校に通学する中学生を海外に派遣し、自らが国際社会との係わり合いを学ぶことで、広い視野と柔軟な思考力を養い、北杜市の地域社会や郷土に愛着や誇りを持って、自立的に行動ができる国際感覚豊かな人材の育成を目指し、本市・学校・地域の国際理解教育推進の一員として異文化交流意識の高揚を図ることを目的としている。	北杜市の次代を担う中学生をカナダに派遣し、異なる文化、異なる言語、異なる人々のなかで日常生活を体験して、相互の文化と社会の理解を深めるとともに、協調して形成していく社会のあり方を考える機会を与える。	А	А	方法改善	グローバル化の中で、中学校時代に 海外の異文化を体験することは大き な意義があるので、継続的に実施す ることとするが、実施方法について は市が実施している他の中学生海 外交流事業との整合を図る。
				拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 9 4 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 13							

No.	シー	ŀNO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
4	三涯	学:	習課									
	1 112		生涯学習推進事業	非該当	社会教育法	市民	いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習社会の構築を目的に、市民のニーズに沿った各種講座の開催案内、学習活動の状況と成果の発表、PR等をするため、情報誌を作成し市民へ情報提供するものである。	各種講座等の開催案内や活動状況を報告するための情報誌を年2回発行するものである。	А	А	方法改善	①他自治体等の発行状況、内容などの情報収集を行い、調査研究を行う。 ②社会教育委員会議において、「全戸配布」は必要との見解が出されたが、経費削減策として、ホームページの活用、広告収入での発行及び現行の全戸配布方法について再度検討する。
302	2 112	2	生涯学習講座開催事業	非該当	教育基本法社会教育法	市民	学習の場や機会を提供し、市民の学習 意欲を高める。	①市内のグループやサークル等が行う主体的な学習講座の立案と運営を、自主企画講座(学びの杜プラン)として支援する。 ②タレントバンクなど市内講師を活用する中で、実生活に則した学習講座を展開し、市民の自己啓発と自己実現を図る。	А	А	方法改善	①事業区分に応じた参加料の収入 割合の設定、事業内容に応じた参加 料の算定を行い、受益者負担の適 正化を図る。 ②図書館や資料館と連携した講座 の企画により、事業の重複を防ぐと ともに協力体制の強化と経費の削減 に努める。 ③自主企画講座のHPやチラシ等で 積極的にPRを行うとともに、実施事 業の検証を行う。
300	3 112	3	北杜ふれあい 塾開催事業	非該当	社会教育法	市民	生涯学習社会の構築のため、学習活動 の更なる充実を図るものである。	東京芸術大学との連携などによる著名な 講師を招いた講演会、コンサート、ワーク ショップなど、社会教育委員の意見を踏 まえた学習講座を年間5回~8回程度開 催するものである。	А	А	現状維持	①実践型(体験型)講座に際しては、いくつかのコース設定をして、分散して希望のコースを受講できるよう工夫する。 ②この事業を通して、市内の施設や別の事業を知ってもらうきっかけとなるような内容を開催する。 ③アンケート調査結果や社会教育委員の意見も踏まえて、大学との連携授業を取り入れていく。
304	1 112	4	公民館事業推 進費		教育基本法 社会教育法 北杜市公民館条例	北杜市公民館運営審 議会委員	公民館が住民の参画と協働により適正 に運営されている状態を維持する。	住民の意見を公民館事業に反映させる ため。北杜市公民館運営審議会委員を 委嘱し審議会を運営する。 公民館事業の企画や内容について、調 査・審議、意見具申を受ける。	А	A	方法改善	平成25年度に「公民館のあり方」に ついて、社会教育委員会議へ諮問 を行う。
305	5 112	5	公民館分館管 理事業費	非該当	地方自治法 社会教育法 北杜市公民館条例	自治公民館(須玉地 区中央分館及び地域 の分館) 館長並びに主事	地域における生涯学習活動(公民館活動)を活発に推進する。	地域における生涯学習活動(公民館活動)の拠点たる、地域の自治公民館(中央分館及び分館)について、地域における市民の自主的・主体的な生涯学習活動を牽引している館長・主事に対して謝礼を支払う。	А	А		地域の意見を聞いた上で、社会教育 委員会議に諮り解決策を模索する。
300	112	6	公民館分館活 動補助金	該当	地方自治法 社会教育法 北杜市公民館分館活 動補助金交付要綱	3条に掲げる分館並	分館活動(公民館的活動)に対して活動費を助成することにより、地域の社会教育を振興する。	社会教育法上、公民館事業は本来行政が直接実施するものであるが、集落が点在する本市においては、各地域のコミュニティ単位で事業を行うのがはるかに効果的であるため、北杜市公民館条例第3条において分館並びに中央分館として位置付けている活動団体が行う公民館的学習事業に対し、事業費の一部を補助している。	А	А	方法改善	地域の意見を聞いた上で、社会教育 委員会議に諮り解決策を検討する。 分館数割は、合併前に整理統合さ れたものとそうでないものがあり、規 模的にも格差があるため、公平性の 面で補助方法の改善を検討する。

No.	シー	-トNO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
30	7 112	7	公民館分館整 備費補助金	該当	地方自治法 社会教育法 北杜市公民館分館施 設整備費補助金交付 要綱	北杜市公民館条例第 3条に掲げる分館並 びに中央分館	分館活動(公民館的活動)の実施場所となっている公民館類似施設の修繕に対して費用の一部を助成することにより、地域の社会教育を振興する。	本市においては、各地域のコミュニティ単位で公民館的な事業を実施してもらっているが、その活動場所を確保するため、北杜市公民館条例第3条において、分館並びに中央分館として位置付けている公民館類似施設の修繕に対して、事業費の一部を補助している。	А	A	方法改善	平成25年度に、これらの制度も含めた公民館のあり方について、社会教育委員会議へ諮問して方向性を検討する。
308	3 112	8	社会教育推進 事業	非該当	北杜市社会教育委員 条例 北杜市社会教育委員 会議事運営規則(社 会教育法)	社会教育委員(16	社会教育に関し教育委員会へ助言する ため、又は諮問に答申するため、会議を 開催するとともに必要な研修を行い、資 質の向上を図る。	①年4回の定例会議のほか必要に応じて臨時会議を開催し、北杜市生涯学習計画の立案、諮問に対する調査研究と答申などを行う。 ②全国、関東、県社会教育研究大会又は研修会に参加し、社会教育についての必要な知識を習得する。	А	А	方法改善	①社会教育施設の使用料や減免規定の見直しなどについて、教育委員会から社会教育委員会議に諮問を行い、専門的な見地からの答申を踏まえて条例改正等を行う。②青少年カウンセラーのあり方や青少年教育の推進手法についても提言をいただき、改善に努める。・平成25年度に「公民館のあり方」について諮問を行い、答申を踏まえて社会教育法に則した公民館運営、条例整備に努める。
309	112	9	成人式開催事業	非該当	社会教育法	市民(成人者)	次代を担う新成人を祝福し、成人に達した誇りと自覚を高める機会として開催するものである。	式典、記念写真撮影と成人者が一堂に 会せる場の提供 平成24年度成人式:H25年1月13日 (日)午後2時~高根ふれあい交流ホール 対象者:男256名 女257名 計513名	А	А		保護者の出席人数が増加している ため、保護者席を増やして、要望に 応える。また、今後は成人者自らに よる企画による成人式とするなども 検討する。
310	112	10	家庭教育推進 事業	非該当	教育基本法 社会教育法	子を持つ親及び親子	親が子どもの健全育成を目指して日々行う教育的働きかけである家庭教育が、十分に行われるよう支援。	授業参観日及びPTA研修または、学校教育の授業カリキュラムの道徳の時間を利用した、小中学生の保護者及び親子学習講座。	А	A	方法改善	①保護者の参加の少なかった中学校に対しては、保護者参加の重要性を丁寧に説明する。 ②授業参観やPTA研修日を利用し、家庭教育にかかわる講演会を企画していく。
31	112	11	社会教育施設 管理事業	該当	地方自治法社会教育法		施設の維持管理、整備を行い、適正な環境を保持することにより、市民及び利用者に最適な学習環境を提供する。市民の自主的・主体的な生涯学習のために、必要な機会と場を提供する。	生涯学習のための社会教育施設として、 利用者の声を施設運営に反映しながら、 安全且つ快適に使用してもらえるよう、維持管理に努める。	А	А	方法改善	①施設の複合化や集約化を検討する中で、計画的な補修・整備を行う。 ②平成25年度に使用料や減免等の見直しを行う。
31:	2 112	12	北杜市体育協 会補助金	該当	北杜市生涯学習振興 補助金交付要綱	足	体育協会の自主的な事業の企画運営 と、住民の各種大会への積極的な参加を 通じ市民の健康づくりを促進。	①市民誰もが気軽に楽しく参加できる事業等を企画・実施。 ②体育協会の自立促進を図る。	А	A	方法改善	①市直営体育施設の一部業務管理 委託、体協職員の人材確保等について、平成25年度に検討して方向性を示す。 ②総合的に補助金を検討していく。
313	3 112		県外スポーツ 大会等出場参 加補助金	非該当	北杜市県外スポーツ 大会等出場・参加補 助金交付規則	全国大会等に出場す る市民	市民が県外で行われるスポーツ大会等に出場し、参加する場合に、その経費の一部を市が補助することによりその活動を助長し、競技レベルの向上とスポーツの振興を図ることを目的とする。	①県内予選を勝ち抜いて県代表として出場する団体又は個人に、補助対象経費の3分の1以内の額を補助する。 ②補助金の交付を受けようとする団体及び個人は、県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付申請書を市長へ申請し、補助金は実績払いとする。	Α	А	現状維持	今後も引き続き、補助制度をPRする中でスポーツの推進を図る。

No	シー	- ト NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
31	1 112	14	スポーツ推進委員活動事業	非該当	スポーツ基本法 北杜市スポーツ推進 委員条例	市民	地域住民が継続的に様々なスポーツ活動が行える生涯スポーツ社会を構築するとともに、自発的な健康づくりの意識高揚と実施を推進する。	①スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員が、スポーツの技術指導、各種大会の運営の担い手、地域組織とのコーディネート役として活動し、スポーツ振興を図る。 ②スポーツ推進委員が、ウォーキング、老人健康祭りなどの自主事業としてのスポーツイベントを開催し、市民の健康づくりを推進する。	А	А	現状維持	今後も事業におけるアンケート調査を分析し、次の事業へ反映できるよう、スポーツ推進委員会議を開催し、十分な事業協議を行って方針を定め、計画づくりを行っていく。
31	5 112	15	生涯スポーツ推進事業	非該当	スポーツ基本法社会教育法	市民	市民の健康を保持・増進するために、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進を図る。		А	A	方法改善	①スポーツの施策を総合的に推進するため、「北杜市生涯スポーツ推進連絡協議会」を開催し、各関係団体の連携を図るとともに、「北杜市生涯スポーツ推進計画」の策定を行う。 ②スポーツ推進委員協議会や体協などスポーツ団体と連携して、スポーツ教室を積極的に展開する。 ③有名選手を招聘しての教室や国レベルの大会観戦を通して、スケート競技をPRし、八ヶ岳スケートセンターの利用促進を図る。
31	3 112	16	社会体育施設管理事業	該当	北杜市体育施設条例 北杜市体育施設条例 施行規則	施設利用者、社会体 育施設	①利用者の安全面を確保し、安心して利用できる環境を維持する ②市内社会体育施設の統廃合	①日常の清掃業務を実施し、施設が安全に利用できるよう維持管理に努める。 ②市全体の施設のバランスを考慮しつつ、また、地域住民の意見を踏まえながら老朽した施設の廃止を検討していく。	А	А	方法改善	現状調査の上、利用者等と協議する。 平成25年度 旧多麻・江草小学校 プール解体工事実施。白州体育館 改修工事実施設計実施。 平成26年度 白州体育館改修工事 予定。その他老朽化施設の廃止に ついて関係機関等と協議。
31	7 112	17	子どもの体力 づくり等推進 事業	非該当	スポーツ基本法 北杜市スポーツ推進 委員条例	①市内小学校児童 ②市内中学校生徒	スポーツ基本法に基づき、学校、スポーツ少年団(地域)、スポーツ推進委員(行政)が一体となって、子どもの体力づくりに努めるもの。	①スポーツ推進委員が、小学校の要請に基づき、子ども体力検定において、測定、体力向上のためのスポーツ指導を行う。 ②スポーツ少年団指導者が、各単位団でそれぞれのスポーツ指導を行うとともに、中学校の要請に応じて、柔道等の武道の指導を行う。	А	А	方法改善	様々なスポーツ教室の開催や、一流 選手を招聘しての交流事業の開催 により、スポーツの魅力をPRしてい く。また、存続が難しい単位団にあっ ては、統合を推進して存続を図る。
31	3 112	18	全日本ジュニ ア障害馬術大 会事業	非該当	北杜市生涯学習振興 補助金交付要綱	全国の馬術競技を行う小中高生、市民	の素晴らしさを体感してもらう。	全国の青少年のあこがれ、目標とするスポーツの拠点を形成し、スポーツ振興と地域の再生を推進する事業を展開することとして、財団法人地域活性化センターの補助金を活用し、事業を実施する。	А	А	廃止/休止	主催者である(公財)日本馬術連盟が、平成25年度をもって山梨県馬 術競技場を会場としないことを決定 したため事業を終了する。
31	112	19	青少年カウン セラー設置事 業	非該当	北杜市青少年カウン セラー規則	青少年カウンセラー	地域と連携し、青少年の健全育成及び非 行防止を推進する。併せて、青少年問題 に関する相談及び指導を行い青少年の 安全・見守り活動に寄与する。	青少年を取り巻く現在の環境や問題を認識し、青少年育成事業を展開する。また、相談業務や巡回指導等を実施することにより、青少年の健全育成や非行化の未然防止が図られる。	Α	Α	方法改善	①現在地区別に行っている各種事業を統合することで、事務の効率化が可能であるか検討。 ②関係部局と連携する中で、カウンセラー業務の充実を図る。
32	112	20	青少年育成推 進員事業	非該当	北杜市青少年育成推 進員規則	市内に居住する青少 年及び青少年育成団 体 青少年育成推進員	青少年育成推進員が、地域の中心となって、青少年の健全育成の推進を図る。	各地域から推薦された推進員を教育委員会が委嘱し、国・県・市の青少年健全育成施策を地域の中心となって、実施する。	А	А	方法改善	地域の役員のあて職ではなく、青少年育成推進員として最低2年間は活動を行うことができる方を推薦していただけるよう地域に要望していく。

No	. シ-	NO	. 事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令·要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
32	1 112	2 21	青少年育成市 民会議補助金		社会教育法	市民(青少年) 青少年育成北杜市民 会議	次代を担う青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進する。	青少年育成北杜市民会議の運営費助成 及び事業の推進。	А	А	方法改善	青少年を対象とした活動が主体であるため、参加料など事業収入の増加も見込めない。今後は各教育センターによる合同開催、他事業との連携開催などを検討する必要がある。
32	2 112	2 22	芸術文化スポーツ振興基金活用事業	該当	芸術文化スポーツ振 興基金条例	市民	優れた芸術文化スポーツ事業を行う団体 に支援することにより、市民の芸術等の 鑑賞機会の充実を図る。	市民のための芸術文化スポーツ振興事業を公募し、活用検討委員会により認定された有益な振興事業に対し、芸術文化スポーツ振興基金やふるさと納税制度を活用して、補助金を交付することにより、優れた芸術文化スポーツの鑑賞機会等を市民へ提供する。	А	А	拡大・充実	積極的に企業訪問やふるさと納税 への理解・協力を求め、安定した基 金の運用を図り、充実した活用事業 を実施する。
32	3 112	2 23	文化協会補助金	該当	北杜市生涯学習振興 補助金交付要綱	北杜市文化協会、市 民	文化振興を促進させるため、支援をする と共に、市文化協会が主体的な活動や、 運営をしていけるよう支援する。	①日頃の学習や練習の成果を披露する場を設けることで、活動を促進させる。 ②平成26年度から文化協会が自主運営していくうえでの体制整備や仕組みづくりの支援。	А	А	方法改善	市直営社会教育施設の一部業務管理委託、事業の委託などを検討して 方向性を示す。
32	4 112	2 24	県外文化大会 等参加補助金	該当	北杜市県外文化大会 等出場 参加補助金交付規則	全国大会等に出場す る市民	市民が県外で行われる文化大会等に出場し、参加する場合に、その経費の一部を市が補助することによりその活動を助長し、文化レベルの向上と振興を図ることが目的である。	県内大会において予選会を通過し、県代表として県外の大会に出場する北杜市文化協会加盟の団体及び市民で組織された文化的団体に対して、交通費、宿泊費、参加料等の補助対象経費の3分の1以内の額を交付するものである。	А	А	方法改善	当補助金の存続及び交付基準を含め規則を検討する。(予算内交付、 上限額設定、定額交付など)
32	5 112	2 25	芸術文化自 主·共催事業	非該当	芸術文化振興基本法	市民	芸術文化事業に親しめる機会や発表の場を提供し、市民の芸術文化活動を活発にし、文化を担う市民の育成を図る。	①ホール運営検討委員会の意見を反映させる中で、一流の文化芸術事業を展開する。 ②芸術鑑賞の充実を図るため、民間等と連携し共催事業を展開する。 ③地域のアーティストや文化団体の発表の場を提供する。	А	А	方法改善	市民等への事業周知に努めるとともに、ホール運営検討委員会のネットワークの活用や民間団体(観光、宿泊団体等)と連携した集客への取組み等プロモーション活動を展開する。
32	6 112	2 26	囲碁美術館管 理事業	非談ヨ	囲碁美術館管理運営 条例 囲碁美術館条例施行 規則		日本の伝統文化である囲碁の普及、継承及び市民の文化、余暇活動の向上を 図るとともに、施設の適正管理を行う。	①囲碁美術品等の展示並びに良好な維持管理。 ②子供や女性も対象とした囲碁講座、囲碁交流会及びプロ棋士を招いたスキルアップ講座の実施。	А	А	方法改善	市文化協会へ施設の業務一部管理 並びに囲碁普及事業の委託につい て関係部局と調整を行う。また、施 設使用料の徴収についても検討す る。(現在入館料無料)

No.	シー	⊦NO.		行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
327	112	27	国民文化祭推 進事業	非該当	国氏人化尔用准安神	活動に親しんでいる	広く文化活動への参加の機運を高め、新 しい文化芸術の創造を促すとともに、地 域文化の振興に寄与する。		А	А	拡大·充実	①企画委員会での十分な実施計画の協議、商工会や観光協会などとの連携を図り、それぞれの分野で事業にかかわりがもてるように進める。②市民が主体的に参加できるよう、各種団体が行う文化事業や小中学校における文化事業を、国文祭関連事業や実行委員会公認事業に位置付け、国文祭の一翼を担ってもらう。③国文祭を記念した鑑賞事業、市民発信の発表事業等を自主事業として企画する。
328	112		ホール施設管理事業	該当	芸術文化振興基本法	ホール利用者	利用者の安全を確保し、安心して利用できる環境を維持することにより、ホールの利用促進及び芸術文化の振興を図る。		А	А	方法改善	①委託業務の契約方法等は、3ホールの現状を踏まえ集約化や長期契約等を導入する。 ②3ホールの修繕等については、修繕箇所を洗い出し、計画的な対策を検討する。 ③指定管理者制度の導入は、施設の建築形態や利用状況を調査しホール運営検討委員会で検討する。 ④民間団体等(観光、宿泊関係者)と連携し、3ホールのPR等情報発信に努め利用促進を図る。
						拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	2 現状維持 3 22 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 1 合計 28					

No		- - -NO.	. 事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
当	₽校	給	食課									
32	9 113	1	地産地消給食 事業	非該当	食料·農業·農村基本 法·食育推進法		「地域に根ざした学校給食」を目指し、地 場産学校給食の推進として、重量割合で 45%を目指す。		А	А	現状維持	学校給食での地場農産物利用の方針を明確にし、学校給食関係者と農協、農業者団体、商工会、商店が話し合い、相互理解を深め、安定供給体制を確立する。また、旬の地場農産物を積極的に学校給食に取り入れたり、献立作りの工夫に努める。
33	113	2	学校給食管理 事業	該当	学校給食法	市内小中学校児童生 徒及び教職員	児童生徒の心身の健全な発達に資する ため、安全で安心、なおかつ栄養を考え た給食を提供する。	単独調理場2施設、給食センター4施設の 管理・運営を行う。	А	А	現状維持	ウェット方式給食施設(泉中学校調理場、小淵沢学校給食センター、武川学校給食センター)について、北杜市学校給食センター整備検討委員会の答申に基づきドライシステム方式の給食施設への統合を進める。
33	1 113	3	小中学校給食 事業	該当	学校給食法	市内小中学校児童生 徒及び教職員	児童生徒の心身の健全な発達に資する ため、安全で安心、なおかつ栄養を考え た給食を提供する。	安全で安心な学校給食を提供するため、献立に応じた食材を地元商店や地元生産者から購入する。 また、食材費である学校給食費の徴収を行う。	Α	A	現状維持	給食費の滞納者については、学校 や他部局との連携を図るとともに家 庭訪問等を実施し、滞納整理を強化 する。
		1			H25:		拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	0 現状維持 3 0 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 3				

No.	シート	NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令•要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
学	術	課										
	114	1	文化財調査・ 診断事業	非該当	文化財保護法		開発行為に際して適切な調査を行い、現 状保存及び記録保存をする。	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木 工事等の開発行為に際し、試掘調査、発 掘調査等を実施し、埋蔵文化財を記録保 存するほか、可能な場合には現状保存 する。本事業は法律に基づく保護制度で あるため、選択的に業務を展開する性格 のものではないので適切な調査を実施す る。	А	А	現状維持	土地改良事業等発掘調査事業は増加傾向にあるため、県教育委員会にも相談しながら対応を検討する。また、市内のNPO法人とも連携しながら迅速に処理する。
333	114	2	文化財保護・ 管理事業	非該当	文化財保護法 北杜市文化財保護条 例	市内指定文化財・根 古屋ケヤキ・神田サク ラ	指定文化財の適切な保護保存を図る。	天然記念物の樹勢回復事業等の指定文 化財の保護・管理を行う。天然記念物個 別に検討委員会を構成し、住民参加の 下、合意形成を図り、効果的に調査、環 境整備計画を策定する。また、その環境 整備工事を実施する。	А	А	現状維持	定期的な観察を含め適切な保護事 業を実施する。
334	114	3	ふるさと歴史 公園事業	非該当	文化財保護法·北杜 市文化財保護条例	ふるさと歴史公園(史 跡谷戸城跡、史跡金 生遺跡など)	適切に維持管理する。	史跡の除草等を行い、適正な管理に努める。除草等は地域住民団体に委託する。	А	А	現状維持	史跡文化財として適切な管理運営に 努める。なお、日常、ゴミの不法投棄 が見られるため、地域住民に委託 し、定期的に監視する。
335	114	4	文化財環境整 備事業	非該当	文化財保護法	梅之木遺跡(明野町 浅尾)	国史跡の指定を受け、史跡公園として保 存整備及び活用する。	平成24年度策定の梅之木遺跡保存整備基本構想に基づき、国庫補助金の交付を得て土地の公有地化、史跡整備を実施する。活用においては指定管理者制度、国庫補助事業の導入を検討する。	А	А	拡大·充実	全国的に展開されている従来型の 史跡整備の発想から離れ、市民参 加の整備活用一体型の史跡整備・ 活用の構想を策定し、文化庁と協議 する。
336	114	5	文化財活用推 進事業	非該当	文化財保護法 北杜市文化財保護条 例	市内指定文化財	周知・普及を図る。	パンフレット、マップの作成、記録映像作成、説明板を設置する。また、ソフト事業として文化財の周知・普及を目的としたイベント等を実施する。	А	А	現状維持	県・国指定の物件については県補助 を導入しながら計画的に更新を行 う。また市指定のものについても計 画的に更新を行う。
337	114	6	資料館施設運 営事業	非該当	博物館法 北杜市郷土資料館条 例	市内資料館施設の運 営・教育普及活動	施設の運営方針を明確にし、より効果的 に資料収集・保管、調査・研究、教育普 及・広報に努める。	一般展示や企画展示などの資料館運営 について、北杜市郷土資料館運営協議 会に諮り、適切、かつ効果的な事業運営 に努める。	А	А	方法改善	常設展の見直し、企画展、人物展な どについて、市郷土資料館運営協議 会での意見を踏まえながら検討す る。
338	114	7	資料館施設維 持管理事業	該当	博物館法 北杜市郷土資料館条 例	資料館施設観覧者、 施設利用者	利用者等が適切、効果的に学習活動を行えるように施設を適切に管理する。	資料館施設の維持管理について、北杜 市郷土資料館運営協議会に諮り、適切、 かつ効果的な施設の維持管理に努め る。	А	А	現状維持	当面は市民ニーズ等を把握しつつ、 市郷土資料館運営協議会において 検討していく。
						拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 5 1 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 7					

No.	シート	⊦NO.	事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価		H25年度 今後の方向性
中	中央図書館											
339	115	1	図書館運営事 業	非該当	図書館法	図書館資料の提供	市民ニーズを的確に把握し、資料提供を行う。	市民のニーズに幅広く対応できる資料選定を行い、市内各図書館が互いに連携を図りながら、サービス向上に努め、利用者が必要とする資料を提供する。	А	А	方法改善	市民からの寄贈本の収集を積極的に行うことで、より一層の市民へのサービスの向上を図る。また、図書館ボランティアの連携を更に深め、地域のニーズに即したサービスの提供を行う。
340	115	2	図書館管理事業	非該当	図書館法	図書館管理	図書館の効率的な運営を行うため、施設管理やシステム管理等を行う。	効率的な図書館運営を行うため、施設状 況を把握しながら、よりよい図書館管理 を行う。	А	А	方法改善	併設施設が多い中で、共有して運営できる事項を検討し、各部署ごとではなく全体としてより効率的な運営管理を行う。
341	115	3	図書館ボランティア研修	非該当	図書館法	図書館ボランティア	図書館ボランティア研修等を実施し、図 書館とボランティアが協力して図書館運 営を進めていく。	読み聞かせ、朗読等のボランティア研修 を実施する。	А	А	拡大·充実	ボランティアの現状を把握し、ボランティアが必要としている研修会を実施する。また、継続的に計画することで、ボランティアのスキルアップを図る。
342	115	4	ブックスター ト・セカンドブッ ク・サードブッ ク事業	非該当	図書館法・子どもの読 書活動に関する基本 的な計画	7ヶ月・2歳児・就学児 とその保護者	すべての子どもたちが、あらゆる機会、あらゆる場所において読書に親しむことができる環境を整備する。	ブックスタート(7ヶ月健診)、セカンドブック(2歳児健診)では、読み聞かせの大切さを伝え、図書館職員やボランティアによる読み聞かせを行い、絵本のプレゼントを行う。 サードブックでは、4月23日(「こども読書の日」)におすすめ本リスト等を配布する。	А	А	方法改善	子育て支援としても有効な事業では あるが、事業効果を検証する必要が あるので、利用者アンケートの実施 や図書館協議会において事業の実 施方法を検討する。
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:中央図書館) 単位:件								拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止	1 現状維持 0 3 民間委託等 0 8 終期設定/統合 0 0 合計 4		

No	シー		事務事業名	行政改革 アクショ ンプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	H25年度 1次評価	H25年度 2次評価	H25年度 今後の方向性	
月	甲陵中•高等学校											
34	3 116		甲陵中学•高 等学校運営事 業	非該当	学校教育法 北杜市立甲陵中学・高等学校設置条例 北杜市立甲陵中学校管理規則 北杜市立甲陵高等学校学則	甲陵中学校·高等学校 生徒	向い知識と子刀を百付 (さる金つに叙目) 理性も敷供する	平成16年に甲陵高等学校に中学が併設され、県下初の公立中高一貫校として6年間を見据えた教育課程による学校運営がなされている。そして一貫校として併設高等学校の教員による授業も実施され、将来の目標に向けた大学進学に即した教育環境としての充実。	А	A	現状維持	本校での特色のある教育システム の実践を広く認識してもらい、目標に 向かい魅力のある学校であることを 市内の小中学校への訪問や学校説 明会、甲陵だより等により情報発信 を行う。
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:甲陵中·高等学校) 単位:件								拡大·充実 方法改善 縮小 廃止/休止 拡大·充実	0 現状維持 1 0 民間委託等 0 0 終期設定/統合 0 0 合計 1 4 現状維持 21		
	H25年度今後の方向性についての集計(2次評価:教育委員会) 単位:件									方法改善 縮小 廃止/休止	30 民間委託等	